

港区の平和・人権・ 男女平等参画

令和元年度（2019年度）版 事業概要

港区総務部人権・男女平等参画担当

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

はじめに

区では基本構想の理念に人間性の尊重を掲げ、平和を基礎に人権が尊重された上で、女性と男性が平等に参画できる地域社会を築くことを目指しています。

平和に関しては、「港区平和都市宣言」に基づき、国際平和の実現に向け、あらゆる機会をとらえて平和を訴える事業を展開しています。

人権に関しては、平成28年度において、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」及び「部落差別解消推進法」が施行されました。同和問題など様々な差別を解消し、性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、全ての人が平等に大切にされる人権尊重社会の確立を目指し、人権尊重意識の啓発を図っています。

男女平等参画に関しては、港区男女平等参画条例に基づき、「港区男女平等参画行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定し、全ての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きられる男女平等参画社会の実現を目指して、区民、事業者等との連携・協働により施策を推進しています。平成27年度から令和2年度までは、「第3次港区男女平等参画行動計画-広げよう 男女平等-(平成27年度～32年度)」により進めています。

本書は二部構成とし、第一部は区の平和・人権・男女平等参画に関する事業概要、第二部は行動計画計上事業の平成30年度実施状況をまとめた年次報告書となっています。

平和と人権が尊重された男女平等参画社会の実現に向けた取組を御理解いただくとともに、男女平等参画施策の基礎資料として御活用いただければ幸いです。

令和元年8月

港区総務部人権・男女平等参画担当

目 次

第一部

港区の平和・人権・男女平等参画事業	1
-------------------------	---

第二部

平成 30 年度男女平等参画の推進に関する年次報告書	47
----------------------------------	----

第一部

港区の平和・人権・男女平等参画 事業

第一部 目 次

I 平和

1	平和展	7
2	平和のつどい	8
3	巡回平和メッセージ展	9
4	ミニ平和展セットの貸出し	10
5	平和青年団事業	11
6	平和の灯	12
7	被爆アオギリⅡ世・クスノキⅡ世	13
8	区内にある米軍ヘリポート基地の撤去要請行動	14
9	核実験に対する抗議行動	15

II 人権

1	憲法週間記念 講演と映画のつどい	19
2	人権週間記念 講演と映画のつどい	20
3	人権身の上相談	21
4	人権擁護委員による人権啓発活動	22
5	人権啓発パネル展	24
6	広報による人権啓発	25
7	人権連続講座	26

III 男女平等参画

1	男女共同参画週間事業	29
2	男女平等参画推進会議	30
3	男女平等参画に関する苦情等申出制度	31
4	女性に対する暴力をなくす運動パネル展	32
5	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業	33
6	仕事と家庭の両立支援事業	34
7	女性活躍推進事業	36
8	男女平等参画センター（リーブラ）	37

I 平 和

平 和 展

概 要

戦争・被爆体験を忘れることなく未来へと語り継ぎ、平和の大切さを改めて考える機会として、区内5会場で広島や長崎等から借用した戦争や平和に関する各種資料を展示しています。

事業開始時期

昭和60年度（平成5年度までは、「平和のための原爆被爆展」として開催）

事業の状況

○開催期間

平成30年7月28日（土）～8月15日（水）

会 場	内 容
港区役所1階ロビー	<ul style="list-style-type: none">・港区平和青年団活動写真・長崎写真パネル・平和首長会議パネル・港区戦災地図・港区平和関連史跡MAP
ありすいきいきプラザ 1階展示・読書コーナー	<ul style="list-style-type: none">・ヒロシマ・ナガサキ写真パネル・平和図書コーナー・港区語り部の会による紙芝居（8月2日）
赤坂図書館多目的ホール	<ul style="list-style-type: none">・東京空襲関連写真・東京空襲関連資料
高輪区民センター 2階展示ギャラリー	<ul style="list-style-type: none">・学校関連現物資料・近代の戦争～戦時下の暮らしと港区のあゆみ・東京大空襲関連写真・戦争・戦災関連DVD上映
みなとパーク芝浦 1階アトリウム 他	<ul style="list-style-type: none">・沖縄戦写真パネル・沖縄現物資料・ミニミニ原爆展
全会場共通	<ul style="list-style-type: none">・港区平和都市宣言・5つの平和への思い（展示会場案内パネル）・平和の灯について・折り鶴コーナー・平和メッセージコーナー

平和のつどい

概要

幅広い世代の区民が平和を考える機会をもてるよう、コンサート等各種ステージイベントのほか、港区平和青年団による活動報告会を同時に開催しています。

平成27年度は、「平和都市宣言30周年記念式典」として開催しました。

事業開始時期

平成19年度（平成28年度までは「平和を考える集い」として実施）

事業の状況

年度	日時	会場	内容	参加人数
26	9月13日(土)	麻布区民センターホール	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市長、長崎市長、福岡県八女市長からのメッセージ ・港区平和青年団活動報告「平和のためにできること」 ・「HAND SIGN」による「手話」を取り入れたライブパフォーマンス ・港区平和青年団と「HAND SIGN」による来場者参加型トークショー 	103
27	8月15日(土)	男女平等参画センターリーブラホール	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市長、長崎市長、福岡県八女市長からのメッセージ ・港区平和都市宣言朗読 ・黙とう ・広島被爆ピアノ演奏 ・港区平和青年団活動報告（閉会后、被爆ピアノ体験） 	157
28	8月27日(土)	男女平等参画センターリーブラホール	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市長、長崎市長、福岡県八女市長からのメッセージ ・港区平和都市宣言朗読 ・港区平和青年団活動報告 ・平和祈念コンサート 	70
29	8月26日(土)	男女平等参画センターリーブラホール	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市長、長崎市長、福岡県八女市長からのメッセージ ・港区平和都市宣言朗読 ・港区平和青年団活動報告 ・平和祈念コンサート 	179
30	8月25日(土)	男女平等参画センターリーブラホール	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市長、長崎市長、福岡県八女市長からのメッセージ ・港区平和都市宣言朗読 ・港区平和青年団活動報告 ・平和祈念コンサート 	183

巡回平和メッセージ展

概要

次世代を担う子ども達に平和の尊さを改めて考える機会を提供するため、区立小学校で著名人からの「平和メッセージ」や「港区平和都市宣言」のパネル展示や「平和図書コーナー」を設置しています。

事業開始時期

平成16年度

事業の状況

年度	開催期間	実施校
26	9月22日(月)～11月28日(金)	白金小学校、芝浦小学校、高輪台小学校、本村小学校、芝小学校
27	10月19日(月)～12月25日(金)	御成門小学校、赤坂小学校、筈小学校、港陽小学校、港南小学校
28	10月14日(月)～12月22日(木)	麻布小学校、白金の丘小学校、御田小学校、青山小学校、青南小学校
29	10月16日(月)～12月22日(金)	御成門小学校、芝浦小学校、高輪台小学校、本村小学校、赤坂小学校
30	10月15日(月)～12月21日(金)	芝小学校、白金小学校、南山小学校、筈小学校、港陽小学校

【展示内容】

- パネル展示（著名人による平和メッセージパネル、港区平和都市宣言パネル）
- 平和図書コーナーの設置
- 区立小学校6年生全員にリーフレットを配付（著名人からのメッセージ及び平和の灯を掲載）

ミニ平和展セットの貸出し

概要

戦時中の暮らしを再現した平和啓発セットを貸し出しています。

戦時中の悲惨さを衣・食・住の3つの視点から捉え、平和の尊さを改めて考える機会を提供しています。

事業開始時期

平成17年度

事業の状況

町会や地域等、子どもたちが集う場所での戦争・戦災体験の語り継ぎや、平和の尊さを考える会などの催しで活用してもらうために貸出しを行っています。

3か月前の同日から貸出しの申込を受け付けています。

貸出期間は、展示する期間及び展示・梱包・運搬などに必要な期間を含め、原則として2週間以内です。

年度	貸出実績
26	0件
27	1件
28	1件
29	2件
30	1件

Aセット（衣）

品目	貸出品
手で触れる物品	日常着（もんぺ、防災ずきん、国民服【甲号・上着のみ】、巻一トル）、日常品（持ち出しかばん、ヘルメット【紙製】、布製バケツ、水筒）
ビデオ（アニメ）	おかあさんの木、なっちゃんの赤いてぶくろ
本	絵で読む広島原爆、絵本東京大空襲、戦争とくらし百科、地雷ではなく花をください、難民と地雷

Bセット（食）

品目	貸出品
手で触れる物品	食品のレプリカ（すいとん、大根飯、芋の茎の煮物・箸付）、米つき
ビデオ（アニメ）	100ばんめのサル、一つの花
本	絵で読む広島原爆、絵本東京大空襲、戦争とくらし百科、地雷ではなく花をください、難民と地雷

Cセット（住）

品目	貸出品
手で触れる物品	灯火管制（電球、布製カバー、スタンド）
ビデオ（アニメ）	十六地蔵物語～戦争の犠牲になったこどもたち～、シロとたけし
本	絵で読む広島原爆、絵本東京大空襲、地雷ではなく花をください、左手がなくても僕は負けない、語り伝えるヒロシマ・ナガサキ（1～5巻）、戦争とくらしの事典

平和青年団事業

概要

次代を担う高校生世代を対象に、長崎への派遣研修を中心とした平和に関する研修を通して、平和を築く意識を醸成します。

平和学習や平和関連施設の見学などの活動で学習した成果をまとめた活動報告書の作成や、戦争や核兵器の悲惨さ、平和の大切さを広く地域に発信するため、活動報告会を開催しています。

事業開始時期

昭和61年度

事業の状況

年度	派遣人数	長崎派遣研修日程	研修回数	活動報告会	平和活動 (区事業への参加)
26	8	8月8日(金) ～10日(日)	5	9月13日(土) 14:00～16:30 麻布区民センター	・平和を考える集いへの参加 ・区民まつりへの参加
27	8	8月8日(土) ～10日(月)	5	8月15日(土) 15:00～17:00 男女平等参画センター	・平和を考える集いへの参加 ・区民まつりへの参加
28	8	8月8日(月) ～10日(水)	5	8月27日(土) 14:00～16:00 男女平等参画センター	・平和を考える集いへの参加 ・区民まつりへの参加
29	8	8月8日(火) ～10日(木)	5	8月26日(土) 14:00～16:00 男女平等参画センター	・平和のつどいへの参加 ・区民まつりへの参加
30	5	8月8日(水) ～10日(金)	5	8月25日(土) 14:00～16:00 男女平等参画センター	・平和のつどいへの参加 ・区民まつりへの参加

○派遣人数には、団長1人を含みます。

○当事業の詳細内容は「港区平和青年団活動報告書」を参照

○長崎派遣研修、活動報告会及び平和活動は研修回数には含みません。

平和の灯

概 要

平和都市宣言 20 周年事業の一環として、区立芝公園に新たな平和の象徴である「平和の灯（ひ）」を設置しました。

「平和の灯（ひ）」は、被爆地である広島、長崎、そして広島原爆の火を灯しつづけている福岡県八女市（分火時は星野村）の三か所の火を合わせたもので、核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願った平和都市宣言の理念を表す新たな礎として、平和の尊さを広く継続的に訴えていくものです。

設 置 年 月 日

平成 17 年 8 月 15 日



広島県広島市「平和の灯」ともしび

原爆犠牲者を慰め、核兵器廃絶と世界恒久平和への願いが込められていて、1964年以降核兵器が地球上から姿を消す日まで燃やしつづけようという反核悲願の象徴となっています。



福岡県星野村「平和の火」 (現：八女市)

昭和20年8月6日に広島に投下された原子爆弾のくすぶりつづけている炎を、星野村出身者が村に運び守りつづけ、1968年以降「平和を願う供養の火として永遠に灯しつづけよう」と村が引継ぎ、平和の塔を建立したものです。原爆犠牲者の供養と世界平和の願いが込められています。



長崎県長崎市 「ナガサキ誓いの火」

長崎を最後の被爆地にという願いを込めた「誓いの火」があり、1987年ギリシャのオリンピア市から送られた聖火で「この火が燃えている間は戦争が中止された」という古代ギリシャの由来に基づいています。

被爆アオギリⅡ世・クスノキⅡ世

概 要

平和都市宣言 20 周年事業の一環として、区立芝公園に設置した新たな平和の象徴である「平和の灯」の周囲に、被爆アオギリⅡ世及び被爆クスノキⅡ世を植樹しました。

○被爆アオギリⅡ世

昭和 20 年（1945 年）8 月 6 日に広島へ投下された原子爆弾の熱線と爆風、放射線により焦土となった中を生き抜いたアオギリの種から育てられたものです。「平和を愛する心」、「命あるものを大切にする心」を育み、平和の尊さを伝え、過ちを再び繰り返さないよう、被爆の実相を後世に伝えるものです。

○被爆クスノキⅡ世

昭和 20 年（1945 年）8 月 9 日に長崎へ投下された原子爆弾の熱線と爆風により焼けただれた山野の中を生き抜いたクスノキ（現在は、長崎市の天然記念物に指定。）の種から育てられたものです。21 世紀を核兵器のない平和な自然環境を大切にする世紀にしたいという思いがこめられています。

設 置 年 月 日

平成 17 年 8 月 15 日



アオギリⅡ世



クスノキⅡ世

区内にある米軍ヘリポート基地の撤去要請行動

概 要

港区には、23区で唯一の米軍基地(赤坂プレスセンターとニューサンノー米軍センター)があります。赤坂プレスセンターには、ヘリポートがあり、区民、特に近隣住民は、米軍ヘリコプターの騒音に悩まされ事故発生の不安を抱えています。

そのため、区は区内にある米軍基地(赤坂プレスセンター)の早期撤去を求め、国、東京都及び米国に対して要請行動を行っています。

要 請 行 動 の 状 況

区内にある米軍基地(赤坂プレスセンター)の返還、事故の再発防止及び騒音等被害の軽減を求める要請行動を行いました。

【過去5年度の要請行動】

要請日	内 容
平成27年2月12日	防衛省及び東京都を訪問し要請
平成27年8月26日	東京都へ要請
平成28年2月12日	防衛省及び東京都を訪問し要請
平成29年2月8日	防衛省及び東京都を訪問し要請
平成29年8月25日	防衛省へ要請
平成29年10月12日	防衛省へ要請
平成30年2月8日	防衛省及び東京都を訪問し要請
平成31年2月6日	防衛省及び東京都を訪問し要請

核実験に対する抗議行動

概 要

区は、広く核兵器廃絶を訴えるとともに、心から平和の願いをこめて、昭和 60 年 8 月 15 日に「港区平和都市宣言」をしました。

平成 4 年 4 月 1 日に、核廃絶や平和宣言を全世界の自治体に呼びかけ、非核宣言自治体間の協力体制を確立することを目的とする「日本非核宣言自治体協議会」に加盟しました。

また、平成 22 年 4 月 1 日には、核兵器廃絶のために世界の都市が連携する「平和市長会議」（現在は「平和首長会議」）に加盟しました。

区は、「港区平和都市宣言」の理念に基づき、核兵器廃絶、世界の恒久平和をより効果的に訴えています。

抗議の状況

核兵器の廃絶を訴えるため、これまで、米国、英国、フランス、ロシア、インド、パキスタン、中国、北朝鮮の各国の核実験に対して抗議しました。

【核実験抗議一覧（国別・過去 5 年度）】

国名	抗議送付日	実験の種類
米国	平成26年11月5日	新型核性能実験
	平成30年10月11日	臨界前核実験
北朝鮮	平成28年1月6日	水素爆弾実験
	平成28年2月10日	長距離弾道ミサイル実験
	平成28年9月9日	核実験
	平成29年9月4日	水素爆弾実験
ロシア	平成27年4月8日	想定軍事演習

II 人權

憲法週間記念 講演と映画のつどい

概 要

5月1日～7日の憲法週間にあわせて「憲法週間記念 講演と映画のつどい」を開催し、憲法について考える機会を提供しています。

事業開始時期

昭和57年度

事業の状況

年度	日時	会場	内容	参加人数
26	5月13日(火) 13:30～17:00	赤坂区民センター	「夢、挑戦、そして人とのつながり」 講師：白石 康次郎（海洋冒険家） 映画：そして父になる	241
27	5月14日(木) 19:00～20:30	赤坂区民センター	「世界からのメッセージ～平和と命の大切さ～」 講師：渡部 陽一（戦場カメラマン・ジャーナリスト） ※「～港区平和都市宣言30周年記念～憲法週間記念講演のつどい」として、ミニパネル展と同時開催で実施	170
28	5月12日(木) 13:30～17:00	高輪区民センター	「みんな、同じ地球で、同じ時代を生活している仲間なんだ！～旅に出て、人と出会って、気づいたこと～」 講師：たかの てるこ（旅人・エッセイスト） 映画：あん	317
29	5月9日(火) 13:30～17:15	高輪区民センター	「マスオの家庭教育考 サザエさん一家は幸福みつけの達人ぞろい」 講師：増岡 弘（声優） 映画：海街diary	195
30	5月8日(火) 13:30～17:00	高輪区民センター	「共に生きる社会へ～取材現場からの報告～」 講師：藪本 雅子（フリーアナウンサー・記者） 映画：この世界の片隅に	178

人権週間記念 講演と映画のつどい

概要

12月4日～10日の人権週間にあわせて「人権週間記念 講演と映画のつどい」を開催し、差別のない社会をめざして人権尊重意識向上のための啓発を行っています。

事業開始時期

昭和54年度

事業の状況

年度	日時	会場	内容	参加人数
26	12月9日(火) 13:30～17:00	赤坂区民センター	「みんな一人の価値ある人間です～生まれ・障がい・性別で変わるものではないはず～」 講師：鈴木 ひとみ (パラリンピック日本代表 (射撃)、バリアフリー啓発講師) 特別企画：鈴木ひとみさんと六本木中学校生徒との対談「障害を乗り越えて生きることは」 映画：毎日がアルツハイマー	150
27	12月10日(木) 13:30～17:00	高輪区民センター	「気づけば高まる言葉への意識～言葉の中の大きな力～」 講師：桂 七福 (上方落語家) 映画：アニー	169
28	12月6日(火) 13:30～17:00	高輪区民センター	「いま、ここにいること～私わたしであるために～」 講師：IVAN(ファッションモデル、タレント) 映画：パレードへようこそ～明日に向かって歌え～	166
29	12月5日(火) 13:30～17:15	高輪区民センター	「笑って前向きに！～素敵な大人の背中を見せるには～」 講師：中山 まさとも (漫才師) 映画：ずっと、いっしょ。	161
30	12月11日(火) 13:30～17:20	高輪区民センター	「100人の村 あなたもここに生きています」 講師：池田 香代子 (ドイツ文学翻訳家) 映画：ドリーム	188

人権身の上相談

概 要

法務大臣が委嘱する人権擁護委員が、区民相談の中で人権に関する相談に応じています。人権身の上相談は、区役所区民相談室において、毎月第2・第4木曜日の午後1時から4時まで行っています（ただし、12月の第4木曜日、1月の第2木曜日は除く）。利用には前日までの予約が必要です。

また、人権擁護委員法が施行された6月1日が「人権擁護委員の日」と定められていることから、この日にあわせて「特設人権相談」を開設し、午後1時から4時まで予約なしで相談に応じています。

根 拠 法 令 等

- ・人権擁護委員法
- ・港区区民相談室設置要綱

事 業 の 状 況

年度	26	27	28	29	30
相談件数（件）	3	2	7	4	4

人権擁護委員による人権啓発活動

概 要

人権擁護委員は、地域住民の中から人権擁護に理解のある人を区長が推薦し、法務大臣が委嘱します。人権擁護委員は、人権が侵害されないよう見守り、人権に関する相談に応じることや、正しい人権思想の普及・向上に努めています。

根拠法令等

- ・人権擁護委員法

事業の状況

○人権週間における街頭啓発

人権週間（12月4日～10日）にあわせて、人権擁護委員と区職員が街頭（区内1～2箇所）で啓発物品を配布し、人権啓発活動を行っています。

○小・中学生への人権啓発

【人権の花運動】

花の種子や球根などを、子どもたちが協力しあって育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操を豊かなものにすることを目的として実施しています。

花の種子や球根は、人権擁護委員が区内の小学校に出向いて贈呈式を実施し、子どもたちに配付しています。

年度	実施校
26	三光小学校、神応小学校
27	港南小学校、麻布小学校
28	南山小学校、本村小学校
29	筭小学校、東町小学校
30	赤坂小学校、青山小学校

【全国中学生人権作文コンテスト】

中学生が人権問題についての作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることを目的として実施しています。

年度	実施校
26	六本木中学校
27	港南中学校
28	白金の丘中学校
29	高陵中学校
30	赤坂中学校

【人権メッセージ】

小学生が人権作文を書くことを通じて、人権尊重の重要性について理解を深めること、また、各区等の代表が自らの考えや意見を自らの言葉で発表することにより、子ども自身に人権感覚を身につけさせるとともに区民等の人権意識の高揚を図ることを目的として、実施しています。

年度	実施校
26	青南小学校
27	港陽小学校
28	御成門小学校
29	芝小学校、赤羽小学校、芝浦小学校
30	御田小学校

【人権教室】

小・中学生を対象に、人権課題を知るとともに、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的に学習会を開催しています。人権擁護委員が講師となって、平成 22 年度から実施しています。

年度	実施日	実施校	内容
26	2月20日(金)	三光小学校	小学生の人権メッセージ入賞作品を教材に、人権について感じたこと、自分の身近に置き換えて考えてみたことを班ごとに話し合い、発表しあう。
27	実施なし	—	※東京法務局等との連携により、区内私立中学校・高等学校にて実施
28	実施なし	—	※東京法務局等との連携により、区内私立中学校・高等学校にて実施
29	実施なし	—	—
30	実施なし	—	—

【子ども人権 SOS ミニレターの配布と啓発】

電話では相談しにくい、勇気がいるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。

法務局から届いた専用レター用紙を、小・中学校に配布しています。

人権啓発パネル展

概要

人権尊重意識の向上を目的として、同和対策四区連絡会（港区、品川区、目黒区、大田区）において作成した人権啓発パネル等を中心に、様々なテーマのパネルを展示し、差別のない社会をめざした啓発を行っています。

事業開始時期

平成20年度

事業の状況

年度	開催期間	開催場所
26	10月15日（水）～29日（水）	高輪区民センター展示ギャラリー
27	1月13日（水）～27日（水）	みなとパーク芝浦1階アトリウム・区民ギャラリー・カフェフルール横
28	1月11日（水）～25日（水）	みなとパーク芝浦1階アトリウム・区民ギャラリー・カフェフルール横
29	1月10日（水）～24日（水）	みなとパーク芝浦1階アトリウム・区民ギャラリー・カフェフルール横
30	1月9日（水）～23日（水）	みなとパーク芝浦1階アトリウム・区民ギャラリー・カフェフルール横・2階アトリウム

【主な展示内容等】

○人権啓発パネル

- ・障害者の人権、DV（ドメスティック・バイオレンス）、児童虐待、高齢者虐待、外国人の人権、インターネット、パワハラ、セクハラ、差別落書き、身元調査、同和問題、仕事への差別、人権に関する国際条約や法律、犯罪被害者 等

（提供：同和対策四区連絡会）

- ・子どもと人権、アイヌの人々と人権、HIV感染者・ハンセン病患者等と人権、刑を終えて出所した人と人権、インターネットによる人権侵害、東日本大震災に起因する人権問題、北朝鮮当局によって拉致された被害者等と人権、ホームレスと人権、性的指向と人権、性同一性障害者と人権、人身取引（トラフィッキング）と人権 等

（提供：公益財団法人人権教育啓発推進センター）

○食肉市場（芝浦と場）パネル（提供：同和対策四区連絡会）

○人権擁護委員説明パネル

○世界人権宣言書画パネル（提供：公益財団法人人権擁護協力会）

○犯罪被害者支援啓発展示コーナー

○写真展「イエメンの子どもたち・世界の子どもたち展」

○ポスター掲示・パンフレット配布等

- ・子ども向け人権啓発冊子、企業向け人権啓発冊子、犯罪被害者支援関連パンフレット、アイヌの人々の人権、ハンセン病患者等の人権、犯罪被害者やその家族の人権、ハラスメント 等

広報による人権啓発

概要

人権尊重について考える機会を提供するため、広報みなどに人権に関する記事を掲載しています。

また、12月4日～10日の人権週間にあわせて、人権週間特集記事を掲載しています。

事業の状況

○シリーズ記事「私たちの力で人権の世紀に」平成30年度

広報みなど5月21日号 同和問題について正しく理解しよう

広報みなど6月21日号 なくそう戸籍謄本等不正取得

広報みなど7月21日号 インターネットと人権

広報みなど9月21日号 性の多様性について理解を深めよう

広報みなど10月1日号 さまざまなハラスメントをなくそう

広報みなど1月11日号 HIV感染者・ハンセン病患者等の人権問題

広報みなど3月11日号 アイヌの人々の歴史と差別

広報みなど3月21日号 刑を終えて出所した人とその家族への偏見や差別をなくそう

○人権週間特集 平成30年度

広報みなど11月21日号

【掲載内容】

●12月4～10日は人権週間です

- ・ 寄稿「持続可能な開発目標（SDGs）～人権に根差した「誰一人置き去りにしない」に広がる共感～」(根本 かおる さん (国連広報センター所長))
- ・ 平成30年度啓発活動重点目標「みんなで築こう人権の世紀 ～考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～」
- ・ 法務局・全国人権擁護委員連合会が掲げる17項目の強調事項
- ・ 人権コラム記事（差別落書きをなくそう、外国人の人権を尊重しよう、困ったときは人権相談へ）

●人権週間記念 講演と映画のつどい

○人権擁護委員制度 平成30年度

広報みなど5月21日号 「6月1日は人権擁護委員の日です」

広報みなど7月1日号 「人権擁護委員をご紹介します」

人権連続講座

概要

近年の差別3法（障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法）の施行やオリンピック憲章におけるオリンピックの根本原則などの動向を踏まえ、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に向けて様々な人権問題についての理解を深め、人権意識の醸成を図るため、区民や事業者を対象に、講演会・フィールドワーク・映画会・体験講座などの開催による啓発を行っています。

事業開始時期

平成30年度

事業の状況

年度	内 容	参加 人数
30	<p><第1回>フィールドワーク 「人権の森」でハンセン病を学ぶ ～国立療養所多磨全生園へ行ってみよう～ 日時：10月2日（火）9：00～17：30 講師：山内 きみ江（ハンセン病回復者）他 会場：国立ハンセン病資料館、国立療養所多磨全生園、花さき保育園</p>	198
	<p><第2回>講演 「自分らしく生きる」を支える ～暮らしの保健室とマギーズ東京～ 日時：10月17日（水）14：00～16：00 講師：秋山 正子（NPO法人マギーズ東京共同代表理事） 会場：東京都人権プラザセミナールーム</p>	
	<p><第3回>映画会・施設見学 お肉はどこからやって来る？ ～映画「ある精肉店のはなし」上映とお肉の情報館見学～ 日時：10月31日（水）10：00～16：00 講師：東京都中央卸売市場職員 会場：東京都人権プラザセミナールーム、東京都中央卸売市場食肉市場「お肉の情報館」</p>	
	<p><第4回>体験講座 Let's enjoy! みんなのスポーツ ～アダプテッドスポーツって何だろう？～ 日時：11月10日（土）14：00～16：00 講師：（公財）東京都人権啓発センター専門員 会場：東京都人権プラザ展示室・セミナールーム</p>	
	<p><第5回>講演 差別を禁止する法律はなぜ必要なのか 日時：11月19日（月）18：30～20：30 講師：木村 草太（首都大学東京教授・憲法学） 会場：みなとパーク芝浦1階リーブラホール</p>	

Ⅲ 男女平等参画

男女共同参画週間事業

概 要

6月23日～29日の男女共同参画週間にあわせて、家庭・学校・職場・地域のあらゆる場において、すべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きられる「男女共同参画社会」の実現への理解を深めるための取組をしています。

事業の状況

- 男女共同参画パネル展の開催

年度	開催期間	開催場所
26	6月19日（木）～27日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー
27	6月18日（木）～26日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー
28	6月16日（木）～24日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー
29	6月15日（木）～23日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー
30	6月14日（木）～22日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー

【主な展示内容】

- ワーク・ライフ・バランス
- 港区男女平等参画条例
- 男女平等参画に関する苦情等申出制度
- 男女雇用機会均等法改正ポイント
- セクハラ・DV啓発パネル
- 港区男女平等に関する在住・在勤者の意識・実態調査
- 家庭相談センター
- 女性活躍推進法

男女平等参画推進会議

概 要

男女平等参画の推進を図るため、区長の付属機関として、学識経験者、団体、公募区民計 15 人以内の委員で構成する会議です。

男女平等参画に関する重要事項を区長の諮問に応じ審議します。

事業開始時期

平成 16 年度

根拠法令等

- ・港区男女平等参画条例
- ・港区男女平等参画条例施行規則

事業の状況

年度	26	27	28	29	30
会議開催数 (回)	6	4	6	4	5

*当事業の詳細内容は、第二部「平成 30 年度男女平等参画の推進に関する年次報告書」を参照

男女平等参画に関する苦情等申出制度

概 要

区が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼす施策、性別による差別等の人権が侵害されたと認められる事案について、苦情・相談の申し出をすることができる制度です。

苦情等の申し出に対して、3名の苦情処理委員に苦情等の申し出内容の調査及び処理を依頼します。苦情処理委員は申出内容について、公正・中立な立場で調査をし、是正の勧告・助言・意見の表明等を行います。

事業開始時期

平成16年度

根拠法令等

- ・港区男女平等参画条例
- ・港区男女平等参画条例施行規則

事業の状況

年 度	26	27	28	29	30
苦情申し出件数 (件)	1	1	0	0	0

女性に対する暴力をなくす運動パネル展

概 要

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。内閣府では、毎年11月12日～25日の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。この期間にあわせて、暴力防止について啓発のための取組をしています。

事業開始時期

平成22年度

事業の状況

○「女性に対する暴力をなくす運動パネル展」の開催

年度	開催期間	開催場所
26	11月17日（月）～25日（火）	区役所1階ロビー
27	11月16日（月）～24日（火）	高輪区民センター展示ギャラリー
28	11月16日（水）～25日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー
29	11月15日（水）～24日（金）	高輪区民センター展示ギャラリー
30	11月14日（水）～22日（木）	高輪区民センター展示ギャラリー

【主な展示内容】

- 港区男女平等参画条例
- 女性活躍推進法
- ドメスティック・バイオレンス
- セクハラQ&A
- DV防止法、DV啓発
- ストーカー規制法
- 家庭相談センター
- デートDV、DV相談ナビ
- 港区人権に関する意識調査
- 苦情等申出制度

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業

概 要

第3次港区男女平等参画行動計画が掲げる課題である「企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進」の一環として、仕事と家庭の両立支援や男女がともに働きやすい職場の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの取組を推進している中小企業を認定しています。

認定の対象となる取組は、子育て支援分野・地域活動支援分野・介護支援分野・働きやすい職場環境づくり分野の4分野です。

認定された企業は、その取組を広報みなとや男女平等参画情報誌オアシス、中小企業応援情報誌こうりゅう、港区広報番組等で広く紹介しています。

また、港区での特別簡易型総合評価方式による工事及び業務委託契約の入札、プロポーザル方式による選考の際の一次審査において、加点対象となります。

事業開始時期

平成22年度

根拠法令等

・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業要綱

事業の状況

年度	新規 申請企業数	新規 認定企業数	継続 認定企業数	合計 認定企業数	認定取消 企業数
26	6	5	27	32	0
27	5	5	29	34	3
28	22	5	33	38	1
29	11	6	35	41	3
30	21	20	39	59	2

仕事と家庭の両立支援事業

概 要

性別に関わらず誰もが仕事と子育てを両立できる中小企業の職場環境づくりを支援するため、一定の条件を満たした区内中小企業の事業主に助成金、奨励金を交付しています。

平成 27 年 4 月から、「仕事と子育て両立支援事業」を「仕事と家庭の両立支援事業」に改め、従来の仕事と子育ての両立に加え、仕事と介護の両立、そして男性の子育て・介護への参加促進を支援する、5 つの奨励金制度になりました。

○子育て支援奨励金（平成27年 4 月リニューアル。旧：育児休業助成金）

中小企業事業主が、従業員に育児休業を 6 か月以上取得（平成27年 4 月 1 日以後に育児休業期間を終了した場合に限る。）させ、かつ、当該従業員が雇用保険法に定める育児休業給付金の支給を受けている場合に奨励金を交付します。（1 社 1 回限り、15万円）

○配偶者出産休暇制度奨励金

中小企業事業主が、従業員の配偶者の出産に際して 2 日以上取得できる有給の休暇制度を、新たに就業規則等に規定し、対象従業員に 1 日以上利用させた場合に奨励金を交付します。（1 社 1 回限り、10万円）

○介護支援奨励金（平成27年 4 月新設）

中小企業事業主が、従業員に介護休業を 1 か月以上取得させ、かつ、当該従業員が雇用保険法に定める介護休業給付金の支給を受けている場合に奨励金を交付します。（1 社 1 回限り、15万円）

○男性の子育て支援奨励金（平成27年 4 月新設）

中小企業事業主が、男性従業員に育児休業を 14 日以上又は育児のための短時間勤務（育児短時間勤務）を継続 1 か月以上取得させた場合に奨励金を交付します。（1 社 1 回限り、10万円）

○男性の介護支援奨励金（平成27年 4 月新設）

中小企業事業主が、要介護状態にある対象家族 1 人に対して、男性従業員が介護休業を継続 7 日以上又は介護休暇を 1 年間に 3 日以上（半日もしくは時間単位でも取得できる場合は、その合計が 3 日以上）又は介護のための短時間勤務（介護短時間勤務）を継続 1 か月以上取得させた場合に奨励金を交付します。（1 社 1 回限り、10万円）

事業開始時期

平成 17 年 2 月

根拠法令等

- ・港区中小企業育児休業助成金交付要綱（平成 28 年 5 月 1 日付廃止）
- ・港区中小企業子育て支援奨励金交付要綱
- ・港区中小企業配偶者出産休暇制度奨励金交付要綱
- ・港区中小企業介護支援奨励金交付要綱
- ・港区中小企業男性の子育て支援奨励金交付要綱
- ・港区中小企業男性の介護支援奨励金交付要綱

事業の状況

年 度	26	27	28	29	30
育児休業助成金交付件数(件)※1	0	0	—	—	—
子育て支援奨励金(件)※2	—	— ※3	15	16	17
配偶者出産休暇制度奨励金交付件数(件)	3	6	6	6	8
介護支援奨励金(件)※2	—	0	1	1	3
男性の子育て支援奨励金(件)※2	—	0	4	4	4
男性の介護支援奨励金(件)※2	—	0	1	1	2

※1 育児休業助成金

中小企業事業主が、育児休業期間を対象とした賃金を、1か月以上従業員に支払った場合に助成金を交付します。平成28年4月30日をもって申請受付終了。

※2 子育て支援奨励金(旧：育児休業助成金)、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金は、平成27年4月1日から実施

※3 子育て支援奨励金は、平成27年4月1日以降に育児休業から復帰後1年経過したのち申請を受け付けるため、平成27年度の実績はありません。

女性活躍推進事業

概要

女性活躍推進法の施行を踏まえ、区内企業・事業所において、自ら積極的に取り組んでいる経営者層が男女平等に関する働きかけを行い、女性も男性も職業生活と家庭の調和を図ることのできる環境整備や意識啓発の推進につなげます。

事業開始時期

平成 28 年度

事業の状況

年度	日時	開催場所	内容	参加人数
28	11月17日(木)	男女平等参画センター リーブラホール	イクボス講演会 イクボスとWorkとLifeのいい関係！ ～いままでのボス、これからのボス～ 講師：川島 高之氏 (NPO 法人コヂカラニッポン代表)	65

※平成 28 年度ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式と同日開催

※平成 29 年度から男女平等参画センター事業として実施

男女平等参画センター（リーブラ）

概 要

男女平等参画センター（リーブラ）は、港区男女平等参画条例で、男女平等参画社会実現のための区民及び団体による活動の支援のほか、男女平等参画施策に関する事業を推進する拠点施設として位置付けられています。

「リーブラ」とはラテン語で「てんびん」を意味し、「男女平等」の願いを込めた愛称です。

【施設名】 港区立男女平等参画センター

【愛称】 リーブラ

【開設年月】 昭和 55 年 4 月

【所在地】 港区芝浦 1 丁目 16 番 1 号 みなとパーク芝浦

【開館時間】 午前 9 時～午後 9 時 30 分

【休館日】 年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、臨時休館

【管理・運営】 指定管理者導入施設（※）

【指定管理者・（株）キャリアライズ

指定期間】 平成 26 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日（4 年 6 ヶ月）

パーソルテンプスタッフ（株）

平成 30 年 10 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（6 ヶ月）

※ 指定管理者導入施設は、民間事業者等の団体が指定管理者となって区の代行として施設の管理・運営を行うものです。

根拠法令等

- ・ 港区男女平等参画条例
- ・ 港区立男女平等参画センター条例
- ・ 港区立男女平等参画センター条例施行規則
- ・ 港区立男女平等参画センター運営要綱
- ・ 港区立男女平等参画センター登録要綱
- ・ 港区立男女平等参画センター運営協議会設置要綱
- ・ 港区立男女平等参画センター運営協議会委員選定要領
- ・ 港区立男女平等参画センター相談事業運営要綱
- ・ 港区立男女平等参画センター図書資料室運営要綱

事業の状況

（1）施設利用者数

年 度	登録団体数		施設利用数 (件)	施設利用者数 (人)
	男女平等推進団体	男女平等学習団体		
26	31	174	7,695	80,279
27	27	185	7,469	93,162
28	29	180	7,599	94,147
29	31	160	7,469	99,320
30	30	163	7,627	100,971

(2) 講座の開催

講座やワークショップ、講演会などを開催し、男女平等参画意識の啓発や学習の機会を提供しています。

[平成 30 年度]

開催日	講座名	参加人数
4月13日(金) 4月20日(金)	もっと自分を好きになる、ママのための2日間	延40
4月14日(土)	性風俗の仕事を暴力と犯罪から遠ざけるために～国内外の当事者運動・政策に学ぶ～	24
4月21日(土)	シングルマザー支援講座～ライフプランと子どもの教育費～	30
5月12日(土)	育休後も自分らしく働き続けるための、育休復帰準備講座	21
5月17日(木) 5月24日(木)	私らしく生涯輝くための女性のキャリアアップ講座	延52
5月19日(土)	本当は多様な日本人～海外にルーツを持つ子どもたちから考えるダイバーシティ～	34
6月2日(土)	イヤよイヤよはいや！なんです～性と同意と性暴力について考えるワークショップ～	15
6月30日(土)	もしもカミングアウトを受けたら LGBT 当事者によりそう理解のカタチ	23
7月5日(木)	ナメクジ捜査網～全国のナメクジの生態を追う女性研究者の挑戦～	12
7月7日(土)	性のことをキチンと知りたい、伝えたい！～イマドキ思春期と性教育～	33
7月21日(土)	東京 2020 へ向けて！女性アスリートの身体とジェンダー	6
7月22日(日)	プレパパ講座「赤ちゃんとお過ごしリアルな毎日を知って、産後のママのココロとカラダを支えよう」	19
8月5日(日)	男性学の視点から誰にとっても生きやすい・働きやすい社会について考える	40
8月23日(木) 8月24日(金)	自分らしく生きるために！～働く前に知っておくと役に立つハラスメントとワークルールの知識～	6
8月30日(木)	人生 100 年時代到来～40 代、50 代の女性のための『不安解消マネー術』	122
9月1日(土)	男性向け講座① はじめてのアロマ講座	11
9月15日(土) 9月29日(土)	知って安心！働くパパとママの初めての保育園準備講座	延51
9月22日(土)	女性のための起業講座 基本編	23
10月2日(火) 10月10日(水) 10月16日(火) 10月19日(金) 10月23日(火)	女性のための再就職支援セミナー+就職面接会	延39
10月5日(金) 10月12日(金)	子育て女性学講座 ～ココロもカラダも楽になるママのための2日間～	延17
10月15日(月)	社会貢献活動をはじめる、ひろげる助成金活用術講座	21
10月18日(木)	男性向け講座② 「ジェンダーって何!？」いまさら聞けない人に！男性向け1から学ぶジェンダー講座	14
10月27日(土) 11月3日(土)	女性のための起業講座(応用編)	延44
11月11日(日)	多様な私たちが多様に生きられるために～自分事としての性自認・性的指向～	23

11月15日 (木)	平成30年度港区ワーク・ライフ・バランス (WLB) 推進企業認定証交付式&シンポジウム	50
11月16日 (金)	離婚に悩んだら知っておきたい法律とシングルマザー支援講座	17
11月16日 (金) 11月22日 (木) 11月29日 (木) 12月6日 (木)	女性のエンパワーメント講座 人生を自分で考え自分で決める女性のための4日間	延 71
11月24日 (土)	防災講座～被災者支援から聞く避難先での女性のココロエ～	17
11月25日 (日) 12月9日 (日)	「小1のかべ」はこわくない! 家族で一緒に考える子育てと仕事の両立講座	延 22
11月27日 (火)	DVについて知ろう・学ぼう	21
12月4日 (火)	男性向け講座③ 料理講座 5種のスパイスで作る、2種の本格インドカレー講座	13
12月14日 (金)	働き方改革としての健康経営セミナー～先行事例をヒントに自社における生産性と健康増進を考える～	17
12月15日 (土)	サブカルチャーとジェンダー講座『BL進化論』著者から聞く～ボーイズラブが社会を動かす～	35
1月12日 (土) 1月26日 (土)	広告とジェンダー表現 多様な人々に目を向けた広告をつくってみよう	延 19
1月13日 (日) 1月16日 (水)	女性のための防犯研修会	41
1月25日 (金)	アンコンシャス・バイアスと女性活躍推進セミナー	65
1月25日 (金)	30代～40代シングル女性向け講座～わたらしい未来を描くための人生計画書作成講座～	19
1月29日 (火)	ドキュメンタリー『20世紀に輝いた世界の女性たち』ココ・シャネルにみる女性の生き方を考えるワークショップ	27
2月1日 (金)	介護×育児×家事・しごと 多重ケアの実態と地域支援について学ぼう	13
2月10日 (日)	ドラマ「弟の夫」上映 + 対談 田亀源五郎さん×村木真紀さん	110
2月13日 (水)	多様性って何? 自分の中の「多様性」を見つめてみよう	24
2月16日 (土)	国際理解講座 フランスのワーク・ライフ・バランス～仕事も子育てもあきらめない生き方～	26
2月23日 (土)	著者に聞く『ふたりは同時に親になる』～パパとママの現在地と笑顔と一緒に育児のコツ～	21
2月25日 (月)	女性の健康講座 更年期からのカラダの変化を知る&健康的に過ごすためには	25

(3) 出前講座

区内の事業所や保育園・幼稚園・学校等の教育機関を対象に、男女平等参画推進に関連するテーマでの研修事業を出前形式で実施しています。(初回のみ無料、2回目以降を希望する場合は実費負担)

ア 企業向け出前講座・Company College

- ①女性の活躍推進
- ②介護と仕事の両立につながる、大介護時代の備え・心構え
- ③ハラスメントを起こさない職場づくり
- ④女性の健康とライフキャリア講座
- ⑤業務効率化で実現! ワーク・ライフ・バランス

⑥自分で描く「自律・自走」のキャリアプラン講座

⑦LGBT理解促進講座

[平成30年度]

開催日	業種	テーマ名	参加人数
7月25日(水)	製造業	⑦:LGBT理解促進研修「誰もが自分らしく生きられる社会を目指して」	23
7月27日(金)	貿易	③:ハラスメント予防研修	14
11月21日(水)	物流	③:ハラスメント予防研修	17
11月21日(水)	情報・メディア	②:仕事と介護の両立セミナー	20
11月22日(木)	建設・鉄道系インフラ	①:私らしいリーダー像を描くキャリアデザイン講座	24
2月25日(月)	人材サービス	①:私らしいリーダー像を描くキャリアデザイン講座	28

イ 区内保育園・幼稚園向け

(職員向け) ①性別で分けない保育、②児童虐待とその対応

(保護者向け) ③パパの育児参加促進、④頑張るママへのサポート講座

[平成30年度]

開催日	園名	講座名	参加人数
9月13日(木)	民間保育園	児童虐待とその対応「保育園でのかかわり方を考える」	13

ウ 区内学校・教育機関向け

(生徒向け) デートDV(いわゆる「交際相手からの暴力」)予防

(生徒向け) 性の多様性を考える、LGBT理解促進講座

※平成30年度は、依頼がなく実施には至らなかった。

エ 港区立男女平等参画センター・登録団体向け

リーブラを利用する活動団体を対象に、男女平等参画に関する情報発信と学習機会の提供を目的としています。

[平成30年度]

開催日	団体名	講座名	参加人数
5月29日(火)	男女平等推進団体	だれもが人間として自分らしく生きられる社会と世界を目指して	29
9月27日(木)	男女平等推進団体	トイレと日本語から見える日本のジェンダーと男女平等	5
2月28日(木)	男女平等推進団体	リーブラのいま、男女平等のこれから	9
3月10日(日)	男女平等推進団体	女性が輝く時代へ 私たちの権利としての男女平等～体験的男女平等参画論～	33

オ 協力事業

男女平等参画の推進につながる企画や事業の開催を希望した団体とリーブラが協力した事業を実施しました。

[平成 30 年度]

開催日	主催	講座名	参加人数
5月24日(木)	チーム上谷	性犯罪をなくすための対話 第2回「軽視される痴漢被害」	125
7月19日(木)	チーム上谷	性犯罪をなくすための対話 第3回「小児性犯罪(子どもの性被害)」～前編	147
7月26日(木)	(NPO)メドゥサン・デュ・モンド・ジャポン	ロヒンギャの証言～無国籍であるということ～	91
8月29日(水)	(一社)企業研究会	BRI なでしこサミット 2018	195
9月13日(木)	チーム上谷	性犯罪をなくすための対話 第3回「小児性犯罪(子どもの性被害)」～後編	117

(4) 団体育成支援事業

男女平等参画社会の実現を図ることを目的とした事業を実施する団体に、助成金の交付及び支援を行います。平成 27 年度から、団体の成熟度、経験、企画内容・規模などにあわせて、ホップ(最大 10 万円)、ステップ(最大 7 万円)、ジャンプ(最大 30 万円)の 3 つのタイプを用意しました。

※平成 30 年度は、ステップタイプでの実施はなかった。

[平成 30 年度]

タイプ	開催日	団体名	事業内容	参加人数
ホップ (2 企画)	5月22日(火) 6月19日(火) 8月25日(土) 9月18日(火)	(一社)営業部女子課の会	営業部女子課 東京勉強会	延 60
	6月9日(土) 7月10日(火) 10月13日(土) 11月4日(日) 1月19日(土) 2月24日(日)	ハロハロ港区グループ (港区エシカルコミュニティ)	はじめてのエシカル×ジェンダー入門ワークショップ	延 55
ジャンプ (4 企画)	5月7日(月) 5月21日(月) 6月4日(月) 6月18日(月) 7月2日(月)	(一社)バリテ・アカデミー	女性政治リーダー養成講座 ～議員になって社会を変えよう!	延 107
	9月2日(日) 9月30日(日) 10月21日(日) 11月11日(日)	阿曾 真紀子	男らしくって?女らしくって? 江戸の世落語から考えてみよう! ※9月30日実施分は荒天により中止	延 31
	9月20日(木) 9月25日(火) 10月4日(木) 1月20日(日) 1月27日(日)	(一社)和なびジャパン	和なびジャパン ライフスキルワークショップシリーズ	延 61
	11月26日(月)	(NPO)妊婦のくらし	健康経営と女性の支援 ※講座実施の他、企業向けインタビューと冊子作成(500部)を実施	16

(5) 交流促進事業 (区民・団体・区・指定管理者)

ア 男女平等参画センター運営協議会

男女平等参画センターの事業、施設運営、広報等について、利用者と区及び指定管理者の3者で、意見交換、情報提供及び協議を行っています。

毎月1回 (第3木曜日) 計10回 ※8・1月を除く。

イ 利用者懇談会

男女平等参画センターの施設管理、事業運営に関する報告や意見交換を行うほか、『学ぼう！男女平等』を通して、利用者に男女平等に関する情報提供や知識の習得・交流を図ることを目的に年2回開催しています。

[平成30年度]

	日 時	参加人数
第1回	5月25日 (金) 18:30~20:00	118人
	5月26日 (土) 10:30~12:00	
第2回	10月26日 (金) 18:30~20:00	106人
	10月27日 (土) 10:30~12:00	

ウ 「みなと区民まつり」 平成30年10月6日 (土) ※7日 (日) は荒天により中止
男女平等参画センターの存在や事業内容をより広く多くの方に認知していただくために、子どもの広場部会に出展し、リーブラについてのアンケートも実施しました。
(アンケート回収件数: 191件)

エ 男女平等参画フェスタ in リーブラ 2018

平成30年6月23日 (土) 10:00~16:00、24 (日) 10:00~15:30

男女平等参画推進の拠点施設としての認知度の向上と、リーブラの実施事業や利用団体の活動内容の紹介や活動成果の発表の機会として開催しました。

【参加人数: 延2,840人 内訳 女性: 1,860人、男性: 980人】

出展団体数: 49団体 (展示部: 28、ステージ部: 12、料理部: 4、企画部: 5)

講演会: 平成30年6月23日 (土) 13:00~14:30

「全世代に贈る 多様な時代の生き方・働き方・暮らし方」

講師: 白河 桃子 氏 (少子化ジャーナリスト、作家)

参加人数: 69名 (内訳 女性52人、男性17人)

(6) 情報提供事業

ア 図書資料室運営

男女平等参画センター図書資料室では、男女平等参画に関する図書・行政資料・DVD・ビデオなどの資料を収集・資料の貸出しを行っています。

検索コーナーでは、検索用パソコンを2台設置し、インターネットで男女平等参画情報について閲覧することやセンター所蔵のDVD等を視聴することができます。また、Free Wi-Fiを導入していますので、自分のパソコンを持ち込んで、学習を行うことができます。

年度	資料所蔵数（点）	貸出数（点）	視聴コーナー 利用者数（人）	インターネット・PC 利用者数（人）
26	12,630	15,234	17	153
27	13,774	22,094	17	1,417
28	14,573	26,249	18	1,245
29	15,400	27,997	12	1,301
30	16,190	32,398	9	1,873

イ 港区男女平等参画情報誌「OASIS」の発行（過去3年度間）

通巻号	発行月	特集記事
平成28年度		
第49号	平成28年 6月	ママのキャリアアップを支えたい！
第50号	平成28年 9月	ジェンダー・ハラスメントを考える
第51号	平成28年12月	パパ友のすすめ
第52号	平成29年 3月	中小企業が日本の働き方を変える！
平成29年度		
第53号	平成29年 6月	SOGIハラのない日常を、すべての人に
第54号	平成29年 9月	がんの治療と仕事の両立
第55号	平成29年12月	性暴力への偏見と誤解
第56号	平成30年 3月	柔軟で現実的！中小企業のワーク・ライフ・バランス
平成30年度		
第57号	平成30年 6月	今だから知りたい「男女平等参画センター」のこと
第58号	平成30年 9月	災害時に女性と子どもを暴力から守るために
第59号	平成30年12月	「女子大学」ーアンコンシャス・バイアスからの解放
第60号	平成31年 3月	読んで気づく、すすめる、男女平等参画！

ウ クラブL（メールマガジン）

メールマガジン登録者に向けて、講座情報、休館日、心のサポートルームの開室状況などを中心とした情報を発信しました。（毎月2回程度）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
会員数（人）	444	525	609	661

エ ホームページ

講座情報を随時更新し、ウェブを通じた最新情報の発信を行いました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
セッション数（人）	54,165	53,542	58,110	62,935
ページビュー（回）	228,266	242,260	318,526	330,152

オ Twitter（ツイッター）

ホームページにて公開した情報を中心に、画像データ等を活用して発信しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ツイート数（回）	1,522	2,800	3,811	4,734
フォロワー数（人）	136	181	206	232
フォロー数（人）	196	281	412	517

カ 展示・啓発

館内の掲示板や交流コーナーなどを使用して、男女平等参画に関する情報の発信や展示を通じた意識啓発を行っています。

【館内掲示】

①女性に対する暴力をなくす運動特別展示

- ・パネル展示
- ・女性に対する暴力をなくす運動関連図書、資料展示
- ・相談機関一覧リーフレット

年度	開催期間	展示内容
26	11月7日(金)～28日(金)	女性に対する暴力をなくすために知っておきたいこと
27	11月13日(金)～26日(金)	人身取引防止展示
28	11月12日(土)～25日(金)	デートDV防止パネル展
29	11月14日(日)～25日(土)	ひとりで悩んでいませんか?
30	11月12日(月)～30日(金)	女性に対する暴力をなくすためのパネル展 ～気づくことから始めよう～

②その他

[平成30年度]

期間	展示内容
6月上旬～	政治分野における男女共同参画推進に関する法律の全文掲示 ※内閣府・男女共同参画局作成「女性の政治参画マップ2018」も継続掲示。
6月中旬～ 12月末まで	男女平等参画フェスタ in リーブラ・運営協議会企画「内閣府作成・男女共同参画週間」のポスターを展示した。
10月中旬～	デートDVを知っていますか? (いわゆる性暴力・性被害、アダルトビデオへの出演被害の予防・啓発を呼びかける内閣府作成資料等を印刷して掲示した。)
1月上旬～	平成30年度版「ひとりひとりが幸せな社会のために」(内閣府男女共同参画局作成・公開している同名のリーフレットを掲示した。)

【館外掲示】 場所：東京ウィメンズプラザ

[平成30年度]

展示期間	展示内容
10月～3月	東京ウィメンズプラザフォーラムの開催に伴い、都内男女平等参画関連施設の紹介を目的としたパネル展に出展した。

キ シアター・リーブラ

リーブラホールの活用と図書資料室所蔵用として購入するDVDなどの映像資料のうち、上映権付きの作品を区民が鑑賞する機会を提供し、男女平等参画につながる問題やテーマへの理解を深めることを目的としています。

[平成 30 年度]

開催日	上映作品	参加人数
4月12日(木)	いわさきちひろ ～27歳の旅立ち～	95
6月7日(木)	禁じられた歌声	84
8月9日(木)	92歳のパリジェンヌ	165
10月11日(木)	シアター・プノンペン	67
12月13日(木)	明日へ	46
2月21日(木)	私の中のあなた	82
合計		539

(7) その他事業

ア 保育室開放

保育室の利用促進を目的に、未就学児童とその保護者であれば誰でも利用できるようにしました。施設を開放するだけでなく、「絵本の森」「講座等の周知」も行いました。

平成 30 年度 合計 1,078 人

●保育室開放

開放日：毎週月曜日 ※「絵本の森」開催は、正午～午後 5 時まで

時間：10：00～17：00

対象：未就学児童とその保護者

平成 30 年度 年 51 回 延 298 人

●絵本の森

保育室の活用と新しい来館者の開拓と利用者同士の交流を目的としています。

内 容：絵本の読み聞かせ、手遊び歌、子育てに関する悩みなどの相談対応

日 時：原則、奇数月の第 4 月曜日 10：00～12：00

講 師：元区内保育園園長

平成 30 年度 年 6 回 延 107 人

●保育室利用（一時保育含む）

リーブラの部屋を利用している人が、自由に利用しています。

平成 30 年度 延 673 人

イ メディア掲載

開催する講座やイベントの情報をより広く、多くの方に周知することを目的に、さまざまなメディアに情報を発信することを意識した取組を行いました。

平成 30 年度 新聞：10 件 その他：7 件（情報誌、ウェブニュース、テレビなど）

(8) 相談事業

「心のサポートルーム」リーブラ相談室を開設しています。

相談は、家族・仕事・生き方・働き方・人間関係・離婚・DV（ドメスティック・バイオレンス）・デートDV（交際相手からの暴力）・ハラスメントなどの内容を無料で受け付けています。

ア 一般相談：電話・面接（予約制）

相談日時：月～土曜日 10：00～16：00

火・金曜日（夜間）18：00～21：00
 （日曜、年末年始、臨時休館日を除く）

（件）

年度	人間関係	自分自身の問題	健康関係	その他	合計
26	467	348	84	567	1,466
27	555	596	62	636	1,849
28	613	376	34	571	1,594
29	579	271	21	588	1,459
30	524	292	37	686	1,539

イ 法律相談：面接（予約制）

平成 24 年 8 月から弁護士による男女平等参画に関する法律相談を開設しています。
 希望により一般相談のカウンセラーが同席し、相談のサポートも行っていきます。

相談日：原則、第 1 木曜日

年 度	相談者数（人）		相談内容（件）						合計
	女性	男性	離婚	DV	親・子か らの暴力	金銭	労働	その他	
26	18	0	3	4	0	1	2	8	18
27	21	2	9	4	0	0	2	8	23
28	22	0	14	0	0	0	1	7	22
29	24	3	14	2	0	2	1	8	27
30	26	9	10	1	0	14	0	10	35

第二部

平成 30 年度
男女平等参画の推進に関する
年次報告書

目 次

I 平成 30 年度年次報告書の作成にあたって

1 男女平等参画行動計画と年次報告	53
(1) 計画の体系	53
(2) 年次報告の作成の趣旨	53
計画全体の体系	54

II 平成 30 年度男女平等参画行動計画事業実績

1 目標 1	59
2 目標 2	93
3 目標 3	123
4 目標 4	149

III 港区男女平等参画推進会議答申

第 3 次港区男女平等参画行動計画（平成 27 年度～32 年度）平成 30 年度事業 実績の評価について	165
----------------------------------------------------------	-----

《資料》

1 港区男女平等参画条例	189
2 港区男女平等参画条例施行規則	195

I 平成 30 年度年次報告書の
作成にあたって

1 男女平等参画行動計画と年次報告

(1) 計画の体系

「第3次港区男女平等参画行動計画—広げよう 男女平等—」(以下、「行動計画」という。)は、港区男女平等参画条例第3条の6つの基本理念に則って、条例の目標である男女平等参画社会の実現のために4つの目標を次のように定めています。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 目標1 | ワーク・ライフ・バランスを推進する |
| 目標2 | あらゆる場における男女平等参画を推進する |
| 目標3 | 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する |
| 目標4 | 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する |

これらの目標を達成するために、18の課題を設け、それぞれに施策の方向を掲げ、施策の実現のために160の事業を定めました。その中で、男女平等参画社会の実現のために重点的に推進していく事業を【責任項目】と位置づけました。〔計画全体の体系参照〕

行動計画の期間は、平成27年度(2015年度)から令和2年度(2020年度)までの6か年です。

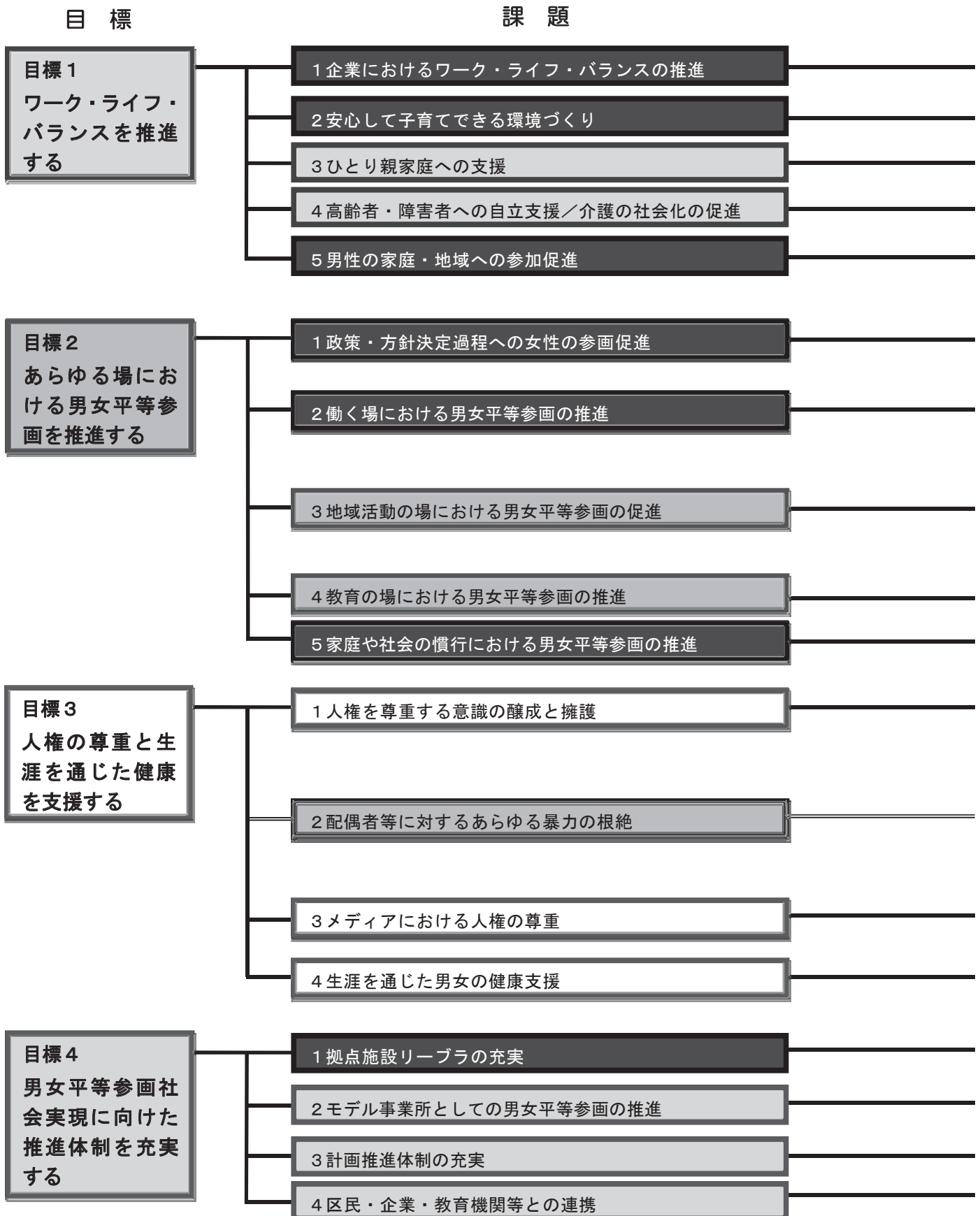
(2) 年次報告の作成の趣旨

港区男女平等参画条例第13条では、「区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。」とし、年次報告書の作成・公表について規定しています。

年次報告は、行動計画の計上事業の実施状況をまとめたものです。行動計画に関わる全ての事業について、各所管課が平成30年度目標及び平成30年度実施・進捗状況について記載しています。

年次報告は、行政内部の判断資料とするだけでなく、積極的に公表し、区民、事業者が男女平等参画への理解を深め、男女平等参画社会実現に向けた役割を共に担っていくための共通の情報として活用していくものです。

計画全体の体系



施策の方向

	<ul style="list-style-type: none"> 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 責任項目 1 2 男女の多様な働き方の支援
	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育環境の充実 2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備
	<ul style="list-style-type: none"> 1 ひとり親家庭への支援
	<ul style="list-style-type: none"> 1 高齢者・障害者の自立支援 2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実
	<ul style="list-style-type: none"> 1 男性の長時間労働の見直しの促進 2 男性の家庭・地域への参加のための支援 責任項目 2
	<ul style="list-style-type: none"> 1 審議会等委員の男女バランスへの配慮 責任項目 3 2 女性のエンパワーメント支援 3 企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進
	<ul style="list-style-type: none"> 1 女性の就労支援 責任項目 4 2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ 3 在勤者への働きかけ
	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進 2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進 3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進 4 防災分野における男女平等参画の推進 5 環境分野における男女平等参画の推進
	<ul style="list-style-type: none"> 1 幼少期からの男女平等参画の推進 責任項目 5 2 生涯学習における男女平等参画の推進
	<ul style="list-style-type: none"> 1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保
	<ul style="list-style-type: none"> 1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供 2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決 3 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護
	<ul style="list-style-type: none"> 1 暴力防止教育と啓発 責任項目 6 2 早期発見体制の充実と相談機能の強化 3 被害者を安全に保護する体制の整備 4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備 5 子どものケア体制の充実 6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化 責任項目 7
	<ul style="list-style-type: none"> 1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ 2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成
	<ul style="list-style-type: none"> 1 年代に応じた男女の健康づくりの支援 2 互いの性や健康に関する理解の促進 3 女性の生涯を通じた健康支援
	<ul style="list-style-type: none"> 1 区民に親しまれる施設としての機能の充実 責任項目 8 2 男女平等参画センター（リーブラ）の事業の充実
	<ul style="list-style-type: none"> 1 庁内における男女平等参画の推進 2 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現
	<ul style="list-style-type: none"> 1 男女平等参画に関する広報・啓発の充実 2 組織の連携
	<ul style="list-style-type: none"> 1 区民・企業・各種団体等との連携

内は、港区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」部分。

 内は、港区における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」部分。

Ⅱ 平成 30 年度男女平等参画 行動計画事業実績

目標 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する

施策の方向

事業名

課題 1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
責任項目 1

- 1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進
- 2 区との契約希望事業者に対する働きかけ【拡充】
- 3 企業・事業者向け講座・講演会の開催
- 4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知
- 5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用
- 6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実

2 男女の多様な働き方の支援

- 7 企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定の啓発
- 8 仕事と家庭の両立支援事業の実施【拡充】
- 9 両立支援制度の周知
- 10 年次有給休暇等の取得促進への啓発
- 11 育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進

課題 2 安心して子育てできる環境づくり

1 保育環境の充実

- 12 保育施設の充実【拡充】
- 13 病児・病後児保育、年末年始、休日等保護者支援の保育事業の充実【拡充】
- 14 一時預かり事業の充実【拡充】
- 15 みなと保育サポート事業の充実【新規】

2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備

- 16 うさちゃんくらぶ・高輪地区うさちゃんくらぶの実施
- 17 児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進
- 18 子ども家庭支援センター事業の充実
- 19 子育てひろばの充実【拡充】
- 20 育児サポート子むすびの実施
- 21 ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実
- 22 幼稚園教育の充実【新規】
- 23 幼稚園での子育てサポート保育
- 24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実
- 25 子育てセミナーの充実
- 26 家庭教育学級（自主）の実施【新規】
- 27 未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～の実施【新規】
- 28 よちよち子育て交流会の実施【新規】
- 29 ほっとひといき子育て支援事業の実施【新規】
- 30 子育てあんしんプロジェクトの実施
- 31 子育て王国基金の運営実施
- 32 放課後等の居場所づくりの推進【拡充】

課題 3 ひとり親家庭への支援

1 ひとり親家庭への支援

- 33 ひとり親家庭等医療費助成
- 34 ホームヘルプサービスの充実
- 35 休養ホーム事業の実施
- 36 児童育成手当等の支給
- 37 母子生活支援施設入所実施
- 38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付【拡充】
- 39 児童扶養手当の支給
- 40 ひとり親就労支援の実施

課題 4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進

1 高齢者・障害者の自立支援

- 41 高齢者の就業支援
- 42 障害者の就労自立支援
- 43 老人クラブの育成と運営助成
- 44 いきいきプラザ等での高齢者のいきがいつくりの応援
- 45 地域活動支援センターによる精神障害者を支える地域の支援
- 46 家庭訪問保健指導の実施
- 47 高齢者の健康保持増進のための各種事業の実施
- 48 自立訓練（機能訓練）事業の実施
- 49 高齢者の在宅生活を支える各種サービスの実施
- 50 高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築
- 51 高齢者虐待防止・養護者支援事業の実施
- 52 障害者虐待防止・養護者支援事業の実施【新規】

2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実

- 53 介護保険制度の普及・啓発
- 54 介護人材の確保・支援
- 55 施設入所介護サービス等の充実
- 56 通所介護サービス等の充実
- 57 ショートステイの充実
- 58 緊急一時保護の実施

課題 5 男性の家庭・地域への参加促進

1 男性の長時間労働の見直しの促進

- 59 稼働年齢男性のワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差の縮小【新規】
- 1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進（再掲）

2 男性の家庭・地域への参加のための支援
責任項目 2

- 60 男性向け講座の充実【新規】
- 61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援【新規】

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進 【人権・男女平等参画担当】
		2 区との契約希望事業者に対する働きかけ 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。
		3 企業・事業者向け講座・講演会の開催 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式による選考の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。
			女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
新規認定5社 更新企業22社 継続認定とあわせて計46社	【申請受付】 平成30年4月16日～6月29日 【新規申請】 21社 【新規認定数】20社 【更新企業数】20社 継続認定は59社	新規認定5社 更新企業10社 継続認定とあわせて計64社
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の申請時に提出いただく書類「レベル診断チェックシート」について、女性の活躍推進に関する項目を設け、女性の職業生活における活躍の促進について積極的に取り組んでいるか否かを評価しました。 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&シンポジウムでは、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している先進的な企業の女性代表や人事担当者から、自社の取組を紹介するなど、これからワーク・ライフ・バランスの取組を推進しようと考えている企業の担当者に対し、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。また、認定事業者の取組内容を、広報紙や区ホームページ、男女平等参画情報誌「オアンス」等で発信しました。 		
<p>【契約管財課】</p> <p>引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p>	<p>【契約管財課】</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とする特別簡易型総合評価方式を適応した長期継続契約の委託契約件数は10件です。工事請負契約については、平成30年度に特別簡易型総合評価方式の見直しを検討したため、実績はありません。平成31年4月1日から新たな内容で特別簡易型総合評価方式を実施し、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価します。プロポーザル方式により事業者を決定した契約件数は45件です。</p>	<p>【契約管財課】</p> <p>引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図りました。</p>		
<p>【人権・男女平等参画担当】</p> <p>区の入札参加資格をもつ事業者及びその他の区内の事業所に対し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレットを送付するなど男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】</p> <p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットの送付のほか、広報紙やホームページ等での周知もあわせて、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】</p> <p>ハローワーク品川の協力も得て、区の入札参加資格をもつ事業者の他、区内の事業所に対し港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレットを送付するなど男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>港区ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業に対し、契約制度に係る優遇措置を設けています。特別簡易型総合評価方式による入札の際には、工事に加え業務委託契約でも加点対象としています。また、プロポーザル方式による選考の一次審査も加点対象としています。このことをパンフレットにわかりやすく掲載し、周知しました。</p>		
<p>【産業振興課】</p> <p>引き続き、ハローワーク品川と連携し、セミナー等を通じて、多様な働き方について周知していきます。</p>	<p>【産業振興課】</p> <p>就職面接会を利用して、労働基準監督署の監督官による労働法セミナーを開催しました（12月）。また、平成30年度は、東京リーガルマインドと共催で事業主、人事労務担当、労働者等を対象に「労働契約等解説セミナー」を開催しました。さらに、ワーク・ライフ・バランス支援事業として、経営者向けにセミナーを年2回開催しました。</p>	<p>【産業振興課】</p> <p>ハローワーク品川と連携した労働法セミナーやワーク・ライフ・バランスに関連した経営者向けのセミナーの開催等を通じて、多様な働き方について周知していきます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材の定着と確保の面から、働き方と処遇の見直しが今後の企業経営に不可欠であることをワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて、企業トップへ喚起しました。また、ハローワーク品川と連携し、仕事と家庭の両立支援を掲げる企業による就職面接会を実施しました。 仕事と出産・育児・介護との両立について、企業の課題であることを意識させ、出前相談等の際に、企業トップに意識改革の働きかけを行いました。 仕事の効率化、長時間労働の削減、年次有給休暇取得の促進について、企業の課題であることをセミナーを通じて意識させるとともに、出前相談等の際に、職業生活と家庭生活の両立の取組を可能にするようアドバイスを行いました。 女性の人材活用が企業活動に不可欠であるとの観点から、特に長期間離職している女性にスポットをあて、女性が自信とやりがいを持ち、自身の持つスキルや経験を生かしながら、仕事と生活のバランスを保って働けるよう、テレワークやフレックスタイム制度の推進について、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップに働きかけを行いました。 男女ともに、生活と仕事とのバランスを保ち生きがいのある働き方ができるよう、人事評価を適正に活用して処遇に反映していくよう、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、企業トップに対して働きかけを行いました。 ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、これまでの性別役割分担意識を改革し、女性が自信とやりがいを持ち、スキルや経験を生かした働き方ができるよう推進していくことの重要性を、企業トップへ喚起しました。 		

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	3 企業・事業者向け講座・講演会の開催 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】
		4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布するとともに各区有施設等で配布し周知を図ります。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向けの出前講座は、6～8件を目標に実施します。平成29年度と同じテーマ（7種）での実施を前提としますが、企業経営の課題として、今後取り組むべきダイバーシティ&インクルージョンなどへの希望にも柔軟に対応していきます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 企業側の多様なニーズに対応できるよう、企業向け出前講座に7つのテーマ（女性活躍推進、ハラスメント予防、LGBT理解促進、介護と仕事の両立、女性の健康とライフキャリア、ワーク・ライフ・バランス、自身のキャリアプラン）を設定し、6件実施しました。</p> <p>（内訳） 女性活躍推進：2件 ハラスメント予防：2件 LGBT理解促進：1件 介護と仕事の両立：1件</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 区内中小企業を対象に、男女平等参画につながるテーマの研修を「企業向け出前講座」として6件実施予定です。テーマは以下を想定しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業に求められるLGBT対応講座 2. 女性の活躍とキャリア形成 3. 職場のハラスメント防止と対応 4. 介護離職を防ぐための介護と仕事の両立 5. ワーク・ライフ・バランス 6. 職場におけるコミュニケーション講座 7. 子育てしながら働き続けられる職場づくり
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&シンポジウム」では、働き方改革や女性活躍という言葉が先行しながらも、失敗が許されない人材不足の社会経済の状況下において着手に躊躇する企業の背中を押せるような具体的事例を盛り込んだパネルディスカッションを盛り込んだ事業を実施しました。 ・企業向け出前講座では、全6件のうち、女性活躍推進が2件、介護と仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）が1件でした。女性活躍推進では、女性社員で管理職や経営に関わる人がそもそもおらず、ロールモデルという言葉の響きにとらわれてある特定の人をイメージしがちな環境下にあって、自分なりの個性と経験そして能力を元に自分らしいリーダーシップの発揮の仕方を知り、その多様なリーダーシップのあり方を学ぶ講座を女性社員向けに実施してほしいとの依頼があったことを受けて、依頼に沿う形で研修を実施しました。 ・前記のとおり、企業向け出前講座での情報発信はもちろんのこと、リーブラで開催した区民向けの事業においても働き方改革と労働者の意欲（モチベーション）に焦点をあてた講座を行いました。長時間労働を減らしていくことの重要性は社会的要請としてありますが、その一方でただ勤務時間を物理的に短くするだけでは、心理的負担が増すだけです。そこで、こうしたことを実現するために必要な意欲や実現した後の生活や生き方をイメージできることの大切さを伝える講座を開催しました。 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&シンポジウムにおいて、テレワークやフレックスタイム制度等の取組を紹介し周知するだけでなく、企業トップの意識改革が必要なことを周知しました。また、仕事と家庭生活の両立に向けて職場全体の風土や意識を変えるための各事業者の取組を紹介し周知しました。 ・企業向けの出前講座6件のうち、2件がハラスメント予防に関する研修でした。2件は国内企業と外資系の企業からの依頼による実施でしたが、多種多様な働き方が技術の整備や制度の改変を通じて実現できるような環境になる中で、やり方や人々の考え方やまだ追いつけていない実態が、ハラスメントを引き起こす要因になりかねないとの観点から、基礎的な部分での成熟と信頼による社内の人間関係構築の重要性を伝える研修としました。 		
<p>【産業振興課】 引き続き、区民及び区内中小企業に対して労働者の権利に関わる関係法規の周知を行い、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解促進を図ります。</p>	<p>【産業振興課】 労働法に関するルールを分かりやすくまとめた「ポケット労働法」を1,000部増刷して、4,000部作成し、各地区総合支所、JR、地下鉄及びハローワーク品川等で配布したほか、区内の新成人にも郵送して労働に係る法規の周知を行いました。また、商工会館において、労働法に関連した図書やCDの貸出を行うことで、ワーク・ライフ・バランスについての理解促進を図りました。</p>	<p>【産業振興課】 区民及び区内中小企業に対して労働者の権利に関わる関係法規の周知を行い、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解促進を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の定着と確保の面から、働き方と処遇の見直しが今後の企業経営に不可欠であることを、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップへ喚起しました。さらに、労働法に関するルールを分かりやすくまとめた「ポケット労働法」を作成して各地区総合支所等で配布し、労働者の権利に関わる関係法規、各制度について幅広く周知しました。また、ハローワーク品川と連携し、正社員雇用に向けた就職面接会を実施しました。 ・女性の人材活用が企業活動に不可欠であるとの観点から、特に長期間離職している女性にスポットをあて、女性が自信とやりがいを持ち、自身の持つスキルや経験を生かしながら、仕事と生活のバランスを保って働けるよう、テレワークやフレックスタイム制度の推進について、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップに働きかけを行いました。 ・男女ともに、生活と仕事とのバランスを保ち生きがいのある働き方ができるよう、人事評価を適正に活用して処遇に反映していくよう、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、企業トップに対して働きかけを行いました。 		
<p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男女雇用機会均等法の改正、男女平等参画に関する苦情申出制度及び女性活躍推進法については、男女共同参画週間パネル展（6月14日～22日）で広く周知しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 広報紙、男女平等参画情報誌「オアシス」及び男女共同参画週間パネル展の他、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業や仕事と家庭の両立支援事業のパンフレットにおいて関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進 【責任項目1】	4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	
			5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用 【産業振興課】	
			6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実 【産業振興課】	
	2 男女の多様な働き方の支援		7 企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定の啓発 【人権・男女平等参画担当】	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布するとともに各区有施設等で配布し周知を図ります。
				ワーク・ライフ・バランスの導入マニュアルであるワーク・ライフ・バランスハンドブックを事業者に配布するなど普及啓発を図ります。
				企業が生産性を高め、人材の確保と定着を図るため、中小企業や商店街へ講座、講演会、個別相談会等を周知し、ワーク・ライフ・バランスの導入を促進します。
			8 仕事と家庭の両立支援事業の実施 【人権・男女平等参画担当】	従業員100人以下の事業所に対して、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の普及啓発とあわせて両立支援に関するノウハウを積極的に提供し、計画の策定へ向けた啓発を進めます。
			8 仕事と家庭の両立支援事業の実施 【人権・男女平等参画担当】	中小企業における「仕事と子育て」の両立支援に加えて、「仕事と介護」が両立できる職場環境づくりを支援するため、子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金を交付します。あわせて、男性の育児参加を進めるため、男性の子育て支援・介護支援奨励金を交付します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画週間パネル展（6月14日～22日）を開催しました。男女雇用機会均等法改正ポイントパネル及び女性活躍推進法（概要）のパネルを展示し、職場における雇用環境等の整備の必要性について啓発を行いました。 男女共同参画週間パネル展でワーク・ライフ・バランスのパネルを展示し、柔軟な働き方について広く周知しました。 憲法週間記念・人権週間記念のつどい等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は34件（前年度28件）でした。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。 		
<p>主に中小企業経営者、人事担当者を対象に、ワーク・ライフ・バランスを推進する上で中小企業特有の課題を分析し、課題解決に向けた推進ガイドブックを作成します。より一層、内容を充実させるとともに、企業相談の際には、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性と経営効果について、また人材の定着・確保の面からもその重要性について普及啓発を行います。</p>	<p>固いイメージのある表紙と性別等の固定観念にとらわれ誤解を与えるおそれのある各イラストの見直しを行いました。また、働き方改革法案（7月発行当時）を追加し、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方や雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保など法案のポイントを追加しました。さらに今までコラムで紹介したハラスメントについて、「ハラスメントのない働きやすい環境づくりに向けて」の項目を設け、マタニティ、セクシュアル、パワーの各ハラスメントの撲滅について、その内容を拡充しました。</p>	<p>従来のワーク・ライフ・バランスの考え方に、ハラスメントの撲滅、多様な働き方、女性活躍推進など現在、中小企業が抱える重要な課題を加え人材の定着・確保の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランス推進の普及・啓発を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 働く意欲がありながら退職している人の活用、勤務時間の弾力的な運用などの働きかけを企業経営者に行いました。 ガイドブックに各項目を設け、ガイドブックを活用し、職業生活と家庭生活の両立や多様で柔軟な働き方について推進しました。 		
<p>講演会、個別相談会の開催の他、産業振興課のホームページ、専用のホームページ等により周知を行います。特に企業の相談の負担を軽減する出前によるワーク・ライフ・バランス相談を通じて、専門家による的確なアドバイスにより、中小企業が抱える具体的な諸問題の解決を図ります。</p>	<p>セミナーを2回開催し、第1回は、「これからの働き方改革～ワーク・ライフ・バランスからワークイノベーションへ」をテーマに少子高齢化による労働力減少に必要な多様な人材活用を、第2回は「人を大切に経営」をテーマに、企業経営の目的は企業に係わるすべての人の幸せの追求・実現にあるとする基調講演を行いました。ワーク・ライフ・バランスの推進についての個別相談会と出前相談を行いました。それぞれ専用ホームページで周知を行いました。</p>	<p>ハラスメントの撲滅、多様な働き方、女性活躍推進など現在、中小企業が抱える重要な課題をテーマに講演会、セミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランス推進の普及・啓発を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 出前ワーク・ライフ・バランス相談やセミナー参加者に働きかけを行いました。 長時間労働の是正、年次有給休暇取得の促進等ワーク・ライフ・バランスへ取り組む企業への支援や、男女ともに職業生活と家庭生活を両立することを可能にするための取組について、セミナーを通じて行いました。 		
<p>区の入札参加資格をもつ事業者及びその他の区内の事業所に対しワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業及び両立支援事業のパンフレットを送付するなど男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>区内2,200社の事業者ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業、仕事と家庭の両立支援事業のパンフレットを送付し、働きやすい職場づくりのための働きかけを行いました。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業として新規認定された20社を男女平等参画情報誌オアシス59号及び港区ホームページ等で紹介しました。</p>	<p>区の入札参加資格をもつ事業者及びその他の区内の事業所に対し、ハローワーク品川の協力も得て、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業及び両立支援事業のパンフレットを送付するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」の新規申請時に提出される書類のうち、「レベル診断チェックシート」について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定を策定している事業主や育児や介護と仕事の両立のための職場環境整備について積極的に取り組んでいる事業主を評価しました。 「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」募集にあわせて「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を送付したほか、広報紙やホームページ等で周知を行った結果、前年度（計28件）の約2割増の申請（計34件）となりました。引き続き、啓発を一層進めるとともに両立支援制度の周知を図ります。 		
<p>申請件数： 子育て支援奨励金 21社 配偶者出産休暇制度奨励金 8社 介護支援奨励金 2社 男性の子育て支援奨励金 4社 男性の介護支援奨励金 2社</p>	<p>申請件数： 子育て支援奨励金 17社 配偶者出産休暇制度奨励金 8社 介護支援奨励金 3社 男性の子育て支援奨励金 4社 男性の介護支援奨励金 2社</p>	<p>申請件数： 子育て支援奨励金 20社 配偶者出産休暇制度奨励金 6社 介護支援奨励金 1社 男性の子育て支援奨励金 4社 男性の介護支援奨励金 3社</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> 「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」募集にあわせて「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を送付したほか、広報紙やホームページ等で周知を行った結果、前年度（計28件）の約2割増の申請（計34件）となりました。引き続き、啓発を一層進めるとともに両立支援制度の周知を図ります。 企業向けの出前講座6件のうち1件が、介護と仕事の両立に関するものでした。社員の年齢構成上、40歳代以上の人が多くなっている企業において、介護を理由とした離職は人材不足の世の中にあって非常に厳しく、会社の同僚の状況を理解した上で、会社としての対応を人事部を中心に学習する機会を持ちたいとの希望からの開催となりました。研修を通じて、人手不足の世の中と管理部門の人材育成に要する時間を考慮に入れると、同時並行的に働き方改革の発想がどうしても求められることへの気付きなどに対して、満足度94%という高い評価を受けました。 		

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 男女の多様な働き方の支援	9 両立支援制度の周知 【人権・男女平等参画担当】	中小企業のワーク・ライフ・バランスの取組を進めるため、事業者へ幅広く、効果的に広報活動を行い制度の周知・活用を図ります。
			10 年次有給休暇等の取得促進への啓発 【人権・男女平等参画担当】	国基準以上の就業規則の設定、残業の減少、サービス残業の解消、年次有給休暇の効果的取得促進等の情報提供を通して啓発していきます。
			11 育児・介護休業制度・子の看護休暇の普及促進 【人権・男女平等参画担当】	育児・介護休業制度の情報提供を図るとともに、男女がともに制度を利用できるよう、特に男性への育児休業・子の看護休暇制度の積極的活用を啓発を通して働きかけます。
	2 安心して子育てできる環境づくり	1 保育環境の充実	12 保育施設の充実 【保育担当】	乳幼児人口の増加が顕著となっており、依然として保育需要が高まっています。待機児童は減少しているものの、いまだ解消には至っていません。安心して働き、子育てできる環境を整備するために、認可保育園の新設や私立認可保育園の誘致、緊急暫定保育施設の設置等により待機児童解消を推進するため、保育施設の充実を図ります。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知します。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知しました。また、パネル展開催時、広報みなど、港区ホームページを通じて、区内中小企業に子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金についての周知をしまし	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知します。
《女性の活躍推進に関する取組》 男女共同参画週間パネル展（6月14日～22日）を高輪区民センター展示ギャラリーで開催したほか、憲法週間記念・人権週間記念のつどいで「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は34件（前年度28件）でした。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。		
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業及び仕事と家庭の両立支援事業のパンフレットを区内事業者2,200社に送付し、男女平等参画推進への働きかけを行いました。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 区内2,200の事業所に「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」のパンフレットを送付するなど周知しました。		
ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットや仕事と家庭の両立支援事業リーフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。	広報みなどに仕事と家庭の両立支援に係る記事を掲載し、継続的に周知しました。 平成30年度は、区内中小企業に対し、子育て支援奨励金17社、配偶者出産休暇制度奨励金8社、介護支援奨励金3社、男性の子育て支援奨励金4社、男性の介護支援奨励金2社を受け付け、交付しました。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットや仕事と家庭の両立支援事業リーフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 男女共同参画週間パネル展（6月14日～22日）を高輪区民センター展示ギャラリーで開催したほか、憲法週間記念・人権週間記念のつどいで「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は34件（前年度28件）でした。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。		
今年度の待機児童の状況を踏まえ、引き続き保育定員の拡大に取り組みます。保育定員の拡大にあたっては、既存施設の定員拡大や区有地・区有施設の活用、国有地等の活用を検討するほか、民間事業者の協力も得ながら取組を推進します。	<p>●平成30年度に開設した保育施設（平成30年4月1日～平成31年3月31日）</p> <p>[私立認可保育園]</p> <p>①ふたばクラブ港南保育園（平成30年4月1日開設） ②コスモス西麻布保育園（平成30年4月1日開設） ③高輪さつき保育園（平成30年7月1日開設）</p> <p>[小規模保育事業所]</p> <p>①正光寺保育園赤羽橋園（平成30年4月1日開設） ②こころナーサリー新橋（平成30年4月1日開設） ③ふらわあきざず保育園新橋（平成30年4月1日開設） ④ここいく保育園西麻布（平成30年4月1日開設） ⑤ちやいんど・はっぴびび!!白金保育園（平成30年4月1日開設）</p> <p>[事業所内保育事業所]</p> <p>①ポポラー東京表参道園（平成30年4月1日開設）</p> <p>[私立認可保育園]</p> <p>①芝公園二丁目保育室（平成30年4月1日開設） ②新橋保育室（平成30年9月1日開設※芝五丁目保育室からの移行） ③白金三丁目保育室（平成30年11月1日開設） ④三光保育室（平成30年12月1日開設）</p>	<p>今年度の待機児童の状況を踏まえ、引き続き保育定員の拡大に取り組みます。保育定員の拡大にあたっては、私立認可保育園の誘致などにより進めていきます。</p> <p>●令和元年度に開設を予定している施設（平成31年4月1日～令和2年3月31日）</p> <p>[区立認可保育園]</p> <p>①青山保育園（令和2年1月1日移転） ②元麻布保育園（令和2年1月1日開設）</p> <p>[私立認可保育園]</p> <p>①小鳩ナーサリースクール浜離宮（平成31年4月1日開設） ②ふたばクラブ東麻布保育園（平成31年4月1日開設） ③えほんのもり白金台保育園（平成31年4月1日開設） ④さくらさくみらい高輪（平成31年4月1日開設） ⑤マチー保育園白金高輪（平成31年4月1日開設） ⑥ゆらりんはあと保育園（平成31年4月1日開設） ⑦ゆらりん港南緑水保育園（平成31年4月1日開設） ⑧デイジー保育園芝浦（令和元年6月1日開設） ⑨ニチイキッズ芝公園保育園（令和元年8月1日開設）</p> <p>[港区保育室]</p> <p>①白金台保育室（令和元年度中開設）</p>
《女性の活躍推進に関する取組》 平成30年4月に認可保育所2施設、小規模保育事業所5施設、事業所内保育事業所1施設、港区保育室1施設を開設するとともに、平成30年度途中に私立認可保育園1園、港区保育室3園を開設しました。		

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	1 保育環境の充実	13 病児・病後児保育、年末年始、休日等保護者支援の保育事業の充実 【保育担当】
			保護者の子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育、年末保育、休日保育を実施します。また、東京都認証保育所に区独自の補助を付加するとともに、認可保育園の待機児童利用者に対して認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の区立・私立認可保育園及び緊急暫定保育施設並びに認証保育所の第二子以降の保育料を無料とします。
			14 一時預かり事業の充実 【保育担当】 【子ども家庭支援センター】
		15 みなと保育サポート事業の充実 【保育担当】 【子ども家庭支援センター】	家庭における保育が困難な乳幼児を、一時的に保育する一時預かり事業を充実させます。
			パートタイム勤務や育児短時間勤務など、保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、みなと保育サポート事業（定期利用保育事業）の充実を図ります。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>病児・病後児保育を継続して実施するとともに、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行います。</p> <p>年末保育、休日保育についても、継続して実施します。さらに兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料の無料化を継続し、国の幼児教育の段階的無償化に向けた取組にあわせて、保育料負担の軽減を行います。</p> <p>また、認可保育園の待機児童利用者に対し、引き続き、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。</p>	<p>平成29年12月に1か所、平成30年4月に1か所新たに病児保育室を開設し、6か所で病児・病後児保育を実施するとともに、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行いました。</p> <p>年末保育、休日保育についても、継続して実施しました。</p> <p>また、認可保育園の待機児童利用者に対し認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助するとともに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料の無料化を実施しました。</p>	<p>病児・病後児保育を継続して実施するとともに、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行います。</p> <p>年末保育、休日保育についても、継続して実施します。さらに、兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料の無料化を継続するとともに、認可保育園の待機児童利用者に対し、引き続き、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助します。また、10月以降の幼児教育無償化に向けて条例改正等を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>平成29年12月に1か所、平成30年4月に1か所新たに病児保育室を開設しました。また、引き続き、保護者が通常の病児・病後児保育室が利用できず訪問型病児・病後児保育を利用した場合に、その費用の一部に対する助成を行いました。</p> <p>年末保育、休日保育についても、継続して実施しました。</p> <p>また、認可保育園の待機児童を対象として、引き続き、認可保育園保育料と認証保育所保育料との差額を補助しました。さらに兄や姉が、保育園、幼稚園、認定こども園等に在園している場合の認可保育園、港区保育室、認定こども園等の第二子以降の保育料を無料とする認可保育園等における区独自の制度を認証保育所にも適用し、保育料負担の軽減を図りました。</p>		
<p>【保育課】</p> <p>白金台四丁目（子育てひろばあっぴい白金台）を平成30年4月1日に開設します。</p>	<p>【保育課】</p> <p>白金台四丁目（子育てひろばあっぴい白金台）を平成30年4月1日に開設しました。</p>	<p>【保育課】</p> <p>引き続き、在宅子育て家庭のニーズ把握に努め、支援事業の充実を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>白金台四丁目（子育てひろばあっぴい白金台）を平成30年4月1日に開設しました。</p>		
<p>【子ども家庭支援センター】</p> <p>あっぴい白金台の開設により、定員増を図り、より一層の事業の充実を図ります。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】</p> <p>平成30年4月1日にあっぴい白金台を開設し、一時預かり事業の定員増を図りました。あい・ぽーと、Pokke、あっぴい9施設における一時預かり事業の利用者は、昨年度より増加しました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】</p> <p>引き続き、各施設の安定した事業運営に努めるとともに、利用者が利用しやすい事業となるよう、より一層の事業内容等の充実を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>平成30年4月1日にあっぴい白金台を開設し、一時預かり事業の定員増を図りました。あい・ぽーと、Pokke、あっぴい9施設における一時預かり事業の利用者は、昨年度より増加しました。</p>		
<p>【保育課】</p> <p>白金台四丁目（みなと保育サポート白金台）を平成30年4月1日に開設します。</p>	<p>【保育課】</p> <p>白金台四丁目（みなと保育サポート白金台）を平成30年4月1日に開設しました。</p>	<p>【保育課】</p> <p>引き続き、在宅子育て家庭のニーズ把握に努め、支援事業の充実を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>白金台四丁目（みなと保育サポート白金台）を平成30年4月1日に開設しました。</p>		
<p>【子ども家庭支援センター】</p> <p>引き続き、各保育サポートでの安定した稼働に努めるとともに、あっぴい白金台の開設により、一層の事業の充実を図ります。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】</p> <p>平成30年4月1日にみなと保育サポート白金台を開設し、みなと保育サポート事業の定員増を図りました。みなと保育サポート事業を実施する5施設における一時預かり事業の利用者は、昨年度より増加しました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】</p> <p>引き続き、各施設の安定した事業運営に努めるとともに、ニーズに沿った運営の工夫等により、より一層の事業の充実を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>平成30年4月1日にみなと保育サポート白金台を開設し、みなと保育サポート事業の定員増を図りました。みなと保育サポート事業を実施する5施設における一時預かり事業の利用者は、昨年度より増加しました。</p>		

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	16 うさちゃんくらぶ・高輪地区うさちゃんくらぶの実施【健康推進課】	第1子で生後2か月～3か月の赤ちゃんと保護者の子育ての仲間づくりを目的とした参加者同士の交流会を行います。
			17 児童館等における乳幼児と保護者に向けた支援事業の推進【各総合支所管理課】	児童館等で乳幼児や保護者向けの支援事業を推進し、保護者同士の交流活動を促進します。また、地域の子育てサークルへの支援を行います。
			18 子ども家庭支援センター事業の充実【子ども家庭支援センター】	子どもと子育てに関するあらゆる相談に応じ、関係機関と連携しながら虐待の未然防止・迅速な対応・適切な保護や支援を行います。また、子育てコーディネーター事業等を通じ子育て支援に関する在宅サービスの調整・提供・連携を行います。さらに子育てサークル支援、地域の子育てネットワーク活動の支援に取り組みます。
			19 子育てひろばの充実【子ども家庭支援センター】	親子が身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場所を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談等を行う子育てひろばを拡大します。
			20 育児サポート子むすびの実施【子ども家庭支援センター】	保育施設等への送迎や保育など、利用会員と協力会員を結び、助け合いによる子育て支援を行います。
			21 ショートステイ・トワイライトステイ事業の充実【子ども家庭支援センター】	ショートステイ事業（家庭で一時的に子育てが困難な場合の短期間の養育）やトワイライトステイ事業（仕事等で帰宅が夜間になる場合の預かり）を充実させます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
引き続き産後母子ケア事業に取り込み、多くの人が参加できるよう地域別に日程を設け、うさちゃんくらぶを実施します。	うさちゃんくらぶは、産後ケア事業に取り込み、月2回計24回実施しました。また、多くの人が参加できるよう、「芝、麻布、赤坂」と「高輪、芝浦港南」に地区を分け地域毎に参加日を設定しました。	引き続き産後母子ケア事業として、多くの方が参加できるよう地域別に日程を設け、うさちゃんくらぶを実施します。
【芝地区総合支所管理課】 引き続き関係機関との連携を図り、神明子ども中高生プラザで乳幼児と保護者が気軽に参加できる事業を充実していきます。	【芝地区総合支所管理課】 引き続き保健師や栄養士によるプログラム、地域の民生・児童委員による相談受付や絵本・紙芝居の読み聞かせを実施しました。 また、同じプログラム内容でも月齢別に開催時間を分け、親子が参加しやすい工夫をしています。	【芝地区総合支所管理課】 引き続き関係機関との連携を図り、神明子ども中高生プラザで乳幼児と保護者が気軽に参加し、親子で一緒に楽しむことのできる事業を充実していきます。
【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、チラシや、ホームページ、ポスター等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。	【麻布地区総合支所管理課】 乳幼児親子向けのチラシ、ホームページ、ポスター等により、事業の周知を図りました。 乳幼児親子向けのつどいは年間67回実施しました。	【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、チラシや、ホームページ、ポスター等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。
【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り事業の充実をめざします。	【赤坂地区総合支所管理課】 関係機関との連携を図り、保護者同士の交流活動を促進しました。	【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り事業の充実をめざします。
【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、内容の充実を図り、事業を実施していきます。	【高輪地区総合支所管理課】 利用者のニーズに合わせた乳幼児親子プログラムを開催し、乳幼児親子の相互交流ができる機会を設定しました。 子ども家庭支援センターや保育園との関係機関や、栄養士、助産師、保健師等の専門職とも連携を取り子育ての不安や課題の解消に結びつくようコーディネートの役割を担いました。	【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、乳幼児親子のニーズに合わせた事業を工夫、周知実施します。
【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、乳幼児親子が参加しやすい事業を工夫し実施します。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 各施設は、親子向けの多彩なプログラムを実施しました。また、関係機関である子ども家庭支援センターと連携した講演会や子育て応援講座などを積極的に行いました。	【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、関係機関との連携を図り、乳幼児親子が参加しやすい事業を工夫し実施します。
子育てコーディネーター事業を広報等でPRし、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる環境の充実を図ります。また、親子ふれあい広場で各種のイベントや子育て講座を開催し、子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流することを促進します。	区内2か所で子育てコーディネーター事業を実施し、子育て支援に関する社会資源の紹介や、子育てや子どもの成長に関する悩み・不安の相談に応じました。また、まちづくり支援プロデューサーによるお誕生会やお楽しみプログラムを開催するとともに、広場コンシェルジュを配置し親子で参加できるさまざまなイベントを開催するなど、親子が集い相互交流できる場を提供しました。	子育てコーディネーター事業を広報等でPRし、子育てに関する悩みなどを気軽に相談できる環境の充実を図ります。また、親子ふれあい広場で各種のイベントや子育て講座を開催し、子育て中の親子が気軽に集い、相互に交流することを促進します。
親子が身近な場所で気軽に集い、育児に関する講座に参加したり、子育ての相談ができる場にするために、利用者がリラックスして過ごせるような雰囲気づくりを心がけるなど、施設サービスの質の向上を図ります。また、あっぱい白金台の開設により、より一層の事業の充実を図ります。	あっぱい白金台を平成30年4月1日に開設し、より一層の事業の充実を図りました。身近な場所で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場を提供し、育児に関する講座や集いの開催、子育て相談等を行う子育てひろば事業を実施しました。	親子が身近な場所で気軽に集い、育児に関する講座に参加したり、子育ての相談ができる場にするために、利用者がリラックスして過ごせるような雰囲気づくりを心がけるなど、施設サービスの質の向上を図ります。
協力を拡大するために、港区子育て支援員研修の受講を促進するとともに、社会福祉協議会で独自の子むすび協力会員養成講座を開催し、協力会員の拡大と質の向上を図ります。	協力を拡大するために、港区子育て支援員研修の受講を促進するとともに、社会福祉協議会で独自の子むすび協力会員養成講座を開催し、受講した25名のうち12名が協力会員として登録しました。	引き続き育児サポート子むすびの協力会員を養成するために、養成講座を開催します。より効果的な講座となるよう、実施状況の検証を行い随時講座内容の見直し等を行います。
引き続き、事業の安定した運営を行うとともに、事業の周知に努めます。	仕事や出産等で一時的に子育てが困難な場合に対応可能な支援として、広報などでPRするなど、事業の周知に努めました。	引き続き、事業の安定した運営を行うとともに、事業の周知に努めます。

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	22 幼稚園教育の充実 【指導室】 【教育政策担当】 【学務課】
			幼稚園教育の充実に向けて様々な取組を実施します。保護者に対しては、子育ての喜びが味わえるように子どもとともに育ち合う確かなパートナーシップを築いていきます。地域や年齢ごとの幼稚園入園のニーズを的確に把握し、3歳児をはじめとする幼稚園の定員増を図ります。 区立幼稚園では、小学校3年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児の保育料を無料とします。
		23 幼稚園での子育てサポート保育 【学務課】	教育課程に係る教育時間の終了後に、区立幼稚園5園（赤羽、高輪、本村、中之町、にじのはし）において希望する在園児を対象に午後4時30分までの預かり保育を行います。また、小学校3年生までに在学または、保育所、幼稚園、認定こども園等に在園する兄・姉がいる園児については、年間利用の子育てサポート保育料を無料とします。
	24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実 【保育担当】 【各総合支所管理課】 【学務課】 【指導室】	保育園の地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」は、妊娠時から地域の保育園に登録を行い、出産前からかかりつけ園として気軽に相談したり、保育園見学や保育体験を通して、孤立せずに子育てができます。また、在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育て情報を提供できる「保育園であそぼう」等の事業を推進します。幼稚園では、「園庭開放」や「未就園児の会」等の事業を推進します。	

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【教育指導課】 「みなときつずなび 育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」を活用した保護者の啓発を行うとともに、引き続きの「小学校入学前教育カリキュラム」と「5歳児指導ポイント集」のさらなる活用を促進します。 幼児教育調査指導員による巡回指導、助言及び保護者に対する子育て相談を継続して行います。</p>	<p>【教育指導課】 5歳児保護者向けのリーフレット「みなときつずなび」、3、4歳児保護者向けの「家庭で大切にしたいことハンドブック」を活用し、学級懇談会等で保護者への啓発を行うとともに、家庭教育との連携を図りました。さらに、研修会等で、「小学校入学前教育カリキュラム」と「5歳児指導ポイント集」のさらなる活用を促進しました。 幼児教育調査指導員による若手教員への巡回指導、助言を各区立幼稚園5回以上実施しました。 港南幼稚園の増築により平成30年度の3・4・5歳児の定員を増やすとともに、南山幼稚園で子育てサポートを開始しました。また、平成31年度の区立幼稚園の園児募集において、園舎増築等により、3歳児52名、4歳・5歳児各30名の定員増を行いました。</p>	<p>【教育指導課】 「みなときつずなび 育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」を活用した保護者の啓発を行うとともに、引き続きの「小学校入学前教育カリキュラム」と「5歳児指導ポイント集」のさらなる活用を促進します。 幼児教育調査指導員による巡回指導、助言及び保護者に対する子育て相談を継続して行います。 港南幼稚園の増築により3・4・5歳児の定員を増やします。またあわせて子育てサポート保育を南山幼稚園で新たに実施します。</p>
<p>【教育企画担当】 港南幼稚園の増築により3・4・5歳児の定員を増やします。 またあわせて子育てサポート保育を南山幼稚園で新たに実施します。</p>	<p>【教育企画担当】 5歳児保護者向けのリーフレット「みなときつずなび」、3、4歳児保護者向けの「家庭で大切にしたいことハンドブック」を学級懇談会等で活用し、保護者への啓発を行うとともに、家庭教育との連携を図りました。さらに、研修会等で、「小学校入学前教育カリキュラム」と「5歳児指導ポイント集」のさらなる活用を促進しました。 幼児教育調査指導員による若手教員への巡回指導、助言を各区立幼稚園で5回以上実施しました。 港南幼稚園の増築により平成30年度の3・4・5歳児の定員を増やすとともに、南山幼稚園で子育てサポートを開始しました。また、平成31年度の区立幼稚園の園児募集において、園舎増築等により、3歳児52名、4歳、5歳児各30名の定員増を行いました。</p>	<p>【教育企画担当】 引き続き、5歳児保護者向けのリーフレット「みなときつずなび」、3、4歳児保護者向けの「家庭で大切にしたいことハンドブック」を学級懇談会等で活用し、家庭教育との連携を図ります。 幼児教育のさらなる充実のため、「小学校入学前教育カリキュラム」の改定を行い、各園に配布します。 園舎増築等により、平成31年度の3・4・5歳児の定員を増やすとともに、白金台幼稚園、芝浦幼稚園で子育てサポート保育を開始します。 10月より開始予定の幼児教育の無償化にあわせて、幼稚園保育料等を見直します。</p>
<p>【学務課】 区立幼稚園の保育料については、国が行う幼児教育の段階的無償化に向けた取組の動向を踏まえ、保育料改定に対応します。</p>	<p>【学務課】 引き続き、幼稚園の受け入れ体制の充実を図りました。 区立幼稚園の保育料について、継続して、多子世帯やひとり親等の負担軽減を実施しました。</p>	<p>【学務課】 区立幼稚園の保育料について、国が行う幼児教育の無償化に向けた取組の動向を踏まえ、対応します。</p>
<p>平成30年度から、新たに南山幼稚園で子育てサポート保育を開始し、実施園が10園に増えます。 また、港南幼稚園園舎増築に伴い、港南幼稚園の子育てサポート保育の定員を40名にします。</p>	<p>平成30年度から、新たに南山幼稚園で子育てサポートを開始しました。 また、港南幼稚園について、園舎増築に伴い、子育てサポート保育の定員を20名から40名に増加しました。</p>	<p>令和元年度から新たに、芝浦、白金台幼稚園で子育てサポート保育を開始し、12園全園で実施します。</p>
<p>【保育課】 引き続き、「みなとっこ」の制度については保護者が利用しやすい内容の見直しを図り利用率の向上を目指します。 子育て支援研修や施設見学を実施し各保育園職員の資質向上を図ります。また研修で学んだことを生かして「保育園であそぼう」での、遊びや育児情報の提供や育児相談にあたります。</p>	<p>【保育課】 在宅子育て家庭のニーズ把握に努め、支援事業の充実を図りました。</p>	<p>【保育課】 引き続き、「みなとっこ」の制度については保護者が利用しやすい内容の見直しを図り利用率の向上を目指します。 子育て支援研修や施設見学を実施し各保育園職員の資質向上を図ります。また研修で学んだことを生かして「保育園であそぼう」での、遊びや育児情報の提供や育児相談にあたります。</p>
<p>【芝地区総合支所管理課】 区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」「園庭開放（神明保育園のみ）」を実施していきます。引き続き、チラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」「園庭開放（神明保育園のみ）」を実施しました。内容としては、園庭遊びや室内遊び、給食試食会がありました。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」「園庭開放（神明保育園のみ）」を実施していきます。引き続き、チラシや広報、ホームページ等を活用し、事業の周知を図り事業を行います。</p>

目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する

		事業名	事業内容
2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	24 保育園・幼稚園による子育て支援の充実 【保育担当】 【各総合支所管理課】 【学務課】 【指導室】	保育園の地域在宅子育て支援制度「みなとっこ」は、妊娠時から地域の保育園に登録を行い、出産前からかかりつけ園として気軽に相談したり、保育園見学や保育体験を通して、孤立せずに子育てができます。また、在宅子育て家庭の親子を対象に、育児不安の解消を図るために、育児相談を受け、子育て情報を提供できる「保育園であそぼう」等の事業を推進します。幼稚園では、「園庭開放」や「未就園児の会」等の事業を推進します。
		25 子育てセミナーの充実 【子ども家庭支援センター】	保護者が必要としている育児に役立つテーマを選定し、家庭での教育や子育てについて学習する講座を開催します。
		26 家庭教育学級(自主)の実施 【生涯学習推進課】	区立幼稚園、小・中学校の各PTA、社会教育関係団体に登録している子育てグループが、家庭教育に関するテーマについて学習する際、教育委員会が講師謝礼を負担します。
		27 未来の親体験～ここから始まる赤ちゃんふれあい事業～の実施 【芝地区総合支所区民課】	芝地区総合支所管内で中高生と赤ちゃんとのふれあい体験型事業を実施します。芝地区総合支所管内の学校や子育て支援施設等で、中高生と赤ちゃんが接する機会をつくり、子どもへの接し方、親になることをイメージできるような仕組みをつくることともに、赤ちゃんと中高生の世代間交流を支えることで、地域全体の活性化をめざします。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。</p> <p>南麻布保育園 定員102名→105名 本村保育園 定員104名→110名 西麻布保育園 定員129名→133名</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 区立保育園では、在宅の子育て親子に役立つ情報を提供したり、参加者同士の交流を支援する事業を実施しました。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。</p> <p>本村保育園 定員110名→112名</p>
<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、赤坂管内区立保育園3園で「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めます。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 赤坂管内区立保育園3園で引き続き「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、赤坂管内区立保育園3園で「保育園であそぼう」「みなとっこ」を実施し、事業の周知に努めます。</p>
<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 高輪地区立保育園の3園で「保育園であそぼう」や「みなとっこ」を実施し、事業の周知を行いました。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図ります。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、「保育園であそぼう」「みなとっこ」の周知を園だより、ホームページ等で行い、事業の周知に努め事業を実施します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 区立保育園及びこども園では、「みなとっこ」事業の周知に努めました。また地域の在宅子育て支援として、「保育園であそぼう」を月1回程度開催しました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、「保育園であそぼう」「みなとっこ」の周知を園だより、ホームページ等でPRを行い、事業の周知に努め事業を実施します。</p>
<p>【学務課】 引き続き、園庭開放や未就園児の会で、地域の子どもたちや在園児と交流する機会を増やし、各幼稚園での工夫を凝らした運営により、未就園児対策を図ります。</p>	<p>【学務課】 区立幼稚園では、引き続き、園庭開放や未就園児の会等を実施し、参加者同士の交流を促すとともに、保護者の育児不安や園生活への不安の解消を図りました。</p>	<p>【学務課】 区立幼稚園では、引き続き、園庭開放や未就園児の会等を実施し、参加者同士の交流を促し、子育ての悩みを気軽に相談できる場づくり、保護者の育児不安や園生活への不安解消を図ります。</p>
<p>【教育指導課】 保育園、幼稚園及び小学校と家庭とが連携した就学前教育を推進するため、「みなときつずなび 育ちと学びをつなぐ家庭で大切にしたいことハンドブック」の活用を促進します。</p>	<p>【教育指導課】 家庭教育との連携のため、研修会等の場で、保育士、教員に向けて、5歳児保護者向けのリーフレット「みなときつずなび 3、4歳児保護者向けの「家庭で大切にしたいことハンドブック」を保護者会や懇談会等で活用するよう、促しました。</p> <p>引き続き区立幼稚園では、「園庭開放」や「未就園児の会」、「幼稚園説明会」等を実施し、参加者同士の交流を促すとともに、保護者の育児不安や園生活への不安の解消を図りました。</p>	<p>【教育指導課】 家庭教育とのさらなる連携のため、5歳児保護者向けのリーフレット「みなときつずなび 3、4歳児保護者向けの「家庭で大切にしたいことハンドブック」の保護者会や懇談会等での活用を促進します。</p> <p>引き続き「保育園で遊ぼう」「園庭開放」や「未就園児の会」等を実施し、参加者同士の交流を促し、子育ての悩みを気軽に相談できる場づくり、保護者の育児不安や園生活への不安の解消を図ります。</p>
<p>引き続き、子ども家庭支援センターで子育て講座や防災講座など港区の地域性にあわせた講座を実施します。</p>	<p>「絵本から広がる自然あそび」「ポジティブディシプリン(体験型ワークショップ)」「産後の両親学級」など参加者同士がともに学び合い、仲間づくりのきっかけとなる講座を開催し、子育ての不安の解消、子育て力の向上を図りました。</p>	<p>地域の資源を活用しながら、引き続き、子ども家庭支援センターで子育てに関する講座や仲間づくりのきっかけとなる講座を実施します。</p>
<p>講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図ります。</p>	<p>講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図りました。申請は18件(幼稚園PTA12件、小学校PTA6件)ありました。</p>	<p>講師謝礼の負担により、保護者の学習機会を支援し、家庭教育の充実を図ります。</p>
<p>区民課の事業としては29年度で終了しました。30年度以降は、生涯学習スポーツ振興課所管の港区学校支援地域本部事業「みなと学校支援情報」にて同内容の授業を実施します。</p>		

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	28 よちよち子育て交流会の実施 【赤坂地区総合支所区民課】	子育てに関する相談や情報交換と交流の場として、赤坂区民センターの乳幼児室で「よちよち子育て交流会」を開催します。保健師、栄養士等の専門職による相談を行うとともに、子育てひろば「あい・ぼーと」の「子育て家族支援者」等の地域の人材を活用して、交流の促進を図ります。
			29 ほっとひといき子育て支援事業の実施 【高輪地区総合支所区民課】	地域の身近な場所で保健師・助産師・管理栄養士などの専門家に相談できる仕組みをつくり、地域の関係機関と連携し、安心して子育てができるよう支援します。また、地域の中での仲間づくりや保護者同士の交流を促進するとともに保護者の持つ力を高めます。
			30 子育てあんしんプロジェクトの実施 【芝浦港南地区総合支所区民課】	保健師・助産師・栄養士・臨床心理士によるプロジェクトチームが地区内の児童施設等を会場に、子育てに関するノウハウを提供し、個別の相談を中心とした事業を実施して、子育ての不安や悩みを解消することで、地域の子育て環境をつくります。
			31 子育て王国基金の運営実施 【人権・男女平等参画担当】 ※平成28年度から子ども家庭課に移管	基金を活用して地域の子育て環境を充実させます。
			32 放課後等の居場所づくりの推進 【子ども家庭課】 【各総合支所管理課】 【生涯学習推進課】	児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。さらに、地域の実情に応じて学童クラブの開所時間延長についても検討・実施します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
赤坂区民センター乳幼児室で「よちよち子育て交流会」を月2回開催します。また、青山地区でも開催します。	「よちよち子育て交流会」を月1、2回開催しました。講座や手遊びなどを行い、保護者の交流を図りました。 平成30年度実績：474人	赤坂区民センター乳幼児室で月2回、青山いきいきプラザで月1回開催します。
一年を通じ、身近な場所で相談ができ、親同士が交流できる機会を設けることで、育児能力の向上を図り安心して子育てができるよう支援します。	ほっとひといき子育てサロンは、ミニ講座や情報交換を通じて保護者の友達づくりや交流の場を提供し、保護者の持つ力を高めました。ほっとひといき子育て相談は、働く保護者が参加しやすいよう、土曜日にも実施しています。 平成30年度実績 ほっとひといき子育てサロン：年12回実施、延人数283名 ほっとひといき子育て相談：年84回実施、延人数1,608名	一年を通じ、身近な場所で相談ができ、親同士が交流できる機会を設けることで、育児能力の向上を図り安心して子育てができるよう支援します。
地区内9施設との連携により、年間90回の開催を予定しています。引き続き子育ての不安や悩みを保健師等の専門職と相談できる環境を維持し、保護者同士の交流の場にしていきます。また、平成29年度より臨床心理士も加わり、子どもの発達相談、母の気持ちの相談等に対応していきます。	育児相談、保護者同士の交流を芝浦港南地区の児童施設等で90回実施し、5,267人の利用がありました。父親の参加も毎回数名あり、両親そろっての子育ての支援も行えました。	地区内9施設との連携により、年間90回の開催を予定しています。引き続き子育ての不安や悩みを保健師等の専門職と相談できる環境を維持し、子どもの発達相談、保護者の気持ちの相談等にも対応していきます。保護者同士の交流の場を作ることにより、地域内での子育てを支援していきます。
引き続き、仕事と子育ての両立を推進し、子育て支援策を充実させるとともに、喫緊の課題を解決するために基金の活用を検討していきます。	平成30年度は、総合支所が実施する地域事業に加え、待機児童解消政策や子ども未来応援施策など喫緊の課題に対応するため、12事業を基金充当事業としました。 ・麻布地区地方交流事業（麻布地区総合支所管理課） ・赤坂地区赤坂・青山子ども中高生共育事業（赤坂地区総合支所管理課） ・高輪地区たかなわ子どもカレッジ（高輪地区総合支所管理課） ・高輪地区ほっとひといき子育て支援事業（高輪地区総合支所区民課） ・芝浦港南地区子育てあんしんプロジェクト（芝浦港南地区総合支所区民課） ・学習支援事業（生活福祉調整課） ・学童クラブ（子ども家庭課） ・保育施設誘致促進事業（子ども家庭課） ・地域型保育事業（保育課） ・港区保育室事業（保育課） ・高輪地区港区保育室事業（高輪地区総合支所管理課） ・産後要支援母子ショートステイ事業（子ども家庭支援センター）	引き続き、仕事と子育ての両立を推進し、子育て支援策を充実させるとともに、喫緊の課題を解決するために基金の活用を検討していきます。
【子ども家庭課】 引き続き、学童クラブの入会待ち児童が発生しないよう、学童クラブの定員の拡大を行います。	【子ども家庭課】 平成30年4月に放課GO→クラブこうなん、白金台学童クラブ、平成30年9月に新橋学童クラブを開設しました。	【子ども家庭課】 引き続き、学童クラブの入会待ち児童が発生しないよう、学童クラブの弾力的な運営や、新規開設等による定員拡大に取り組みます。
《女性の活躍推進に関する取組》 平成30年4月に放課GO→クラブこうなん、白金台学童クラブ、平成30年9月に新橋学童クラブを開設しました。		
【芝地区総合支所管理課】 学童クラブと学校で児童の様子等を共有できるように働きかけることにより、より連携を強化していきます。	【芝地区総合支所管理課】 普段から学童クラブと学校で児童の様子等を共有することで、ささいな情報であっても伝えることができるようになりました。	【芝地区総合支所管理課】 引き続き、児童の安全・安心を担保できるよう、情報共有を綿密に行います。
《女性の活躍推進に関する取組》 各家庭の状況に応じて、放課GO→や中高生プラザの一般来館等を案内し、育児しながら働く女性の不安・負担軽減を図りました。		

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	2 安心して子育てできる環境づくり	2 地域ぐるみの子育て・子育て環境の支援・整備	32 放課後等の居場所づくりの推進 【子ども家庭課】 【各総合支所管理課】 【生涯学習推進課】
			児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。 さらに、地域の実情に応じて学童クラブの開所時間延長についても検討・実施します。
	3 ひとり親家庭への支援	1 ひとり親家庭への支援	33 ひとり親家庭等医療費助成 【子ども家庭課】
			所得限度額未満のひとり親家庭の父または母もしくは養育者と15歳～18歳のその児童を対象に、医療費の自己負担分の一部を助成します。
		34 ホームヘルプサービスの充実 【子ども家庭課】	小学生以下のひとり親家庭の父または母への育児・家事援助サービス。月12回午前7時～午後10時までの間の1日4時間上限で実施します。
		35 休養ホーム事業の実施 【子ども家庭課】	15歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭に日帰りや宿泊のレジャー施設の補助を行います。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【麻布地区総合支所管理課】 放課後等に児童が安全・安心に活動できる場所として、利用者の学童クラブの需要に応えるため、定員を拡大します。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 放課G0→クラブ 5クラブ 飯倉学童クラブ 麻布子ども中高生プラザ 緊急暫定学童クラブ 2クラブ で実施。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り、登録者人数を増加させます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 引き続き、広報やホームページ、施設情報紙等を活用し、事業の周知を図り登録者人数を増加させます。</p>		
<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、安全・安心な施設利用に向け、職員の研修や、地域と連携、連絡を図ります。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 安全・安心な施設利用に向け、職員研修や、地域との連携、連絡を図りました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、安全・安心な施設利用に向け、職員の研修や、地域と連携、連絡を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 安全・安心な施設利用に向け、職員研修や、地域との連携、連絡を図りました。</p>		
<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 学童クラブ 14クラブ 放課G0→クラブ 15クラブ 子ども中高生プラザ・児童高齢者交流プラザ 6クラブ で実施。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、児童館・児童施設、学校施設等を利用して、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりを推進します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 各家庭の状況に応じて、児童館、子ども中高生プラザの直接来館や放課G0→等を案内し、育児しながら働く女性の不安・負担軽減を図りました。</p>		
<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 子ども家庭支援部と連携し、学童クラブの入会状況および小学校の入学推移を踏まえ、児童が安全、安心に過ごせる居場所の確保を行います。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 港南地域では、昨年、放課G0→クラブの開設を進め、平成30年4月に開設しました。また、開設当初は少なかった五色橋学童クラブの入会者数も徐々に増えてきました。芝浦、台場地域では、需要にほぼ応じることができました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、子ども家庭支援部と連携し、学童クラブの入会状況及び小学校の入学推移を踏まえ、児童が安全、安心に過ごせる居場所の確保に努めます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 港南地域では、昨年、放課G0→クラブの開設を進め、平成30年4月に開設しました。また、開設当初は少なかった五色橋学童クラブの入会者数も徐々に増えてきました。芝浦、台場地域では、需要にほぼ応じることができました。</p>		
<p>【生涯学習スポーツ振興課】 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図ります。</p>	<p>【生涯学習スポーツ振興課】 放課G0→みた・おだいばは、利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図りました。また、放課G0→クラブ化に向けて、学童クラブの専用室の確保等について関係各課と検討しました。</p>	<p>【生涯学習スポーツ振興課】 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図り、学童クラブ事業に対応できる専用室の確保など条件が整った小学校には、学童クラブ事業を加えた放課G0→クラブの実施を検討します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 利用者等の意見を踏まえ、放課後等に児童が安全・安心に活動できる居場所づくりの充実を図りました。</p>		
<p>引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。</p>	<p>対象者が偏らずに制度の利用ができるよう広く制度を周知し、適正かつ円滑迅速に助成をしました。 平成30年度末受給者数 1,202名</p>	<p>引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。</p>
<p>引き続き、サービス周知に努め、ひとりでも多くのひとり親が経済的・社会的自立を図れるよう支援します。</p>	<p>ホームヘルプ事業者との連絡会を開催し、区と事業者が連携して、ひとり親の自立支援につながるサービス展開を図ることを推進することとなりました。適正なサービス利用を行うための実態調査を開始しました。</p>	<p>引き続き、サービス周知に努め、ひとりでも多くのひとり親が経済的・社会的自立を図れるよう支援します。</p>
<p>引き続き、サービス周知に努め、ひとり親、低所得基準世帯の親子の休養及びレクリエーションが適切に実施され、子の健全育成が図れるよう支援します。</p>	<p>ひとり親及び低所得世帯の親子の休養及びレクリエーションが適切に実施され、健やかな子どもの成長を支援するために、10か所の日帰り施設の利用助成を行いました。申請書送付件数は、約4,100件で、そのうち約6割の親子が利用しました。</p>	<p>引き続き、サービス周知に努め、ひとり親、低所得基準世帯の親子の休養及びレクリエーションが適切に実施され、子の健全育成が図れるよう支援します。</p>

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	3 ひとり親家庭への支援	1 ひとり親家庭への支援	36 児童育成手当等の支給【子ども家庭課】	育成手当を18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童を扶養するひとり親家庭に支給します。また、障害手当を20歳未満で障害のある児童を扶養する家庭に支給します。なお、東京都の制度に基づく支給要件・支給制限があります。
			37 母子生活支援施設入所実施【子ども家庭課】	生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、入所の決定を行います。
			38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付【子ども家庭課】	母子及び父子福祉資金は、ひとり親家庭に対して、女性福祉資金は、母子家庭、女性に対して生活・就学・修学等に必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）
			39 児童扶養手当の支給【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
			40 ひとり親就労支援の実施【子ども家庭課】	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者または児童手当受給者と同等の所得水準にある人を対象に、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施したり、ハローワークの制度等を情報提供することで、就労支援を行います。
	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	41 高齢者の就業支援【保健福祉課】	技術や働く意欲がある高齢者に男女を問わず平等にその能力を活用する機会をシルバー人材センターやアクティブシニア就業支援センターにより提供していきます。
			42 障害者の就労自立支援【障害者福祉課】	障害者の自立を図ることを目的に、NPO法人みなと障がい者福祉事業団を中心に就労支援事業を実施します。
			43 老人クラブの育成と運営助成【各総合支所協働推進課】【保健福祉課】	高齢者が地域社会と一体となり活動する自主的団体である老人クラブを育成し、その運営を助成するため、会員数に応じた助成金を交付します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 平成30年度末受給者数 1,451名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
引き続き、ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難を抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行います。	家庭相談センターに寄せられる相談を通じて、養育に困難を抱える母子のニーズを適切に把握し、入所が必要と判断される母子に対して利用を勧めています。新たに入所を希望する母子世帯はありませんでした。	引き続き、ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難を抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行います。
引き続き、適正な審査と迅速な貸付を行い、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援します。	ひとり親世帯の経済的な困窮について丁寧に聴きとりをし、適切な貸付に努めています。 新規貸付 母子世帯18件、父子世帯1件（いずれも子の修学資金）	引き続き、適正な審査と迅速な貸付を行い、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援します。
引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。	対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに、手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。 平成30年度末受給者数 946名	引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。
引き続き、関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。	家庭相談センターに寄せられる相談を通じて、就労支援を希望する児童扶養手当受給者または、同等の所得水準にある人を対象に、産業カウンセラーの資格を有する相談員が求職活動や就労支援を行えるよう体制を整備していますが、港区生活・就労支援センターでの相談体制が安定してきたこともあり、利用者はありませんでした。	引き続き、関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。
引き続き、活動（就業やボランティア活動等）を通して、生きがいがづくりの支援や地域社会の活性化を図る公益社団法人港区シルバー人材センターを支援します。 おおむね55歳以上の人を対象とした就業支援窓口（無料職業紹介所）「アクティブシニア就業センター」の運営を支援します。	港区シルバー人材センターの契約金額は、前年度比5.1%増で、753,909,406円でした。 就業延日人員は、前年度比1.7%増で、150,359名でした。 みなと*しごと55(アクティブシニア就業支援センター)の新規求職者数は944名、就職者数229名、就職率は24.3%でした。 港区シルバー人材センター、みなと*しごと55(アクティブシニア就業支援センター)に運営費、事業費の補助金を支出しました。	引き続き、活動（就業やボランティア活動等）を通して、生きがいがづくりの支援や地域社会の活性化を図る公益社団法人港区シルバー人材センターを支援します。 おおむね55歳以上の人を対象とした就業支援窓口（無料職業紹介所）「アクティブシニア就業センター」の運営を支援します。
区内就労支援事業所のコーディネーターを行う就労支援員を配置し、発注業務の掘り起こしと受注業務の分配・調整を行う共同受注のシステムを維持し継続することで、区内民間企業と就労支援事業所との橋渡しを行います。また一層、新たな販路拡大や生産性の向上を目指す事業所への支援を強化し、一般就労の促進と安心して働き続けるための就労定着支援、就労面と生活面の一体的なサービス提供の充実に努めます。	みなと障がい者福祉事業団を事務局として、定期的な就労支援ネットワーク会議の開催（3回）に加え、就労移行支援事業所連絡会を開催（6回）し、就労支援関係機関等との連携を強化し、障害者の就労支援ネットワークの充実に努めました。 また、共同受注担当により、就労支援事業所の特徴や強みを的確に把握することで、就労支援事業所が受注しやすい環境を整え、新たな販路拡大や、生産性の向上や工賃アップに努めています。	共同受注担当により、発注業務の掘り起こしと受注業務の分配・調整を行う共同受注のシステムを維持し継続することで、区内民間企業と就労支援事業所との橋渡しを行います。 また、新たな販路拡大や生産性の向上を目指す事業所への支援を一層強化し、一般就労の促進と安心して働き続けるための就労定着支援、就労面と生活面の一体的なサービス提供の充実に努めます。
【芝地区総合支所協働推進課】 よりすみやかに助成金の支出をし、高齢者が活動資金に不安を抱えず、生きがいを感じて暮らしていけるような活動助成をしていきます。	【芝地区総合支所協働推進課】 平成30年度は例年に比べ、助成金の支出が速やかに行えました。また、会長変更により、女性の会長が1名増え、15団体中6団体が女性の会長になっています。	【芝地区総合支所協働推進課】 平成31年度は老人クラブを対象とした助成金説明会等で、よりわかりやすい説明を心がけ、役員等になることへの負担感を軽減し、だれもが参加しやすい老人クラブになるよう支援を進めます。
【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動支援・育成を通じて高齢者の生きがいがづくりを支援します。	【麻布地区総合支所協働推進課】 麻布地区内の老人クラブ9団体のうち、3団体は女性が会長に就任し、円滑にクラブ活動を行っています。	【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動支援・育成を通じて高齢者の生きがいがづくりを支援します。

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	43 老人クラブの育成と運営助成 【各総合支所協働推進課】 【保健福祉課】
			高齢者が地域社会と一体となり活動する自主的団体である老人クラブを育成し、その運営を助成するため、会員数に応じた助成金を交付します。
			44 いきいきプラザ等での高齢者のいきがづくりの応援 【各総合支所管理課】
			敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施します。
		45 地域活動支援センターによる精神障害者を支える地域の支援 【障害者福祉課】	精神障害者への日常生活の支援や相談、地域交流活動等を行い、社会復帰及び社会参加を促進し、自立を支援します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいがづくりを支援します。</p>	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 6団体、1,908千円の助成をしています。 ・赤坂親和会（59名）：男性17名、女性42名 ・赤坂和合会（56名）：男性13名、女性43名 ・青山常盤会（54名）：男性3名、女性51名 ・青山富士見会（37名）：男性10名、女性27名 ・福寿会（38名）：男性14名、女性24名 ・青山あすなろクラブ（38名）：男性21名、女性17名</p> <p>総計282名 会長は、男性2名、女性4名</p>	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいがづくりを支援します。</p>
<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動が充実するように支援・育成に取り組み、高齢者の生きがいがづくりを支援します。</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 会員数に応じた助成金を交付し、老人クラブの支援、育成に取り組みました。 ・団体数：8 ・女性会長：3名 (平成31年3月31日現在)</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、老人クラブの活動が充実するように支援・育成に取り組み、高齢者の生きがいがづくりを支援します。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、運営助成を通じて、老人クラブの育成及び高齢者の心身の健康づくりと生きがいがづくりを支援します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 13団体に対し、4,122,000円を助成しました。 また、芝浦港南地区総合支所管内の老人クラブ同士の交流を深めるため、ポッチャ練習会及び大会、グランドゴルフ練習会を開催しました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、運営助成を通じて、老人クラブの育成及び高齢者の心身の健康づくりと生きがいがづくりを支援します。</p>
<p>【保健福祉課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいがづくりを支援します。</p>	<p>【保健福祉課】 高齢者が地域社会と一体となり、自主的な活動をする区内の51の老人クラブ及び港区老人クラブ連合会に対して助成金を交付し、その活動を支援しました。</p>	<p>【保健福祉課】 引き続き、老人クラブ活動を通して、高齢者の生きがいがづくりを支援します。</p>
<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの人に参加してもらえさまざまな事業を実施していきます。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 敬老室や和室の無料開放やさまざまな健康を維持・保持するための事業を行い、多くの人に利用または事業参加してもらうことができました。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者と相談しながら、敬老室や和室の無料開放に加え、多くの人に参加してもらえさまざまな事業を実施していきます。</p>
<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施しました。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。</p>
<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図ります。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図りました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、多様な要望を取り入れ、新規利用者の獲得と地域コミュニティの定着を図ります。</p>
<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 敬老室や和室を60歳以上の人に開放し、健康の保持・増進につながる各種事業を実施しました。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、指定管理者による、多様な利用者の拡大とサービスの充実を目指します。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、利用者のニーズを把握し、いきいきプラザ連絡会等で他施設事業の情報共有を行い、利用の拡大につながるように事業を実施します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 利用者のニーズを把握し、ダーツや歌うプログラムの開催を増やし利用促進に努めました。また、高齢の高齢者が多いため、看護師による健康管理（血圧測定や相談等）に力を入れて実施しました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 引き続き、利用者のニーズを把握し、いきいきプラザ連絡会等で他施設事業の情報共有を行い、利用の拡大につながるように事業を実施します。</p>
<p>利用者が安心して過ごせる環境を提供します。精神障害者地域活動支援センターでの活動を通じて得られた経験が社会復帰及び社会参加につながるよう支援します。 計画相談事業を実施するため、適切な訪問等を通じ、丁寧な支援を行います。</p>	<p>平成31年3月改築に伴い高輪地区から芝地区に移転しました。利用者が新しい環境で安心して活動ができるよう、利用者個々に応じた支援を行いました。 計画相談事業については、利用者に寄り添い、訪問方法や時間帯など工夫し、丁寧に対応しました。</p>	<p>仮施設で利用者が安心して過ごせる環境を提供します。プログラムについては、内容の工夫をし、仮施設及び近隣区有施設で行います。また、改築中の高輪地区での地域行事には継続的に参加し、関係性を構築します。 計画相談支援事業は、利用者の状況に合わせ、目標設定するなど、支援を行います。</p>

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	46 家庭訪問保健指導の実施 【各総合支所区民課】
			心身の健康に関する不安、悩みがある人及び家族を対象に家庭訪問をします。病気の予防や療養方法の指導、栄養指導を行い健康の保持・増進を図ります。
			47 高齢者の健康保持増進のための各種事業の実施 【高齢者支援課】
			介護予防総合センター（ラクっちゃ）を中核に、各地域で介護予防事業を実施し、高齢者の健康増進、介護予防等に役立っています。
		48 自立訓練（機能訓練）事業の実施 【障害者福祉課】	在宅で18歳以上の身体障害がある人に対し、障害保健福祉センターで、利用者の自立及び社会参加の促進を図る事業を実施することで健康の保持増進をします。
		49 高齢者の在宅生活を支える各種サービスの実施 【高齢者支援課】	ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれている中、生活環境の変化や多様化するニーズに対応し、自宅に食事を届けるとともに安否確認を行う配食サービスや、家事援助サービス、緊急通報システム等のサービスを提供し、在宅生活の支援を充実させます。また、各地区に配置したふれあい相談員による、ひとり暮らし高齢者等の見守り、支援を進めます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【芝地区総合支所区民課】 区民の健康問題に対し、継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 区民の心身の健康について、訪問・面接・電話等により健康相談や保健指導を実施し、必要時継続的に相談支援を行いました。また、必要時、関係機関と連携をとり、適切な支援を受けることができるように調整を行いました。</p> <p>平成30年度：家庭訪問数 215件 面接相談数 838件 電話相談数 594件 関係機関連絡 1,160件</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 区民の健康問題に対し、継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。</p>
<p>【麻布地区総合支所区民課】 継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施しました。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 継続的に健康相談が実施できるように、関係機関との連携を図り支援します。</p>
<p>【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施します。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 相談の内容により、関係機関と連携を図りながら、家庭訪問指導を実施しました。</p> <p>平成30年度実績：197件</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施します。</p>
<p>【高輪地区総合支所区民課】 区民等の生活の場である家庭を訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、病気の予防や療養生活指導等を行い、健康の保持・増進を図ります。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を図り、継続して支援を実施しました。相談内容が複数の部署にまたがる場合は、関係者会議の調整を行い、必要に応じてカンファレンスやケースワークを実施し、適切な支援を行いました。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 区民等の生活の場である家庭を訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、病気の予防や療養生活指導等を行い、健康の保持・増進を図ります。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図りながら、保健師による家庭訪問を延べ352件実施しました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。</p>
<p>引き続き、介護予防総合センターを中核として、高齢者の居場所といきがいづくりにつながる介護予防事業の拡充に努めるとともに、みんなといきいき体操の普及に努めます。また、介護予防リーダー等との連携により、区内全体で介護予防を推進していきます。</p>	<p>介護予防総合センターを中核機関として、いきいきプラザ等と連携をとりながら、介護予防事業の充実を図るとともに、イベントや区民公開講座などを開催しました。また、「長寿を祝う集い」や、「区民まつり」等のイベントを通じて、みんなといきいき体操の普及啓発に取り組みました。さらに、介護予防リーダーが企画・運営する「みんなの倶楽部」を年3クール実施し、高齢者が健康で、自立した生活を送れるよう支援を行いました。</p>	<p>引き続き、介護予防総合センターを中核として、高齢者の居場所といきがいづくりにつながる介護予防事業の拡充に努めるとともに、みんなといきいき体操の普及に努めます。また、介護予防リーダー等との連携により、区内全体で介護予防を推進します。</p>
<p>身体機能・生活能力の維持・向上につながるよう、事業内容の充実が図れるように努めます。</p>	<p>身体機能・生活能力の維持・向上につながるよう、事業内容の充実が図られ、利用者の継続した事業への参加につながりました。</p>	<p>身体機能・生活能力の維持・向上につながるような事業内容の充実と、一定期間に効果的な支援が図られるように努めます。</p>
<p>引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実を努めます。 配食サービス、紙おむつ給付、緊急通報システム等の在宅サービスの円滑な運営に努め、また、関係機関との見守りを一層強固なものにし、見守りを推進していきます。 生活支援体制整備事業の充実を図り、一層の関係機関のネットワーク強化や、サービスの構築、担い手の養成などを行います。</p>	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実を努めています。サービスが必要としている人に、適切なサービス受給を行えるよう、事業について検討を行っており、平成30年度からは、転倒等の不安がある高齢者に歩行補助用具等を給付する日常用具給付事業を新たに実施しています。また、生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターを区内に3名配置し、地域資源やニーズの把握に努めるとともに、区全体と地域毎に生活支援体制推進会議を開催し、関係機関のネットワーク強化を図りました。</p>	<p>引き続き、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支える多様なサービスの充実を努めます。 配食サービス、紙おむつ給付、緊急通報システム等の在宅サービスの円滑な運営に努め、また、関係機関との見守りを一層強固なものにし、見守りを推進していきます。 生活支援体制整備事業の充実を図り、一層の関係機関のネットワーク強化や、サービスの構築、担い手の養成などを行います。</p>

		事業名	事業内容	
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	1 高齢者・障害者の自立支援	50 高齢者の地域におけるセーフティネットワークの構築【高齢者支援課】	地域の多様な主体と連携した地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域で活動する様々な団体・関係機関と区との連携を図り、総合的なセーフティネットワークを構築します。
			51 高齢者虐待防止・養護者支援事業の実施【高齢者支援課】	高齢者虐待防止対策を実施していきます。 ①高齢者虐待防止に向けた関係機関、関係者のスキルアップ及びネットワーク強化 ②対象別啓発活動 ③継続的介護家族支援 ④介護家族の会を支援する人材の育成
			52 障害者虐待防止・養護者支援事業の実施【障害者福祉課】	障害者虐待防止センターでは相談窓口を開設し、障害者虐待防止に係る相談受付や通報の受理、養護者に対する支援を行います。また、関係機関とのネットワーク強化に努め、地域の支援体制の強化を図ります。
		2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実	53 介護保険制度の普及・啓発【介護保険担当】	介護保険制度やサービスの利用方法、サービス事業者に関する情報を、啓発誌・窓口等で提供し、区民が介護サービスを十分かつ適切に利用できるよう取り組みます。
			54 介護人材の確保・支援【介護保険担当】	介護人材を確保するため区内の事業所で介護に従事することを要件に介護の資格取得の助成を行います。
			55 施設入所介護サービス等の充実【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備・充実を図ります。障害者支援施設等でのサービスの充実を図ります。
		56 通所介護サービス等の充実【高齢者支援課】 【障害者福祉課】	高齢者在宅サービスセンター等の施設で高齢者に対し、また障害保健福祉センター等で障害者に対し、日常生活能力等の訓練を通所で実施します。	

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
引き続き、協定内容の再確認を行うなど、関係機関との連携をより密にし、閉じこもりや孤立を防ぐため、身近な地域で支え合う仕組みづくりに努めます。	高齢者の見守りに関する協定とあわせて、東京都が進めている「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」及び「ながら見守り連携事業」の協定によって、事業者との連携を深めています。また、平成30年度は、東京都住宅供給公社と高齢者の安否確認に係る緊急時対応について、新たに協定を締結するなど、見守り体制の強化を図りました。 協定先事業者等にも出席してもらい、ふれあい相談員による高齢者見守り活動報告会を実施することで、見守りに関する共通認識を高めました。	引き続き、協定内容の再確認を行うなど、関係機関との連携をより密にし、閉じこもりや孤立を防ぐため、身近な地域で支え合う仕組みづくりに努めます。
引き続き、啓発活動、相談従事者研修及び関係機関の連携によるネットワークの強化を図り、高齢者に対する虐待防止に努めます。地域ごとの「介護家族の会」の運営が継続できるよう支援します。	①高齢者支援者（相談従事者）向け研修を実施し、対応能力の向上に努めました。 5回実施 141名参加 ②講座内容の充実を図り、「介護家族サポーター講座」及び「介護家族サポーターステップアップ講座」を実施し、介護家族の会の支援者育成に努めました。 講座計3回実施 37名参加	引き続き、啓発活動、相談従事者研修及び関係機関の連携によるネットワークの強化を図り、高齢者に対する虐待防止に努めます。地域ごとの「介護家族の会」の運営が継続できるよう支援します。
相談支援事業者や総合支所のケースワーカー、障害支援区分認定調査員や就労移行支援事業所等の関係機関と連携し、障害者の虐待の早期発見と対応に努めるとともに、障害者の自立と安全の確保、権利擁護を目指します。	障害者の虐待通報や相談に対して迅速に対応し、中でも虐待案件として継続的な支援が必要なケースについては、総合支所と連携し、長期的・継続的な支援を行っています。また、障害者の虐待防止について、区民や施設職員に対して理解を深めるための研修を開催し、周知・啓発に努めています。	相談支援事業者や総合支所のケースワーカー、障害支援区分認定調査員や就労移行支援事業所等の関係機関と連携し、障害者の虐待の早期発見と対応に努めるとともに、障害者の自立と安全の確保、権利擁護をめざします。
提供する内容についても検討を行いながら、引き続き、制度の周知に努め、介護サービスを利用することにより男女の別なく社会参加ができるよう努めます。	各種啓発・情報冊子の発行・協力による普及啓発を実施しました。 「あったかいね！介護保険」 10,000冊 「あんしん介護保険」 5,000部 「ハートページ」（フリーペーパー） 5,000冊 今後もあらゆる機会を捉え、介護保険法改正による新たなサービスも含め、介護サービスを安心して受けられるよう周知に努めます。	提供する内容についても検討を行いながら、引き続き、制度の周知に努め、介護サービスを利用することにより男女の別なく社会参加ができるよう努めます。
引き続き、介護人材を確保・育成するための事業実施にあたっては、人権に配慮していきます。	資格取得の助成、福祉のしごと面接・相談会等の事業実施にあたり、広く人権に配慮し、介護人材の育成・確保に努めました。	引き続き、介護人材を確保・育成するための事業実施にあたっては、人権に配慮していきます。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。	【高齢者支援課】 日常的に入所者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。意見箱やアンケートで出た内容は公開し、情報公開にも努めました。	【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。
【障害者福祉課】 障害者入所施設との連携に努め、充実を図るとともに、区内に計画している入所施設の整備について、障害者等からの声を聞きながら適切に進めています。	【障害者福祉課】 障害者入所施設のサービスについては、障害者とその家族、及び障害者団体の要望等を踏まえながら、充実に努めています。	【障害者福祉課】 障害者入所施設との連携に努め、充実を図るとともに、区内に新たに整備する入所施設について、障害者、施設利用者や保護者等からの意見や要望を聞きながら、利用者が安全・安心に利用しやすい施設を整備します。
【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。	【高齢者支援課】 日常的に通所者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。意見箱やアンケートで出た内容は公開し、情報公開にも努めました。	【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。
【障害者福祉課】 今後も利用者の意見、要望等を丁寧に聞き取りながら、サービスの向上に努めていきます。	【障害者福祉課】 利用者からの要望等を踏まえ、サービスの充実に取り組んでいます。また、意見、要望等があった場合は速やかな対応に努めています。	【障害者福祉課】 今後も利用者の意見、要望等を丁寧に聞き取りながら、サービスの向上に努めていきます。

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バランスを推進する	4 高齢者・障害者への自立支援／介護の社会化の促進	2 在宅介護を担う男女に対する支援の充実	<p>57 ショートステイの充実 【高齢者支援課】 【障害者福祉課】</p> <p>(短期入所生活介護) 特別養護老人ホーム等に1週間程度入所して、日常生活の世話や機能訓練を行います。</p> <p>(短期入所療養介護) 介護療養型医療施設等に1週間程度入所して、必要な医療的処置及び日常生活の世話や機能訓練を行います。</p> <p>(ショートステイ(レスパイト保護)) 心身障害者の介護者が休養を取る際に、月に7日以内、年間24日以内のショートステイ事業が利用できます。</p>
			<p>58 緊急一時保護の実施 【障害者福祉課】</p> <p>在宅の常時介護を必要とする障害者がいる家庭で、日常の介護者が緊急または一時的な理由で介護できないとき等に、応急的に障害保健福祉センターで保護します。</p>
	5 男性の家庭・地域への参加促進	1 男性の長時間労働の見直しの促進	<p>59 稼働年齢男性のワーク・ライフ・バランスに対する希望と現実の差の縮小 【人権・男女平等参画担当】</p>
			<p>1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】</p> <p>子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。</p>
	2 男性の家庭・地域への参加のための支援 【責任項目2】	60 男性向け講座の充実 【人権・男女平等参画担当】	<p>男女平等参画センターで定年前の男性向けの地域参画や家事技術を学ぶ講座や育児中の父親向け講座、男性の生き方を考える講座などを充実させ、男性が人生を豊かにし自分らしく生きていくことを支援します。</p>

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。</p>	<p>【高齢者支援課】 日常的に利用者の声を聴く姿勢を事業者全体で持ち、意見箱、サービス評価アンケート、家族会の実施、日常的な会話を含め、寄せられた意見への対応、検討を行い、サービスの向上に取り組んでいます。意見箱やアンケートで出た内容は公開し、情報公開にも努めました。</p>	<p>【高齢者支援課】 引き続き、利用者の意見や要望を聞き、また第三者評価（年1回）の結果を踏まえながら、より利用しやすいサービスとなるよう努めます。</p>
<p>【障害者福祉課】 利用者が安心して、安全に利用できるよう、利用者の意見・要望を聞き取りながら、サービスの向上に努めています。</p>	<p>【障害者福祉課】 利用者の意見・要望等を踏まえ、サービスの充実に努めています。</p> <p>【ショートスティ（レスパイト保護）】 平成30年度実績：延べ利用日数1,283日</p>	<p>【障害者福祉課】 利用者が安心して、安全に利用できるよう、利用者の意見・要望を聞き取りながら、サービスの向上に努めています。</p>
<p>利用者が安心して、安全に利用できるよう、利用者の意見・要望を聞き取りながら、サービスの向上に努めています。</p>	<p>利用者の意見・要望等を踏まえ、サービスの充実に努めています。</p> <p>平成30年度実績：延べ利用日数 158日</p>	<p>利用者の意見・要望等を踏まえ、緊急時に対応できるよう区内の施設と調整していきます。</p>
<p>産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布しました。また、中小企業対象のワーク・ライフ・バランスセミナー参加事業者に、ワーク・ライフ・バランス認定事業・両立支援事業の説明・周知を図りました。</p>	<p>産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布しました。また、中小企業対象のワーク・ライフ・バランス認定事業・両立支援事業の説明・周知を図りました。</p>	<p>産業振興課と連携して冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を人権・男女平等参画担当窓口で配布します。中小企業事業者対象のワーク・ライフ・バランスセミナーに参加して、ワーク・ライフ・バランス認定事業・両立支援事業の説明・周知を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」や「仕事と家庭の両立支援事業」の申込時等に、冊子「中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブック～持続的発展のための経営戦略として～」を配布し、男性の長時間労働削減に向け、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行いました。</p>		
<p>新規認定5社 更新企業22社 継続認定とあわせて計46社</p>	<p>【申請受付】 平成30年4月16日～6月29日 【新規申請】 21社 【新規認定数】 20社 【更新企業数】 20社 継続認定は59社</p>	<p>新規認定5社 更新企業10社 継続認定とあわせて計64社</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の申請時に提出いただく書類「レベル診断チェックシート」について、女性の活躍推進に関する項目を設け、女性の職業生活における活躍の促進について積極的に取り組んでいるか否かを評価しました。 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&シンポジウムでは、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している先進的な企業の女性代表や人事担当者から、自社の取組を紹介するなど、これからワーク・ライフ・バランスの取組を推進しようと考えている企業の担当者に対し、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。また、認定事業者の取組内容を、広報紙や区ホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」等で発信しました。</p>		
<p>年代を問わず、男性であるがゆえに直面する悩みや社会の課題を連続講座で実施します。男性が1人でも気軽に参加できるようにするために、申し込み方法等について工夫します。</p>	<p>男性を参加対象とした連続講座（アロマ、ジェンダー、料理）の他、出産を控えた妻を持つ男性（プレパパ）、育児期の男性（パパ）、そして夫婦での参加を念頭にいた育児と夫婦間のコミュニケーションなどに焦点をあてた講座を実施しました。</p>	<p>男性向け講座として「料理初心者のための料理入門講座」「男性の為の子育て講座」「家事入門講座」「男性の地域参画講座」を実施します。 料理入門講座では、簡単な介護食や昼食を自分で作れるようになることを目標とします。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 ・前年度の成果を受けて、今年度は男性を参加対象とした連続講座（アロマ、ジェンダー、料理）を開催した他、出産を控えた妻を持つ男性（プレパパ）、育児期の男性（パパ）、そして夫婦での参加を念頭にいた育児と夫婦間のコミュニケーションなどに焦点をあてた講座を開催しました。どの講座も参加者から評価、内容への満足度は総じて高い評価を受けました。特に、連続講座では男性という性別イメージとの関連性が低いと思われながらも、関心を持つ男性が多い香り（アロマ）を切り口に男性講師によるジェンダー入門講座など、これまでになかった切り口での事業を実施することができました。継続開催を望む声を聞いた成果は大きいと思われ ます。 ・企業向けの出前講座6件のうち、2件がハラスメント予防に関する研修でした。2件は国内企業と外資系の企業からの依頼による実施でしたが、多種多様な働き方が技術の整備や制度の変更を通じて実現できるような環境になる中で、やり方や人々の考え方やまだ追いつけていない実態が、ハラスメントを引き起こす要因になりかねないとの観点から、基礎的な部分での成熟と信頼による社内の人間関係構築の重要性を伝える研修としました。</p>		

		事業名	事業内容
目標1 ワーク・ライフ・バ ランスを推進する	5 男性の家庭・ 地域への参加 促進	2 男性の家庭・ 地域への参加 のための支援 【責任項目2】	61 男性の育児休業・介護休業 への取組の支援 【人権・男女平等参画担当】 「仕事と子育て両立支援制度」を再構築し、 男性の子育て支援奨励金や介護支援奨励金を 創設し、中小企業における男性従業員の育児 参加を促進し、介護による離職の防止を図り ます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の募集にあわせて区内中小企業にダイレクトメール等で周知を図ります。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレット送付時に「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を同封して周知しました。また、パネル展開催時、広報みなど、港区ホームページを通じて、区内中小企業に子育て支援奨励金、配偶者出産休暇制度奨励金、介護支援奨励金、男性の子育て支援奨励金、男性の介護支援奨励金についての周知をしました。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の募集にあわせて区内中小企業にダイレクトメール等で周知を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 男女共同参画週間パネル展（6月14日～22日）を高輪区民センター展示ギャラリーで開催したほか、憲法週間記念・人権週間記念のつどいで「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は34件（前年度28件）でした。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。</p>		

目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する

施策の方向

事業名

課題1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

1 審議会等委員の男女バランスへの配慮
責任項目3

62 審議会等委員の女性参画の推進
63 性別にかかわらず参加できる工夫

2 女性のエンパワーメント支援

64 関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援
65 女性のネットワークづくりの推進

3 企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進

66 男女平等参画推進の取組への働きかけ

課題2 働く場における男女平等参画の推進

1 女性の就労支援
責任項目4

67 女性の就職・再就職支援
68 女性の起業支援《新規》

2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ

1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進（再掲）
2 区との契約希望事業者に対する働きかけ（再掲）
3 企業・事業者向け講座・講演会の開催（再掲）
4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知（再掲）

3 在勤者への働きかけ

69 在勤者向け講座・講演会の開催
70 在勤者への雇用関係情報の提供

課題3 地域活動の場における男女平等参画の促進

1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進

71 区民参画による地域事業等の推進
72 講演会・意見聴く会等への様々な区民の参加促進
73 チャレンジコミュニティ大学の充実

2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進

74 平和関連事業の充実
75 国際理解教育の充実
76 国際化の推進

3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進

77 港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進《新規》
78 子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備
79 区施設への授乳コーナー等の整備
80 バリアのないまちづくりの情報提供

4 防災分野における男女平等参画の推進

81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進《新規》
82 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進《新規》

5 環境分野における男女平等参画の推進

83 男女ともに参画する環境学習の推進《新規》

課題4 教育の場における男女平等参画の推進

1 幼少期からの男女平等参画の推進
責任項目5

84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発《新規》
85 多様な価値観を育む保育の充実《新規》
86 学校教育における男女平等教育の推進
87 ふれあい体験の充実
88 性教育の推進
89 生活力を身につける教育の実践
90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成
91 私立学校への働きかけ

2 生涯学習における男女平等参画の推進

92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介
93 男女平等参画講座等の実施

課題5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進

1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保

94 性別役割分担意識解消のための啓発
95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供
96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営
97 各種相談の連携・連絡調整
98 人権身の上相談等の実施

		事業名	事業内容
目標 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	1 政策・方針決定過程への女性の参画促進	1 審議会等委員の男女バランスへの配慮 【責任項目3】	62 審議会等委員の女性参画の推進 【審議会担当課】 これまで取組を進めてきた結果、徐々に女性委員参画率は向上しているものの、いまだ女性委員が全くいない審議会等が存在するなど施策や方針決定への女性の意見の反映は十分ではありません。男女が対等な立場で責任を分かち合い意見が平等に反映されることは大変重要です。審議会等の女性委員比率を向上させるよう取組を進めます。
			63 性別にかかわらず参加できる工夫 【審議会担当課】 審議会等に子育て世代が参加を妨げられないよう、開催にあたり保育をつけることや、昼間働いている人が参加できるよう夜間開催するなど、性別によって参加を妨げる要因を取り除く工夫をします。
	2 女性のエンパワメント支援	64 関係団体との連携による女性の人材育成と活動支援 【人権・男女平等参画担当】	女性リーダーを育成するための講座、起業するためのノウハウを学ぶ講座等を関係団体と連携して実施します。
		65 女性のネットワークづくりの推進 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。
	3 企業・事業所の指導的立場への女性の参画の促進	66 男女平等参画推進の取組への働きかけ 【人権・男女平等参画担当】	啓発を兼ねてアンケートなど事業主に実施します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
審議会等における女性委員比率を38%にします。女性委員がいない審議会等の数を2にします。	女性委員の割合 平成31年4月1日現在 34.4% 女性委員のいない審議会 5	審議会等における女性委員比率を38%にします。女性委員がいない審議会等の数を2にします。
委員募集時から性別にかかわらず参加できる工夫をします。	委員募集時から性別にかかわらず参加できるよう、一時保育付、夜間開催等、参加しやすい工夫をしました。	委員募集時から性別にかかわらず参加できる工夫をします。
女性の活躍を支援・後押しする方法には、さまざまな形があります。また、対象の年齢層により求められる内容も異なるため、その違いを念頭に平成30年度も事業を組み立てます。労働市場の好転も念頭に、再就職支援講座を区の別部署が実施することから、非正規社員向けのキャリアアップ講座に切り替えるなどの対応も行います。	女性のエンパワメントにつながる講座として、平成30年度は4つの講座を開催しました。2回連続講座として「女性のキャリアアップ講座」、産業振興課との共催による女性のための再就職支援講座のほか、11月には政治・金融・ジェンダー・国際情報の4つのテーマから女性のエンパワメントを考える連続講座、1月には女性を取り巻く問題を解消するための情報発信としてのアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に関する講座を実施しました。社会課題が多様化する中、できる限り多彩なテーマを取り上げられるよう取り組みました。	女性のエンパワメントをにつながる事業として、リーブラフェスタ主講演「女性と子どもの人権」、「傷つき体験からの回復」「アサーティブネス」「海外に学ぶ男女平等参画」「男女平等参画入門」講座の他に、継続的学習会として、港区の男女平等参画などの歴史をたどり、幅広い年齢層から参加を募る自ら学ぶ学習会を開催します。この学習会の学びの成果を、2020年の40周年記念に発表することを計画しています。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>女性のエンパワメントにつながる講座として、平成30年度は4つの講座を開催しました。2回連続講座として、「女性のキャリアアップ講座」、11月には、産業振興課との共催による「女性のための再就職支援講座」を実施した他、政治・金融・ジェンダー・国際情勢の4つのテーマから「女性のエンパワメントを考える連続講座」、1月には女性を取り巻く問題を解消するための情報発信としての「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に関する講座」を実施しました。社会課題が多様化する中、できる限り多彩なテーマを取り上げられるよう取り組みました。</p>		
今年度も利用者懇談会を年2回開催します（5月と10月）。また、「学ぼう！男女平等」では、男女平等推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供するとともに、団体間の交流も図ります。	利用者懇談会を5月と10月に2回開催しました。「学ぼう！男女平等」では、リーブラを拠点とする団体の活動内容と男女平等との関わりを考えるテーマを設定しての意見交換を行いました。また、運営協議会発案による企画も同会議の委員の手により行うなど、実施方法にも区民の思いや考えを反映させる形での実施となりました。	今年度も利用者懇談会を年2回開催します（5月と10月）。また、「学ぼう！男女平等」では、男女平等推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供するとともに、団体間の交流も図ります。港区内団体との連携を深め、協力体制構築を図ります。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>利用者懇談会を5月と10月に2回開催しました。「学ぼう！男女平等」では、リーブラを拠点とする団体の活動内容と男女平等との関わりを考えるテーマを設定しての意見交換を行いました。また、運営協議会発案による企画も同会議の委員の手により行うなど実施方法にも区民の思いや考えを反映させる形での実施となりました。</p>		
今年度も継続して、ワーク・ライフ・バランス認定企業募集の広報を行うなど、男女平等参画推進に向けて働きかけます。	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。また、このパンフレットを区内企業に周知する際に、あわせてリーブラの企業向け出前講座も盛り込むことで、事業上の連携を図りました。出前講座では、申込み開始後すぐに定員になり、キャンセル待ちをとるなど、横断的な取組が事業の実施に結びついています。	今年度も継続して、ワーク・ライフ・バランス認定企業募集の広報を行うなど、男女平等参画推進に向けて働きかけます。
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業」募集パンフレットで周知するなど、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。また、このパンフレットを区内企業に周知する際に、あわせてリーブラの企業向け出前講座も盛り込むことで、事業上の連携を図りました。出前講座では、大手上場企業から女性活躍推進のための研修依頼もありました。</p>		

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	1 女性の就労支援 【責任項目4】	67 女性の就職・再就職支援 【人権・男女平等参画担当】 【産業振興課】	再就職をめざす女性が就職活動に必要なノウハウや、職業人として身につけるべきビジネススキル等のポイントを実践的に学べる講座を実施します。
			68 女性の起業支援 【人権・男女平等参画担当】	女性の経済力を向上する一環としてノウハウを学ぶ講座から資金助成まで総合的に支援します。
	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	子育て、地域活動、介護、働きやすい職場環境づくりの各分野でワーク・ライフ・バランスの推進に積極的に取り組んでいる中小企業を認定します。認定企業は、区広報紙やホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向け情報誌「こうりゅう」、メールマガジン等で紹介し、ワーク・ライフ・バランスの取組に積極的な企業であることを広くPRします。	
			2 区との契約希望事業者に対する働きかけ(再掲) 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式での契約の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も産業振興課・ハローワーク品川との共催事業として再就職支援講座を実施します。さらに、リーブラの主催講座では、就労継続支援を目的とした非正規女性のキャリアアップ講座を実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 引き続き、産業振興課・ハローワーク品川との共催事業として再就職支援講座を全5回開催しました。50代向けの講座は参加者が多く、その他の回の参加が少ない状況です。例年開催している大学生を対象とした、さまざまなハラスメントについての知識を付与し、働くことをワークルールという観点から考えるジェンダー講座を、全2回開催しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 女性の就労支援事業として、「女子学生及び若年女性における仕事の現状とその支援について」「生涯現役時代の50歳からの働き方」「仕事と介護の両立」「働く女性のキャリアアップ講座」「再就職準備講座」「育休復帰準備講座」「ライフステージと働き方」の各講座を実施予定です。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 昨年度に引き続き、産業振興課・ハローワーク品川との共催事業として「女性のための再就職支援講座」を全5回開催しました。全5回のうち、参加者の傾向は社会経済の状況を反映しているのか前年度と同じような傾向に変わりはありませんでした。50代向けの講座は参加者が多く、その他の回の参加が少ない状況です。毎年夏に開催している、大学生を対象とした「ジェンダー講座」では、さまざまなハラスメントについての知識を付与し、働くことをワークルールという観点から考える講座を全3回実施し、延べ12名全員から高い評価が得られました。</p>		
<p>【産業振興課】 よりニーズの高いテーマを検討し、実効性のあるセミナーと就職面接会を実施することで、女性の再就職を支援します。</p>	<p>【産業振興課】 女性のキャリア支援を専門とするコンサルタントを招き、再就職を目指す女性を対象に「50代からの女性向け再就職プランニング」や「子育て仕事との両立」等をテーマに、5回の就職支援セミナーを実施しました。また、セミナーの最終回には、仕事と家庭の両立支援を掲げる企業による就職面接会を実施しました。</p>	<p>【産業振興課】 ニーズの高いテーマを設定し、実効性のあるセミナーと就職面接会を実施することで、女性の再就職を支援します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 女性のキャリア支援を専門とするコンサルタントを招き、再就職を目指す女性を対象に、「50代からの女性向け再就職プランニング」や「子育て仕事との両立」等をテーマに、5回の就職支援セミナーを実施しました。セミナーの最終回には、仕事と家庭の両立支援を掲げる企業による就職面接会も実施しました。</p>		
<p>今年度も女性対象の起業講座を開催します。</p>	<p>女性向け起業講座は、前年度に引き続き入門編・応用編の2部構成で開催しました。基本編を9月、応用編を10月として開催時期を近づけ、講師も同じにすることで内容の一貫性を担保しつつ実施しました。結果、昨年度よりも応用編への参加者が増え（2日間で44名）ました。</p>	<p>3回連続講座として「女性の起業支援」講座を実施予定です。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 「女性向け起業講座」は、前年度に引き続き入門編・応用編の2部構成で開催しました。基本編を9月、応用編を10月として開催時期を近づけ、講師も同じにすることで内容の一貫性を担保しつつ実施しました。結果、昨年度よりも応用編への参加者も増え（2日間で延べ44名）、すべての回で満足度が9割以上、うち3回分は全員から満足される非常に高い成果を残すことができました。</p>		
<p>新規認定5社 更新企業22社 継続認定とあわせて計46社</p>	<p>【申請受付】 平成30年4月16日～6月29日 【新規申請】 21社 【新規認定数】 20社 【更新企業数】 20社 継続認定は59社</p>	<p>新規認定5社 更新企業10社 継続認定とあわせて計64社</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の申請時に提出いただく書類「レベル診断チェックシート」について、女性の活躍推進に関する項目を設け、女性の職業生活における活躍の促進について積極的に取り組んでいるか否かを評価しました。 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&シンポジウムでは、すでにワーク・ライフ・バランスを推進している先進的な企業の女性代表や人事担当者から、自社の取組を紹介するなど、これからワーク・ライフ・バランスの取組を推進しようと考えている企業の担当者に対し、仕事と家庭を両立するための支援や管理職としての心構え等を周知しました。また、認定事業者の取組内容を、広報紙や区ホームページ、男女平等参画情報誌「オアシス」等で発信しました。</p>		
<p>【契約管財課】 引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p>	<p>【契約管財課】 ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とする特別簡易型総合評価方式を適応した長期継続契約の委託契約件数は10件です。工事請負契約については、平成30年度に特別簡易型総合評価方式の見直しを検討したため、実績はありません。平成31年4月1日から新たな内容で特別簡易型総合評価方式を実施し、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価します。プロポーザル方式により事業者を決定した契約件数は45件です。</p>	<p>引き続き、入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図ります。</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ 2 区との契約希望事業者に対する働きかけ(再掲) 【契約管財課】 【人権・男女平等参画担当】	価格以外の項目を評価する特別簡易型総合評価方式による工事の入札の際、ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業を加点対象とします。また、プロポーザル方式での契約の際、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業を評価する仕組みを検討します。
	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	3 企業・事業者向け講座・講演会の開催(再掲) 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 入札・契約制度を通じ、区との契約希望者に対する働きかけを行い、より多くの事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進を図りました。</p>		
<p>【人権・男女平等参画担当】 区の入札参加資格をもつ事業者及びその他の区内の事業所に対し、ハローワーク品川にも協力いただき、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレットを送付するなど男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業募集パンフレットの送付のほか、広報紙やホームページ等での周知もあわせて、男女平等参画推進に向けた働きかけを行いました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 ハローワーク品川の協力も得て、区の入札参加資格をもつ事業者の他、区内の事業所に対し港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業のパンフレットを送付するなど男女平等参画推進に向けた働きかけを行います。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業に認定されている企業に対し、契約制度に係る優遇措置を設けています。特別簡易型総合評価方式による入札の際には、工事に加え業務委託契約でも加点対象としています。また、プロポーザル方式による選考の一次審査も加点対象としています。このことをパンフレットにわかりやすく掲載し、周知しました。</p>		
<p>【産業振興課】 引き続き、ハローワーク品川と連携し、セミナー等を通じて、多様な働き方について周知していきます。</p>	<p>【産業振興課】 就職面接会を利用して、労働基準監督署の監督官による労働法セミナーを開催しました（12月）。また、平成30年度は、東京リーガルマインドと共催で事業主、人事労務担当、労働者等を対象に「労働契約等解説セミナー」を開催しました。さらに、ワーク・ライフ・バランス支援事業として、経営者向けにセミナーを年2回開催しました。</p>	<p>【産業振興課】 ハローワーク品川と連携した労働法セミナーやワーク・ライフ・バランスに関連した経営者向けのセミナーの開催等を通じて、多様な働き方について周知していきます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の定着と確保の面から、働き方と処遇の見直しが今後の企業経営に不可欠であることをワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて、企業トップへ喚起しました。また、ハローワーク品川と連携し、仕事と家庭の両立支援を掲げる企業による就職面接会を実施しました。 ・仕事と出産・育児・介護との両立について、企業の課題であることを意識させ、出前相談等の際に、企業トップに意識改革の働きかけを行いました。 ・仕事の効率化、長時間労働の削減、年次有給休暇取得の促進について、企業の課題であることをセミナーを通じて意識させるとともに、出前相談等の際に、職業生活と家庭生活の両立の取組を可能にするようアドバイスを行いました。 ・女性の人材活用が企業活動に不可欠であるとの観点から、特に長期間離職している女性にスポットをあて、女性が自信とやりがいを持ち、自身の持つスキルや経験を生かしながら、仕事と生活のバランスを保って働けるよう、テレワークやフレックスタイム制度の推進について、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップに働きかけを行いました。 ・男女ともに、生活と仕事とのバランスを保ち生きがいのある働き方ができるよう、人事評価を適正に活用して処遇に反映していくよう、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、企業トップに対して働きかけを行いました。 ・ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、これまでの性別役割分担意識を改革し、女性が自信とやりがいを持ち、スキルや経験を生かした働き方ができるよう推進していくことの重要性を、企業トップへ喚起しました。 		
<p>【人権・男女平等参画担当】 企業向けの出前講座は、6～8件を目標に実施します。平成29年度と同じテーマ（7種）での実施を前提としますが、企業経営の課題として、今後取り組むべきダイバーシティ&インクルージョンなどへの希望にも柔軟に対応していきます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 企業側の多様なニーズに対応できるよう、企業向け出前講座に7つのテーマ（女性活躍推進、ハラスメント予防、LGBT理解促進、介護と仕事の両立、女性の健康とライフキャリア、ワーク・ライフ・バランス、自身のキャリアプラン）を設定し、6件実施しました。</p> <p>(内訳) 女性活躍推進：2件 ハラスメント予防：2件 LGBT理解促進：1件 介護と仕事の両立：1件</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 区内中小企業を対象に、男女平等参画につながるテーマの研修を「企業向け出前講座」として6件実施予定です。テーマは以下を想定しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業に求められるLGBT対応講座 2. 女性の活躍とキャリア形成 3. 職場のハラスメント防止と対応 4. 介護離職を防ぐための介護と仕事の両立 5. ワーク・ライフ・バランス 6. 職場におけるコミュニケーション講座 7. 子育てしながら働き続けられる職場づくり

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	2 働く場における男女平等参画の推進	2 企業・事業主への雇用における男女平等に関する働きかけ	3 企業・事業者向け講座・講演会の開催(再掲) 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】
		3 企業・事業者向け講座・講演会の開催(再掲) 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	女性のキャリアアップやワーク・ライフ・バランスを推進するため、求職者や企業、事業主向けの講座・講演会を、効果的に開催します。
		4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知(再掲) 【産業振興課】 【人権・男女平等参画担当】	労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法など労働者の権利に関わる関係法規、各制度について、「ポケット労働法」を新成人に配布するとともに各区有施設等で配布し周知を図ります。
	3 在勤者への働きかけ	69 在勤者向け講座・講演会の開催 【人権・男女平等参画担当】	関係機関との連携を図り、ワーク・ライフ・バランスに関する様々な視点の講座・講演会を実施します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&シンポジウム」では、働き方改革や女性活躍という言葉が先行しながらも、失敗が許されない人材不足の社会経済の状況下において着手に躊躇する企業の背中を押せるような具体的事例を盛り込んだパネルディスカッションを盛り込んだ事業を実施しました。 ・企業向け出前講座では、全6件のうち、女性活躍推進が2件、介護と仕事の両立（ワーク・ライフ・バランス）が1件でした。女性活躍推進では、女性社員で管理職や経営に関わる人がそもそもおらず、ロールモデルという言葉の響きにとらわれてある特定の人をイメージしがちな環境下において、自分なりの個性と経験そして能力を元に自分らしいリーダーシップの発揮の仕方を知り、その多様なリーダーシップのあり方を学ぶ講座を女性社員向けに実施してほしいとの依頼があったことを受けて、依頼に沿う形での研修を実施しました。 ・前記のとおり、企業向け出前講座での情報発信はもちろんのこと、リーブラで開催した区民向けの事業においても働き方改革と労働者の意欲（モチベーション）に焦点をあてた講座を行いました。長時間労働を減らしていくことの重要性は社会的要請としてありますが、その一方でただ勤務時間を物理的に短くするだけでは、心理的負担が増すだけです。そこで、こうしたことを実現するために必要な意欲や実現した後の生活や生き方をイメージできることの大切さを伝える講座を開催しました。 ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式&シンポジウムにおいて、テレワークやフレックスタイム制度等の取組を紹介し周知するだけでなく、企業トップの意識改革が必要なことを周知しました。また、仕事と家庭生活の両立に向けて職場全体の風土や意識を変えるための各事業者の取組を紹介し周知しました。 ・企業向けの出前講座6件のうち、2件がハラスメント予防に関する研修でした。2件は国内企業と外資系の企業からの依頼による実施でしたが、多種多様な働き方が技術の整備や制度の変更を通じて実現できるような環境になる中で、やり方や人々の考え方やまだ追いつけていない実態が、ハラスメントを引き起こす要因になりかねないとの観点から、基礎的な部分での成熟と信頼による社内の人間関係構築の重要性を伝える研修としました。 		
<p>【産業振興課】</p> <p>引き続き、区民及び区内中小企業に対して労働者の権利に関わる関係法規の周知を行い、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解促進を図ります。</p>	<p>【産業振興課】</p> <p>労働法に関するルールを分かりやすくまとめた「ポケット労働法」を1,000部増刷して、4,000部作成し、各地区総合支所、JR、地下鉄及びハローワーク品川等で配布したほか、区内の新成人にも郵送して労働に係る法規の周知を行いました。また、商工会館において、労働法に関連した図書やCDの貸出を行うことで、ワーク・ライフ・バランスについての理解促進を図りました。</p>	<p>【産業振興課】</p> <p>区民及び区内中小企業に対して労働者の権利に関わる関係法規の周知を行い、ワーク・ライフ・バランスについてのさらなる理解促進を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材の定着と確保の面から、働き方と処遇の見直しが今後の企業経営に不可欠であることを、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップへ喚起しました。さらに、労働法に関するルールを分かりやすくまとめた「ポケット労働法」を作成して各地区総合支所等で配布し、労働者の権利に関わる関係法規、各制度について幅広く周知しました。また、ハローワーク品川と連携し、正社員雇用に向けた就職面接会を実施しました。 ・女性の人材活用が企業活動に不可欠であるとの観点から、特に長期間離職している女性にスポットをあて、女性が自信とやりがいを持ち、自身の持つスキルや経験を生かしながら、仕事と生活のバランスを保って働けるよう、テレワークやフレックスタイム制度の推進について、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーを通じて企業トップに働きかけを行いました。 ・男女ともに、生活と仕事とのバランスを保ち生きがいのある働き方ができるよう、人事評価を適正に活用して処遇に反映していくよう、ワーク・ライフ・バランス経営セミナーや出前相談の中で、企業トップに対して働きかけを行いました。 		
<p>【人権・男女平等参画担当】</p> <p>広報紙、男女平等参画情報誌及び男女共同参画週間パネル展等において関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】</p> <p>男女雇用機会均等法の改正、男女平等参画に関する苦情申出制度及び女性活躍推進法については、男女共同参画週間パネル展（6月14日～22日）で広く周知しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】</p> <p>広報紙、男女平等参画情報誌「オアシス」及び男女共同参画週間パネル展の他、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業や仕事と家庭の両立支援事業のパamフレットにおいて関係法令の周知を図り、男女平等参画に関する苦情等申出制度については、東京都労働相談情報センターと連携・協力しながら個別事例に対応し解決を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間にあわせて、男女共同参画週間パネル展（6月14日～22日）を開催しました。男女雇用機会均等法改正ポイントパネル及び女性活躍推進法（概要）のパネルを展示し、職場における雇用環境等の整備の必要性について啓発を行いました。 ・男女共同参画週間パネル展でワーク・ライフ・バランスのパネルを展示し、柔軟な働き方について広く周知しました。 ・憲法週間記念・人権週間記念のついで等で「仕事と家庭の両立支援事業のご案内」を配布しました。各奨励金の合計申請件数は34件（前年度28件）でした。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業の取組内容をホームページで紹介しています。 		
<p>女性活躍推進は引き続き求められているとともに、ダイバーシティ&インクルージョンについても企業規模に関係なく取組が求められる時代です。区内企業から取組事例や、成功・失敗の経験談を聞きたいとの意向もあることから、こうした声を踏まえた形での事業を実施します。</p>	<p>1月にアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）、2月に女性の健康講座を開催しました。また、12月には昨今メディアで取り上げられる機会が増えている健康経営の観点から女性の活躍推進を考える講座も開催し、現在、企業経営の観点で注目を集める講座を実施しました。区内企業の関係者を中心に参加があり、特にアンコンシャス・バイアス講座は65名の参加があるなど、関心の強さを感じる機会となりました。</p>	<p>在勤者及び区内事業者向け講座として、「LGBT施策担当者の為の入門講座」「仕事と介護の両立講座」「職場におけるハラスメント防止講座」「イクボス講座」を実施します。また、上述の企業向け出前講座を実施します。これにより、性別や性的指向に関わらず、全ての人が働きやすい職場を作り、もって職場における男女平等参画を推進します。</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	69 在勤者向け講座・講演会の開催 【人権・男女平等参画担当】 関係機関との連携を図り、ワーク・ライフ・バランスに関する様々な視点の講座・講演会を実施します。
			70 在勤者への雇用関係情報の提供 【人権・男女平等参画担当】 就業支援情報の提供を進めるとともに、就業支援講座、起業支援講座等を実施します。
			71 区民参画による地域事業等の推進 【各総合支所協働推進課】 地域事業等の施策の企画・立案・実施にあたり、男女の偏りがなく、地域の多様な主体の参画と協働による取組を推進します。また活動にあたっては、幅広い年齢や職層の人が参画できるように働きかけます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月に「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に関する講座」、2月に「女性の健康講座」を開催しました。また、12月に昨今メディアで取り上げられる機会が増えている「健康経営」の観点から女性の活躍推進を考える講座も開催し、企業経営の観点で注目を集める講座を実施しました。区内企業の関係者を中心に参加があり、特に、アンコンシャスバイアスの講座は65名の参加があるなど、関心の強さを感じました。 ・11月に企業の経営者や管理職、人事担当者を対象とした「シンポジウム」を実施しました。すでにワーク・ライフ・バランスを推進している企業の女性管理職から、先進的な自社の取組事例や女性管理職についての心構えなどを発表しました。 		
<p>平成29年度の経験から、夢や希望を描けていながら、その具体的な方法がわからない人が多くいることから、その夢や希望を具体化できるような内容の講座を実施します。</p>	<p>女性向け起業講座はその内容、構成ともに非常に高い評価を参加者から受けました。入門編の開催を土曜日1日にまとめ、午前と午後2回分を開催、途中のお昼休みに参加者同士での交流の機会を設けるなど、講座時間以外の構成も女性のネットワーク構築に大きく貢献したものだと思われます。</p>	<p>若年女性向け、ミドル・シニア向け、子育て世代向け、介護世代向け、シニア世代向け等、さまざまな対象に向けた講座を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>10月に開催した「女性向け起業講座」は、その内容・構成ともに非常に高い評価を参加者から受けました。入門編の開催を土曜日の午前と午後の2回に分けて開催し、途中の昼休みに、参加者同士での交流の機会を設けるなど、講座時間以外も女性のネットワーク構築に大きく貢献したものだと思われます。</p>		
<p>【芝地区総合支所協働推進課】 区民参画組織、地域情報誌ともに、年齢層や男女比率が平準化され、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮しながら募集を継続します。</p>	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 区民参画会議、地域情報誌編集会議とともに、募集案内や活動のPR等を積極的に情報発信することで、新規参加者が増加しました。また、4つの会議のうち、2つの会議で女性がリーダーを務めており、男女問わず参画しやすい状況が作られています。</p>	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 引き続き、積極的な情報発信に努め、新規参加者の呼びかけを行うとともに、リーダーやサブリーダーなど、会議内での役割について、男女比率を平準化し、活動の活性化をめざします。</p>
<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p>	<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 区民参画組織麻布を語る会においては、委員の延べ人数55名に対し、31名（約56%）が女性です（平成31年3月31日現在）。</p> <p>女性委員分科会別内訳： <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報の発信分科会 16名中12名 ・麻布未来写真館分科会 14名中8名 ・麻布地区政策分科会 25名中11名 </p>	<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p>
<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、男性も女性も幅広い年齢や職層の人が事業に参加できるよう働きかけます。</p>	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 全分科会で男性16名、女性29名が参画しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報の発信・交流分科会：男性0名、女性7名 ・地域の魅力発見分科会：男性4名、女性8名 ・いきがいつくり推進分科会：男性6名、女性9名 ・地区版計画推進分科会：男性6名、女性5名 	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 引き続き、男性も女性も幅広い年齢や職層の人が事業に参加できるよう働きかけます。</p>
<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集を、年齢層や男女比率が平準化されるよう募集を行い配慮します。また、引き続き一時保育も利用できる環境とします。</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、年齢層や男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるように取り組みました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域情報紙グループ 17名（男性4名、女性13名） ・高輪今昔物語 15名（男性9名、女性6名） ・高輪みどりを育むプロジェクト 19名（男性4名、女性15名） <p>○合計 51名（男性17名、女性34名）</p> <p>また、一時保育については参加者の希望がなかったため実施していません。</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集を、年齢層や男女比率が平準化されるよう募集を行い配慮します。引き続き一時保育も利用できる環境とします。また、webによる申し込みの受付を行い、より多くの応募者の確保に努めます。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 区民参画組織で企画・立案・実施するイベントについて、男女の偏りがなく、地域の多様な主体の参画と協働による取組を推進しました。イベント参加者の募集に関しても、幅広い年齢や職層の人が参画できるよう努めました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 区民参画組織の募集にあたっては、男女比率が平準化されるよう配慮し、地域活動に偏りなく参加できるよう配慮します。また、実施事業に関して、誰もが参加しやすい事業や環境づくりをします。</p>

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	1 地域の特性を活かした地域活動への男女平等参画促進	72 講演会・意見を聴く会等への様々な区民の参加促進 【講演会等担当課】	講座等を開催する場合に開催時間、内容など様々な人が参加しやすい工夫をします。
			73 チャレンジコミュニティ大学の充実 【高輪地区総合支所協働推進課】	高齢者等が、学習を通じて個々の能力を再開発し、自らが生きがいのある豊かな人生を創造するとともに、その知識及び経験を生かし、地域の活性化や地域コミュニティの育成に積極的に活躍するリーダーを養成します。 なお、この事業は明治学院大学内で実施します。
	2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進	74 平和関連事業の充実 【人権・男女平等参画担当】 【図書・文化財課】	平和展、長崎への青少年の派遣など平和関連事業の連携と充実を図り、港区平和都市宣言の趣旨を推進します。	
			75 国際理解教育の充実 【指導室】	区立の全小・中学校に外国人講師を配置して国際科の授業を行い、英語によるコミュニケーション能力の育成とともに国際理解教育の充実を図ります。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>前年度の実績をもとに、連続講座として実施してきたテーマの改善を行ないます。女性と子育てに関してさまざまな観点から学び、考える講座を春と秋に分けて実施します。男性向けの講座のニーズも高まっていることから、連続講座として実施することで地域における男性のネットワーク構築につながります。</p>	<p>平成30年度は男性向けの講座を連続としました。連続講座として続けての参加を促しつつも強制はせず、各回での参加も可能とすることで参加への意欲をそがないように工夫しました。実際に、テーマ別に関心が異なりつつも男性向け講座とすることの意義を担当者から説明を行うことで、男性にもかかわらずある事業を幅広く行っている施設であることと、利用することへの抵抗感を少なくする効果は残すことができたと思われまます。</p>	<p>対象者が参加しやすい講座開催日程を工夫します。子育て中の人も安心して参加できるように、保育室を活用した託児を実施します。</p>
<p>引き続き、性別に関わりなく地域コミュニティの育成に活躍するリーダーの養成に努めます。</p>	<p>平成30年度は60名（男性19名、女性41名）が受講しました。修了生は、大学の講座を通じて習得した知識や今までの経験を活かし、区民参画組織の委員や民生・児童委員として地域コミュニティの育成に積極的に活躍しています。</p>	<p>引き続き、性別に関わりなく地域コミュニティの育成に活躍するリーダーの養成に努めます。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 港区平和都市宣言の趣旨に則り、各種平和関連事業を実施し、平和都市を推進します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 平和青年団事業、平和展、巡回平和メッセージ展等の平和関連事業を実施し、平和都市を推進しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 港区平和都市宣言の趣旨に則り、各種平和関連事業を実施し、平和都市を推進します。</p>
<p>【図書文化財課】 (みなと図書館) ・平和映画会の開催 特設コーナー「平和関連図書特集」(学校支援) (三田図書館) ・平和映画会の開催 ・平和をテーマとした特設展示 開催(三田) (麻布図書館) ・平和映画会の開催 ・「平和」テーマに資料の特設展示 (赤坂図書館) ・平和映画会 8月19日「自由への闘い」 ・平和をテーマにした講座「ハンナのかぼん」8月12日 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 7月20日～8月15日 (高輪図書館) ・平和映画会 8月17日 「ノー・マンズ・ランド」 ・「平和」をテーマに資料の展示 7月20日～9月17日 (高輪図書館分室) ・平和映画会 8月9日「ウミガメと少年」 ・平和に関する本の展示の開催 (港南図書館) ・平和映画会 ・平和をテーマに資料特別展示</p>	<p>【図書文化財課】 (みなと図書館) ・平和映画会の開催(8月15日) ・平和特設展示(7月20日～9月2日) (三田図書館) ・平和映画会の開催(8月26日) ・平和特設展示関連(7月20日～9月9日) (児童向け展示 8月1日～8月31日) (麻布図書館) ・平和映画会の開催(8月5日) ・「平和」をテーマに資料の特設展示 (7月20日～8月31日) (赤坂図書館) ・平和映画会 8月19日「自由への闘い」 ・平和をテーマにした講座 「ハンナのかぼん」8月12日 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 (7月28日～8月14日) (高輪図書館) ・平和映画会 8月17日「ノー・マンズ・ランド」 「平和」をテーマに資料の展示 (7月20日～9月17日) (高輪図書館分室) ・平和映画会の開催「ウミガメと少年」(8月9日) ・平和に関する本の展示の開催 (7月29日～8月19日) (港南図書館) ・平和映画会(8月11日) ・平和特別展示(8月1日～8月15日)</p>	<p>【図書文化財課】 (みなと図書館) ・平和映画会の開催 ・平和特設展示 (三田図書館) ・平和映画会の開催 ・平和特設展示 (麻布図書館) ・平和映画会の開催 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 (赤坂図書館) ・平和映画会 8月11日 「狂気の戦場ペリリュール」 ・平和をテーマにした講座 8月4日 ・「平和」をテーマに資料の特設展示 7月27日～8月13日 (高輪図書館) ・平和映画会 8月16日 「さよなら、アルマ」 ・「平和」をテーマに資料の展示 7月19日～9月16日 (高輪図書館分室) ・平和映画会の開催 8月8日予定 ・平和に関する本の展示の開催 (港南図書館) ・平和映画会 ・平和特別展示</p>
<p>国際科検討委員会において、新国際科カリキュラムにあわせ、区独自教材の改訂作業を行います。</p>	<p>国際科検討委員会において、区独自教材である国際科新テキスト「Tomorrow」を作成しました。また、次期学習指導要領の小学校高学年英語科の在り方について、協議するとともに、国際科カリキュラムを改訂しました。</p>	<p>国際科新テキストの内容及び、次期学習指導要領を踏まえた評価規準を作成します。国際科カリキュラムに即したレッスンプランを作成します。</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	2 国際交流活動を通じた男女平等参画の推進	76 国際化の推進 【国際化・文化芸術担当】 国際化推進プランに基づき、区の国際化を推進します。一般財団法人港区国際交流協会を指導し、支援します。外国人相談業務を拡充します。外国人区民、大使館など及び国際交流団体等との連携の強化を図ります。
		3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	77 港区バリアフリー基本構想に基づくバリアフリーの計画的な推進 【交通対策担当】 旅客施設など公共交通機関について関係事業者のバリアフリー化の取組を推進するとともに、道路や公園施設、区有建築物について、施設管理者が「特定事業計画」を策定し、ハード・ソフトの両面からバリアフリーの整備を実施します。
			78 子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備 【土木課】 地域特性や多様な利用者ニーズを踏まえ、誰もが利用しやすい公園づくりを進め、安全で安心して生活できるまちづくりを推進します。
			79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】 乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>港区国際化推進アドバイザー会議を2回開催し、国際化推進プランに掲載している国際化施策について、委員から幅広い意見を伺います。また、平成31年度～32年度任期の港区国際化推進アドバイザー委員の選定を行います。選定にあたっては、国籍、性別、年代及び地区のバランスに配慮します。</p> <p>予定：日本人委員6名 （うち1名は座長） 外国人委員5名 ※男性委員：6名 （うち1名は座長） 女性委員：5名</p>	<p>港区国際化推進アドバイザー会議を2回開催し、国際化推進プランに掲載している国際化施策について、委員から幅広い意見を伺いました。また、平成31年度～32年度任期の港区国際化推進アドバイザー委員の選定を行い、選定にあたっては、国籍、性別、年代及び地区のバランスに配慮しました。</p> <p>委員内訳：日本人委員6名（うち1名は座長） 外国人委員5名</p> <p>※男性委員：6名（うち1名は座長） 女性委員：5名</p>	<p>港区国際化推進アドバイザー会議を2回開催し、国際化推進プランに掲載している国際化施策について、委員から幅広い意見を伺います。</p> <p>予定：日本人委員6名 （うち1名は座長） 外国人委員5名 ※男性委員：6名 （うち1名は座長） 女性委員：5名</p>
<p>「港区バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」に基づき、事業者や施設設置管理者が実施するバリアフリー化の進捗状況を引き続き確認します。また進捗状況に応じて、区民代表の意見を踏まえながら、事業者や施設設置管理者に対しバリアフリー事業の加速化に向けての助言や指導等を引き続き行います。</p>	<p>「港区バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」に基づき、事業者や施設設置管理者が実施するバリアフリー化の進捗状況を引き続き確認しました。また進捗状況に応じて、区民代表の意見を踏まえながら、事業者や施設設置管理者に対しバリアフリー事業の加速化に向けての助言や指導等を引き続き行いました。</p>	<p>「港区バリアフリー基本構想」及び「特定事業計画」に基づき、事業者や施設設置管理者が実施するバリアフリー化の進捗状況を引き続き確認します。また進捗状況に応じて、区民代表の意見を踏まえながら、事業者や施設設置管理者に対しバリアフリー事業の加速化に向けての助言や指導等を引き続き行います。</p>
<p>子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備を目指して、平成31年度に豊岡町児童遊園の整備工事を行うため、公園の実施設計を行います。</p>	<p>平成32年度に本村公園の整備工事を行うため、地域特性や多様なニーズを把握するためワークショップを開催し、基本設計を策定しました。また、令和元年度に整備予定の豊岡町児童遊園は、実施設計を策定しました。</p>	<p>子ども、高齢者、障害者など誰もが安全に安心して使える公園の整備を目指して、平成31年度に豊岡町児童遊園の整備工事を行うため、公園の実施設計を行います。</p>
<p>【芝地区総合支所管理課】 当面整備する予定はありません。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 施設改修等の予定がなかったため、実施していません。</p>	<p>【芝地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。</p>
<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。</p>	<p>【麻布地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。</p>
<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 2階、3階に設置している施設の適切な維持管理に努めました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所管理課】 引き続き、施設状況を踏まえながら、施設改修時等に整備の検討をします。</p>
<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備します。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 改修・改築時にあわせて整備検討しています。</p>	<p>【高輪地区総合支所管理課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備します。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 当面整備する予定はありません。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 授乳スペース及びベビーベッド、キッズコーナーを設置済です。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所管理課】 当面整備する予定はありません。</p>
<p>【地域振興課】 今後も、改修・改築時に応じて必要な場所に設置できるようにしていきます。</p>	<p>【地域振興課】 ・大平台みなと荘 授乳スペース（客室で対応）、保育スペース設置済、ベビーベッド設置済 ・やすらぎ会館 授乳スペース（家族控室で対応）、ベビーベッド設置済 ・北青山コミュニティ施設 （施設は東京都から使用許可、会議室で対応）</p>	<p>【地域振興課】 今後も、改修・改築時に合わせ、施設の利用に応じた場所に設置できるようにしていきます。</p>

			事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3	地域活動の場における男女平等参画の促進	79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】	乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるよう、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。
	3	誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進		

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【産業振興課】 今後も、施設の改修・改築にあわせて必要な整備を検討していきます。また、平成33年度に開設を予定している（仮称）産業振興センター整備にあたって、これら整備を積極的に配置していきます。</p>	<p>【産業振興課】 施設の改修・改築は行われませんでした。ただし、授乳など一部機能の利用が可能となっています。また、利用者の申し出があれば、休憩室など他の空いている施設で授乳など一部機能の利用が可能です。</p>	<p>【産業振興課】 引き続き、施設の改修・改築にあわせて必要な整備を検討していきます。また、現在検討されている新たな産業拠点（仮称）産業振興センターの整備にあわせて、積極的に配置していきます。</p>
<p>【高齢者支援課】 引き続き、新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>	<p>【高齢者支援課】 平成30年度は改修・改築はありませんでした。</p>	<p>【高齢者支援課】 引き続き、新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>
<p>【障害者福祉課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>	<p>【障害者福祉課】 障害保健福祉センターでは、申し出があった場合には、空き室を授乳スペースとして利用可能です。</p>	<p>【障害者福祉課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>
<p>【生活衛生課】 引き続き、設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるように点検を行い維持管理の徹底を継続します。</p>	<p>【生活衛生課】 設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるよう点検を行い、維持管理を徹底しました。</p>	<p>【生活衛生課】 引き続き、設置された設備（ベビーベッド、ベビーチェア）を安全に使用できるように点検を行い維持管理の徹底を継続します。</p>
<p>【子ども家庭支援センター】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 子ども家庭支援センター及び子育てひろば（12か所）において、設置されている授乳コーナーやトイレへのベビーチェア・ベビーベッド等の管理を行いました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>
<p>【住宅課】 シティハイツ高浜については、基本設計の策定を進める中で検討します。</p>	<p>【住宅課】 シティハイツ高浜について、併設施設のトイレにベビーベッド、ベビーチェアを設置することを、基本設計に盛り込みました。</p>	<p>【住宅課】 シティハイツ高浜について、併設施設のトイレにベビーベッド、ベビーチェアを設置することを、実施設計に盛り込みます。</p>
<p>【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを継続実施します。</p>	<p>【環境課】 親子が気軽に来館できるように、キッズマットを設置しました。</p>	<p>【環境課】 エコプラザ来館者が快適に利用できる、保育スペースづくりを継続実施します。</p>
<p>【みなりサイクル清掃事務所】 今後、清掃事務所、資源化センターの改修時にあわせて検討していきます。</p>	<p>【みなりサイクル清掃事務所】 平成30年度は施設の改修・改築はありませんでした。</p>	<p>【みなりサイクル清掃事務所】 今後、清掃事務所、資源化センターの改修時にあわせて検討していきます。</p>
<p>【施設課】 新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時整備検討していきます。</p>	<p>【施設課】 工事中の「旧協働会館」にベビーチェア2台及びベビースーツ1台、また、「元麻布保育園」にベビーチェア2台及びベビースーツ1台を設置します（工事中）。</p>	<p>【施設課】 新規施設は標準装備、既存施設は改修・改築時整備検討していきます。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 特に、高層マンションなどの新興住宅が増える芝浦港南地区にあって、地域の縁をつむぎだせる機能としての役割も担いはじめているこの事業を継続して実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 平成30年度の「絵本の森」も、前年度と同じように奇数月の月末開催とし、年6回実施しました。昨年よりも若干参加者総数は減りましたが、年間を通じて107名が参加しました。リピーターも増え、担当する講師（元保育園長など）との仲も深まることで、子育てに関わる相談も行われるなど1つのソリューションを提供する場になっていると思われます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 保育室開放を、これまでの月曜日のみから平日毎日に拡大し、常勤保育士を配置することで、乳幼児連れでの来館を促します。定着している隔月の「絵本の森」に加えて、隔月で「わらべ歌の会」を開催します。寛いだ子ども連れの場を提供することで、「孤独な子育て」からくるストレスを防ぎます。父親の子育てでも積極的に応援します。</p>

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	3 誰もが使いやすいバリアのない安全なまちづくりの推進	79 区施設への授乳コーナー等の整備 【施設所管課】
			乳幼児を連れて母親や父親が気軽に外出できるように、区施設の一角に授乳コーナーや保育コーナーの整備、トイレ等にベビーチェア、ベビーベッドの設置を進めます。
			80 バリアのないまちづくりの情報提供 【保健福祉課】
		公共施設、区内商店、区内娯楽施設等のトイレの中のベビーチェアやベビーベッド、車いすなど備品、設備の有無など施設のバリアフリー情報を提供します。	
	4 防災分野における男女平等参画の推進	81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進 【各総合支所協働推進課】	災害時に多様な視点で避難所設営等の対応ができるよう、それぞれの地域の防災組織のメンバーの女性比率の向上を促進します。また、発災時に的確に行動できるよう地域の防災訓練に女性の参画を進めます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【契約管財課】 議会棟トイレの全面改修にあわせ、ベビーキープ等を設置する予定です。</p>	<p>【契約管財課】 改修工事に伴い、本庁舎内にベビーキープ（いす）12脚、ベビーベット8台、調乳用温水器1台、ベビー休憩室1室を、議会棟内にベビーキープ（いす）1脚、ベビーベット2台をそれぞれ設置しました。</p>	<p>【契約管財課】 昨年度設置した設備を維持管理し、改善点等の把握・工夫に努めます。</p>
<p>【生涯学習スポーツ振興課】 改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>	<p>【生涯学習スポーツ振興課】 平成30年度中の改修はありませんでした。授乳コーナーについては専用スペースは設置されていませんが、必要に応じて代用可能な場所を案内し利用しています。保育コーナーについては、一時保育付きの事業実施に際し、一時保育会場として館内の適当な箇所を利用しています。</p>	<p>【生涯学習スポーツ振興課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>
<p>【図書文化財課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>	<p>【図書文化財課】 平成30年度中の改修はありませんでした。授乳コーナーについては、専用スペースとして設置されていない場合、代用可能な場所を案内し利用しています。保育コーナーについては、一時保育付きの事業実施に際し、館内の適当な場所を一時保育会場として利用しています。</p>	<p>【図書文化財課】 引き続き、改修・改築時にあわせて整備検討していきます。</p>
<p>引き続き、港区バリアフリーマップを多くの人に活用していただけるよう、安定的な運用と掲載内容のさらなる充実を図っていきます。</p>	<p>高齢者、障害者、乳幼児と同行する人等誰もが安心して外出できるよう区内の公共施設や交通施設、公園、公衆トイレ等のバリアフリー設備情報等をまとめた「港区バリアフリーマップ」を港区ホームページに掲載し、随時更新することで周知を図りました。</p>	<p>引き続き、港区バリアフリーマップを多くの人に活用してもらえよう、安定的な運用と掲載内容のさらなる充実を図っていきます。</p>
<p>【芝地区総合支所協働推進課】 引き続き、女性の関心を集める内容を企画し、地域の防災訓練等への参加を促すとともに、さまざまな機会において災害時における女性の視点の重要性について意識啓発を行っていきます。</p>	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 平成30年度の芝地区総合防災訓練は台風で中止となりましたが、女性の視点を取り入れた防災ブースの出展を予定していました。次年度以降も女性の視点を取り入れた防災対策は継続したテーマとして啓発に注力します。</p>	<p>【芝地区総合支所協働推進課】 平成31年度は芝地区総合防災訓練において子育て世帯や女性の来場者を増やすためのブース作りに注力します。また、町会単位の小規模な防災訓練、イベント活動に対しても積極的に支援し、より幅広いターゲットに防災知識を普及・啓発します。</p>
<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、避難所運営マニュアルへの反映、訓練での啓発等、地域の防災組織活動を支援します。 また、東京都が発行した東京くらし防災を配布し、積極的な活用を呼びかける等の啓発活動も行います。</p>	<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 ・各地域防災協議会が避難所運営マニュアルを改定する際、女性の視点を取り入れたマニュアルとなるようアドバイスするなど、支援を行いました。 ・各地域防災協議会に、避難所女性用トイレが各避難所の防災倉庫にあることを周知し、訓練で活用してもらうよう呼びかけました。 ・麻布地区内の防災組織が一堂に集まる港区総合防災訓練（麻布会場）において、避難所女性用トイレの展示を行う等の啓発活動を行いました。 ・東京都が発行した東京くらし防災を啓発活動として周知しました。</p>	<p>【麻布地区総合支所協働推進課】 引き続き、避難所運営マニュアルへの反映、訓練での啓発等、地域の防災組織活動を支援します。</p>
<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 昨年度に引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制が構築できるよう、避難所運営マニュアルの見直しを行っていきます。また、防災訓練においても、女性が参加しやすい体制を検討していきます。</p>	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 地域防災協議会主催の避難所運営訓練では、女性に配慮した役割分担とする等、女性が参加しやすい体制で実施しました。また、避難所運営マニュアルの見直しにあたっては、女性の視点を取り入れ、避難所生活に配慮しました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所協働推進課】 昨年度に引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制を構築していきます。また、防災訓練においても、女性が参加しやすい体制を検討及び実施していきます。</p>
<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き、意見を求め、地域の防災訓練に女性の参画を進めます。</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 各協議会の女性メンバーから寄せられた避難所での生活に際して必要される対応や物資などに関する意見を、協議会の防災訓練や総合防災訓練等で生かせるよう準備し、実践しました。</p>	<p>【高輪地区総合支所協働推進課】 引き続き意見を求め、地域の防災訓練に女性の視点を取り入れます。</p>

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	3 地域活動の場における男女平等参画の促進	4 防災分野における男女平等参画の推進	81 地域防災組織・防災訓練への女性の参画促進 【各総合支所協働推進課】	災害時に多様な視点で避難所設営等の対応ができるよう、それぞれの地域の防災組織のメンバーの女性比率の向上を促進します。また、発災時に的確に行動できるよう地域の防災訓練に女性の参画を進めます。
		5 環境分野における男女平等参画の推進	82 男女平等参画の視点に立った防災対策の推進 【防災課】	防災対策については、これまで女性の視点で提案された対策を防災計画に盛り込み、災害用女性専用トイレやウエットタオル等を備蓄してきました。今後も避難所マニュアル、防災計画等を女性、高齢者、障害者、外国人など様々な特性、年代の人々により一層配慮して見直していきます。
			83 男女ともに参画する環境学習の推進 【地球温暖化対策担当】	多様な属性や世代の区民が参加できる環境学習事業を実施します。
	4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進 【責任項目5】	84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発 【人権・男女平等参画担当】	幼少期からの価値観の形成が成長後の性別役割分担意識に大きく影響するといわれています。乳幼児の母親、父親向けに、性別にとらわれず子どもの個性を尊重し可能性を引き出す子育て講座等を実施します。
			85 多様な価値観を育む保育の充実 【保育担当】 【指導室】	区立幼稚園・保育園で子ども一人ひとりの個性と能力を伸ばし男女平等を進める教育及び保育を推進します。
			86 学校教育における男女平等教育の推進 【指導室】	区立小・中学校各校で男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を発揮できるように、男女平等教育の趣旨を踏まえた教育を推進します。
			87 ふれあい体験の充実 【指導室】	総合的な学習の時間等を利用し、区内保育園、幼稚園と区立学校との連携により幼児と触れ合う機会をつくったり、高齢者とのふれあい給食、特別支援学校との交流など、様々な人と触れ合う機会を区立幼稚園、学校の幼児、児童生徒に提供します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、地域の防災組織の活動を支援します。	【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 港区総合防災訓練において、芝浦港南地区で開催される芝浦・港南会場で女性の視点に配慮した防災対策と題し、女性専用トイレ・プライベートルートルーム等を展示し、普及啓発をしました。（平成30年度会場会場については、東京都・中央区と合同で行ったためスペースの都合で未実施）	【芝浦港南地区総合支所協働推進課】 引き続き、災害時に女性の視点を取り入れた避難所運営体制等が構築できるよう、地域の防災組織の活動を支援します。
引き続き、女性や高齢者、障害者、外国人の視点を取り入れた誰にでも優しい防災対策を進めていきます。	使用期限の定めのない生理用品や紙おむつなど、衛生用品に関する備蓄物資の入れ替えを実施しました。今後も女性や高齢者、障害者、外国人の視点を取り入れた誰にでも優しい防災対策を進めていきます。	引き続き、女性や高齢者、障害者、外国人の視点を取り入れた誰にでも優しい防災対策を進めていきます。
区及びエコプラザが主催する講座等を開催するにあたり、男性・女性の区別なく誰でも参加できる幅広い事業内容と開催日、開催時間の設定に配慮します。	区主催の緑のカーテン講習会及び家庭向け省エネセミナーにおいて、複数回開催するうちの一部で一時保育を実施し、また、土曜日の開催も設けました。エコプラザ主催事業は、多数の講座を土・日曜日に開催し、対象者は幼児から大人まで幅広く募集しました。	区及びエコプラザが主催する講座等を開催するにあたり、男性・女性の区別なく誰でも参加できる幅広い事業内容と開催日、開催時間の設定に配慮します。
今年度も同様の切り口で講座を開催します。	区内保育園への出前講座を1回実施しました。テーマ：児童虐待とその対応 現場経験の浅い若い世代の保育士が多いことや、保護者との関係性も重視しつつ、虐待被害の深刻化を防ぐための人材育成が必要との観点から実施となりました。	保育園・幼稚園・学校向けの出前講座を実施します。区内の保育園・幼稚園保護者、職員に向け、「気持ちの本」を用い、自分の感情を大切に、素直に表現してよいことを理解させます。感情表現におけるジェンダーバイアスに気づき、平等やジェンダーの視点を踏まえた子育て講座を提供します。
【保育課】 引き続き、より多くの保育園職員が参加しやすい時期の工夫をするとともに、フィードバックの周知を行い、保育の質の向上を目指します。	【保育課】 部門研修を全17回実施しました。研修には、区立園・港区保育室・私立園・認証保育所の職員が参加しました。また、参加職員には、各施設でフィードバックすることを周知しました。参加できなかった職員へは研修資料を配布することで、保育の質の向上を図っています。	【保育課】 引き続き、より多くの保育園職員が参加しやすい時期の工夫をするとともに、フィードバックの周知を行い、保育の質の向上を目指します。
【教育指導課】 継続して、発達段階に応じて、互いのよさや違いを認め合う幼児一人ひとりを大切に教育の推進に努めます。	【教育指導課】 発達段階に応じて、友達との遊びや生活の中で、互いのよさや違いを認め合い、幼児一人ひとりを大切に、個性と能力を伸ばす教育の充実を図りました。	【教育指導課】 教育指導課訪問や幼児教育研修会などを通じて、教員の指導力を向上させることにより、発達段階に応じた友達との遊びや生活の中で互いのよさを認め合い、個性と能力を伸ばさせるなど男女平等を進める教育の充実を図ります。
継続して、区立幼稚園・小中学校の職員が正しい人権感覚を身に付けるよう教育内容の充実を図ります。	区立小・中学校各校で特別の教科「道徳」を核として、男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を発揮できるように、男女平等教育の趣旨を踏まえた授業を実施しました。	継続して、各幼稚園・小中学校における男女平等教育の充実を図り、幼児、児童・生徒が男女平等感覚を身に付けられるよう指導の充実を図ります。
継続して、各幼稚園・小中学校が年間指導計画に基づいた連携教育を推進し、ふれあい体験活動を充実させます。	区内全幼稚園・小中学校において、中学校区を単位として幼稚園と小中学校が連携した教育を教育課程に位置付けて推進しています。中学生による園児への保育実習や園児の小学校運動会への参加、避難訓練の合同実施などの交流を通して、ふれあい体験活動の充実を図りました。	継続して、各幼稚園・小中学校が年間指導計画に基づいた連携教育を推進し、ふれあい体験活動を充実させます。

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	4 教育の場における男女平等参画の推進	1 幼少期からの男女平等参画の推進 【責任項目5】	88 性教育の推進 【指導室】	すべての児童・生徒に対し、人権尊重・男女平等の精神の徹底を図り、性に関する基礎的・基本的な内容を児童・生徒の発達段階に応じて正しく理解させるとともに、直面する性に関する様々な課題に対して適切な意思決定や行動選択ができるよう性教育を充実していきます。
			89 生活力を身につける教育の実践 【指導室】	総合的な学習の時間や生活科、家庭科等の授業を通して、基本的な生活習慣を身につけ、生きる力を醸成します。
			90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成 【指導室】	区立幼稚園、学校の教員を対象に人権尊重教育研修会を実施し、男女平等意識を醸成します。
			91 私立学校への働きかけ 【人権・男女平等参画担当】 【庶務課】	男女平等教育を推進するための参考資料となる啓発冊子やポスター等を送付するなど、啓発・周知を図っていきます。
	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画センターで実施する講座・講演会に関連する図書をホームページで紹介したり、特集コーナーを設定して、男女平等参画関係資料を広く紹介していきます。
			93 男女平等参画講座等の実施 【人権・男女平等参画担当】	多様な世代や属性に向けた男女平等参画講座を様々な工夫して実施し、情報提供や学習機会の提供を充実します。
			94 性別役割分担意識解消のための啓発 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画講座を実施するほか各種講座の実施時にチラシやリーフレット等を活用して情報を提供します。また、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向けの情報誌「こうりゅう」に、性別役割分担意識解消のための啓発記事を掲載します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>継続して、学習指導要領に基づいて、体育や保健体育をはじめとする全教育活動において、性に関する基礎的、基本的な内容を取り上げ、相手を思いやる心を育みます。</p>	<p>各区立小中学校が体育・保健体育等の年間指導計画に位置付け、発達段階に応じて性に関する基礎的、基本的な知識について保健領域において指導しました。また、全教育活動において、発達段階に応じて性に関する内容を取り上げ、児童・生徒に思いやりの心を育みました。</p>	<p>継続して、学習指導要領に基づいて、体育や保健体育をはじめとする全教育活動において、性に関する基礎的、基本的な内容を取り上げ、相手を思いやる心を育みます。</p> <p>さらに、性的マイノリティに配慮した中学校の標準服の在り方についてPTAや校長会との協議をすすめます。</p>
<p>継続して、自分のことは自分でできる生活力が身につく教育を推進します。</p>	<p>小学校就学前の幼少期から発達段階に応じて、家庭と連携しながら基本的な生活習慣の確立に向けて指導しています。小学校入学後は、生活科の授業等で、自分の生活を振り返り、実感させる機会を設けるほか、家庭科の授業ではより良い家庭生活について主体的に考えさせる機会を設けています。</p>	<p>継続して、自分のことは自分でできる生活力が身につく教育を推進します。</p>
<p>継続して、研修会を開催し、教職員の人権感覚・人権意識の向上を図ります。</p>	<p>区立幼稚園、学校の教員を対象に課題への理解を促し、実践力を育成する人権尊重教育研修会を年間3回実施し、男女平等意識を醸成しました。</p>	<p>継続して、区立幼稚園・小中学校の職員が正しい人権感覚を身に付けるとともに、男女平等の大切さを理解し、互いに相手を尊重し認め合い、子どもたちが個性と能力を向上させる授業が展開できるよう研修内容の充実を図ります。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 教育委員会と連携を図りながら機会を捉えて、啓発用冊子類やポスター等を送付する等の働きかけを行います。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 区内私立小・中学校に人権啓発冊子「大切なこと」を各5部送付しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 教育委員会と連携を図りながら機会を捉えて、啓発用冊子類やポスター等を送付する等の働きかけを行います。</p>
<p>【教育長室】 区内の私立学校へさまざまな機会を捉えて男女平等参画情報提供を実施します。</p>	<p>【教育長室】 東京都生活文化局私学部私学行政課から依頼があった、人権教育に関する研修の実施等の通知について、各私立幼稚園に周知を図りました。</p>	<p>【教育長室】 さまざまな機会をとらえて、文部科学省や東京都の通知により、周知を行ってまいります。</p>
<p>今年度も男女平等参画情報誌「オアシス」は年4回発行します。図書資料室の特集欄は毎月更新、そしてシアターリーブラも2か月に1回の上映として、身近な素材から男女平等に触れてもらえるように事業を実施します。</p>	<p>男女平等参画情報誌「オアシス」は年4回、発行しました。特集記事として施設としてのリーブラの機能の紹介、天災が続いた状況を踏まえて災害時に女性と子どもを暴力から守る必要性、女子大学とアンコンシャスバイアス、これまで取り上げてこなかった図書資料室と男女平等に関する書籍紹介など、テーマ・領域を随時変更しながら記事の作成に努めました。特に、アンコンシャス・バイアスと女子大学では、心の性が女性であれば女性としての入学の対象としたお茶の水女子大学の学長へのインタビューは反響が大きかったです。</p>	<p>男女平等参画情報誌「オアシス」を発行します。毎回、男女平等参画に関するテーマを定め、広く区民に読まれる紙面づくりに努めます。</p> <p>図書資料室の資料を、講座や月ごとのテーマにあわせて特集コーナーを設け、利用者の学びの機会を提供します。</p> <p>館内掲示SNSによる情報発信に取り組みます。</p> <p>シアターリーブラを隔月で実施します。</p>
<p>今年度も生活に身近なテーマから、男女平等参画に触れてもらえる講座を複数回開催していきます。</p>	<p>男女平等参画に関わるテーマが広がる中で、施策につながる講座を数多く開催しました。外国人居住者やハーフなど日本に暮らす多様な人々の講座、LGBTやSOGIEに関連する講座などには定員を超える申し込みと参加がありました。生涯未婚率が高まる中で、女性の単身者を対象としたライフプランに関する講座も開催しました。</p>	<p>各種講座に加え、男女平等参画について主体的に学ぶ継続的な「学習会」を開催いたします。</p>
<p>今年度も外国における男女平等参画の推進状況を、比較分析することを通じて考える講座を実施します。</p>	<p>女性が「産む性」であるがゆえに、家事・育児とのつながりを男性のそれよりも強いとみなす風潮が今も残る中で、固定的な性別役割の解消を目的に毎年開催している子育てと女性の生き方考える講座を、平成30年度は春と秋に分けて、2回ずつの開催としました。全4回での参加者は57名、うち3回で満足度が9割を超える結果となりました。理系分野における女性の活躍講座では、京都大学の教員でナメクジの生態の研究者を招き講座を実施しました。参加者は13名と少なかったですが、満足度は9割を超える高評価の講座となりました。</p>	<p>ジェンダーギャップ指数上位の国の取組に学ぶ連続講座を実施します。</p> <p>区内外国大使館の協力のもと、国際女性デーに合わせたイベントを実施します。</p>

		事業名	事業内容	
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	94 性別役割分担意識解消のための啓発 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画講座を実施するほか各種講座の実施時にチラシやリーフレット等を活用して情報を提供します。また、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」、中小企業向けの情報誌「こうりゅう」に、性別役割分担意識解消のための啓発記事を掲載します。
			95 制度・慣行の中の性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた情報提供 【人権・男女平等参画担当】 【国保年金課】 【介護保険担当】 【人事課】	国の制度、職場や地域等の慣行の中にある、性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別を解消するための啓発に努めます。
			96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営 【人権・男女平等参画担当】	区民、事業者からの男女平等参画に関する苦情等に対して、解決に向け苦情処理委員とともに取り組みます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月に「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」、2月に「女性の健康講座」を開催しました。また、12月には昨今メディアで取り上げられる機会が増えている健康経営の観点から女性の活躍推進を考える講座も開催し、現在、企業経営の観点で注目を集める講座を実施しました。区内企業の関係者を中心に参加があり、特にアンコンシャスバイアス講座は65名の参加があるなど、関心の強さを感じる機会となりました。 ・平成30年度の企業向け出前講座6件実施のうち、「ハラスメント予防講座」の実施は2件でした。2件ともパワーハラスメントに関する予防意識を特に管理職及び管理的な立場にいる社員に向けて学習する機会を持たせたいとの意向での実施でした。明文化するのが難しい業務上の指導とハラスメントの境界線との間で、ハラスメントとの指摘を逆にされることへの恐怖心もあいまって管理職が管理業務を果たせない本末転倒の状況を打破したいとの経営層の意向も見える研修実施でした。2社で31名の参加、満足度は9割弱と高い評価でした。 		
<p>【人権・男女平等参画担当】</p> <p>今年度は男性向け講座をより体系的に、見て・知って・学ぶことができる構成での連続講座を実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】</p> <p>昨年度に引き続いて人気があり地域の特長から開催が必要と思われる男性向けの料理講座（カレー）を開催したほか、育児休暇からの復帰を考える講座や、保育園入園準備講座、小1の壁を乗り越える講座などでは夫婦での参加を呼びかけることで夫婦での参加も多い実績を残すことができました。中でも、2月に開催した出産前後で変わる夫婦間のコミュニケーションに関する講座では、講座終了後に家での夫の動きが全く変わったとの感想がリーブラ宛にメールで寄せられるなど、高い効果を実現できました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】</p> <p>男性の家庭参画及び地域参画を促す講座を実施します。参画意識の高い人だけではなく、これまで家庭や地域での役割に疎遠に過ごし、身の回りの家事等にも疎い男性が、最初の一步を踏み出せるようなきっかけづくりとなる講座を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業向けの出前講座6件のうち、2件がハラスメント予防に関する研修でした。2件は国内企業と外資系の企業からの依頼による実施でしたが、多種多様な働き方が技術の整備や制度の変更を通じて実現できるような環境になる中で、やり方や人々の考え方やまだ追いつけていない実態が、ハラスメントを引き起こす要因になりかねないとの観点から、基礎的な部分での成熟と信頼による社内の人間関係構築の重要性を伝える研修としました。 		
<p>【国保年金課】</p> <p>引き続き、23区一体となった情報提供・情報収集を行います。</p>	<p>【国保年金課】</p> <p>情報提供、情報収集を行いました。</p>	<p>【国保年金課】</p> <p>引き続き、23区一体となった情報提供・情報収集を行います。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の意識と職場風土の改革として、職場生活、家庭生活の両立による女性の活躍推進の向上意識の改革に努めました。 ・職員全員を対象にハラスメント研修を実施しました。 		
<p>【介護保険課】</p> <p>誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスを周知し、男女の別なく受けられるように努めます。あわせて介護を行う側も性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別解消に向け、引き続き啓発に努めます。</p>	<p>【介護保険課】</p> <p>介護保険制度全般について、普及啓発用パンフレットを活用して必要な情報の周知を行い、本人・家族が性差に捉われず社会参加できるように努めました。</p>	<p>【介護保険課】</p> <p>誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護サービスを周知し、男女の別なく受けられるように努めます。あわせて介護を行う側も性別による固定的な役割分担意識に基づく性差別解消に向け、引き続き啓発に努めます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>職員全員を対象にハラスメント研修を実施しました。</p>		
<p>【人事課】</p> <p>引き続き、性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理を徹底し、庁内における固定的な役割分担意識を払拭</p>	<p>【人事課】</p> <p>性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理として、適材適所の配置管理や成績主義による選考等の実施を徹底しました。</p>	<p>【人事課】</p> <p>引き続き、性別によらない、能力及び業績に基づく人事管理を徹底し、庁内における固定的な役割分担意識を払拭します。</p>
<p>引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。</p>	<p>苦情等申し出は0件でした。</p>	<p>引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>苦情等申し出は0件でしたが、相談の内容に応じて、人権擁護委員による相談案内やリーブラ相談室「心のサポートルーム」、法律相談「区民相談室」等を紹介しました。</p>		

		事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	各相談窓口で様々な相談が寄せられる中で、相談者の意思を第一に、男女平等参画の観点からの問題点等について、解決に向け連携、連絡を取り調整していきます。
		97 各種相談の連携・連絡調整 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】 【指導室】	

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度もさらに他機関との連携を強化して、相談者に寄り添った相談事業を継続して実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 相談室・心のサポートルームの安心・安全な運用に努めました。男性からの相談が増えている傾向や、リファーマの多様化、警察署や区役所内の他関係機関（特に子ども家庭支援センター、みなと保健所など）との連携強化も図りました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 ドメスティック・バイオレンスと虐待など、解決や予防のためには、複数の機関が連携することが重要です。「こころのサポートルーム」に寄せられるさまざまな相談を適切な機関につなげることができるように、連携を深めます。連携の重要性とその方法について、相談員研修を充実させます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談室・心のサポートルームの安心・安全な運用に努めました。男性からの相談が増えている傾向や、リファーマの多様化、警察署や区役所内の他関係機関（特に子ども家庭支援センター、みなと保健所など）との連携強化も図りました。</p>		
<p>【芝地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を実施します。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 保健福祉係長会・各分野の担当者会を毎月開催しました。支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図りながら、支援を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 保健福祉係長会・各分野の担当者会を毎月開催しました。支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。</p>		
<p>【麻布地区総合支所区民課】 相談者の意思を尊重し個人情報を守りながら、相談内容を吟味し、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援を実施しました。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 相談者の意思を尊重し個人情報を守りながら、相談内容を吟味し、関係各課及び関係機関と連携を図り支援を行います。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 支援部からの報告並びに支援部・支所間の連絡、情報共有、調整を行い、円滑な支援の実施を行いました。</p>		
<p>【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、相談の内容により、関係機関と連携を図り、適切な家庭訪問指導を実施します。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 各担当者会、保健福祉係長会を通じて連携を取り、支援を実施しました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 引き続き、相談の内容により、関係機関と連携を図り、適切な家庭訪問指導を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 保健福祉係では、子どもから高齢者までを対象としたさまざまな保健福祉サービスの受付や相談の業務を行っています。対象業務に関連した相談や、対象業務外の問合せに対しても、可能な限りの情報提供や担当部署・関係機関の紹介に努めています。（例：子育て支援、ひとり親支援、DV相談などに関する情報提供・関係機関紹介など）</p>		
<p>【高輪地区総合支所区民課】 電話や窓口での相談に対して、相談者の意思を尊重し個人情報を守りながら、個別に相談内容を精査して、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 心身の健康に不安や悩みのある人をはじめ、高齢者や、障害児等で精神疾患のある家族がいる場合には、高齢者相談センターや子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、家庭訪問等を行い、健康状態や生活環境を把握し、今後の生活に必要な支援を行いました。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 電話や窓口での相談に対して、相談者の意思を尊重し個人情報を守りながら、個別に相談内容を精査して、関係各課及び関係機関と連携を図り、支援を行います。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談内容に応じて、支援部や高齢者相談センター、子ども家庭支援センターなど関係各課及び各機関と連携を図りながら支援を実施しました。</p>		
<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施します。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 適宜、関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施しました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 関係各課及び関係機関と連携を図り、適切な支援を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談内容に応じて、支援部や高齢者相談センター、子ども家庭支援センターなど関係各課及び各機関と連携を図りながら対象者の支援を行いました。</p>		

			事業名	事業内容
目標2 あらゆる場における男女平等参画を推進する	5 家庭や社会の慣行における男女平等参画の推進	1 家庭における男女平等参画と社会の慣行の中立性の確保	97 各種相談の連携・連絡調整 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】 【指導室】	各相談窓口で様々な相談が寄せられる中で、相談者の意思を第一に、男女平等参画の観点からの問題点等について、解決に向け連携、連絡を取り調整していきます。
			98 人権身の上相談等の実施 【人権・男女平等参画担当】	人権擁護委員が人権身の上相談の相談員として、子どもの人権問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けて取り組みます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【子ども家庭課】 引き続き、男女平等参画の観点を大切に した支援を実施します。</p>	<p>【子ども家庭課】 男女平等参画センター（リーブラ）や子ども家庭支援セン ターとの連携を密にし、相談者の課題解決に向けた支援を 行いました。</p>	<p>【子ども家庭課】 引き続き、男女平等参画の観点 を大切にした支援を実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談者の話を丁寧に聴きとり、相談者の気持ちに寄り添った支援を行っています。 また、より適切な相談機関がある場合には、相談者の意思を確認したうえで、関係機関に情報提供するなどし、相談そのもの が円滑に行われるよう心がけています。</p>		
<p>【教育指導課】 関係各課及び関係機関と連携を図りな がら、支援を充実させていきます。</p>	<p>【教育指導課】 各相談窓口でさまざまな相談が寄せられる中で、相談者の 意思を第一に、男女平等参画の観点からの問題点等につ いて明らかにし、関係各所及び関係機関と連携、連絡を取り ながら解決しました。</p>	<p>【教育指導課】 継続して関係各課及び関係機関と 連携を図りながら、男女平等参画 への支援を充実させていきます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 全幼稚園、小・中学校において、各家庭の子育て上の問題について、スクールカウンセラーが相談に応じたり、子ども家庭支 援センターや教育センターを紹介しました。</p>		
<p>人権擁護委員による人権身の上相談を 実施します。</p>	<p>人権擁護委員による人権身の上相談を実施しました。 相談件数 4件</p>	<p>人権擁護委員による人権身の上相 談を実施します。</p>

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

施策の方向

事業名

課題1 人権を尊重する意識の醸成と擁護

1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供

99 人権尊重に関する意識啓発
100 ストーカー行為に関する意識啓発
101 児童虐待に関する意識啓発
102 女性のための防犯講座の実施《新規》

2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決

103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発
104 女性・子ども・家庭の相談充実
96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営（再掲）

3 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護

105 性的マイノリティに関する意識啓発《新規》

課題2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

1 暴力防止教育と啓発
責任項目6

106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発
107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷
108 デートDVに関する意識啓発《新規》

2 早期発見体制の充実と相談機能の強化

104 女性・子ども・家庭の相談充実（再掲）
109 DV被害者支援体制ネットワークの充実
110 国際化に対応した相談体制

3 被害者を安全に保護する体制の整備

111 母子等緊急一時保護所の確保、広域保護情報の充実

4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備

112 DV被害者の各種手続きの支援《新規》
113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知《新規》
114 DV被害者に対する区のサービスに関する適切な情報提供と支援《新規》
34 ホームヘルプサービスの充実（再掲）
115 被害者へのカウンセリングの実施
116 二次被害防止体制の構築
37 母子生活支援施設入所実施（再掲）
38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付（再掲）
39 児童扶養手当の支給（再掲）
40 ひとり親就労支援の実施（再掲）

5 子どものケア体制の充実

117 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進
118 スクールカウンセラーによる教育相談の充実《新規》

6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
責任項目7

119 相談から自立までの一貫した支援
120 加害者更生プログラムの情報提供
121 相談員の体制と研修の充実
122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用

課題3 メディアにおける人権の尊重

1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ

123 区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちょっと待った！そのイラスト」の活用
124 メディアへの働きかけ

2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成

125 メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発
126 情報モラル教育の推進《新規》

課題4 生涯を通じた男女の健康支援

1 年代に応じた男女の健康づくりの支援

127 健康教育の実施
128 健康手帳の交付
129 健康診査・各種がん検診の実施

2 互いの性や健康に関する理解の促進

130 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発・情報提供
131 性感染症等に関する啓発・情報提供

3 女性の生涯を通じた健康支援

132 女性の健康に関する健康教育及び相談の実施
133 母子健康手帳の交付と健康相談
134 両親学級など母子健康教育
135 妊娠に関する費用の助成
136 妊産婦・新生児訪問（こんには赤ちゃん訪問）
137 産後母子ケア事業《新規》
138 養育支援訪問事業の実施

		事業名	事業内容
目標 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	1 あらゆる暴力を防止するための意識啓発・情報提供	99 人権尊重に関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画条例の基本理念の第一が人権の尊重と性別による差別的取扱いの解消です。性同一性障害者を含むすべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることができる地域社会をつくるために、広報誌等を活用して意識啓発をさらに進めます。
			100 ストーカー行為に関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 広報誌への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展等で啓発を図ります。また、講座の開催やパンフレット等を配布します。
			101 児童虐待に関する意識啓発 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 児童虐待は発見した人が子ども家庭支援センター等に通告する義務があります。本来子どもを守るべき身近な大人から受ける児童虐待は表面化しにくいため、地域住民や子ども自身が権利侵害として認識し、適切な対処ができるよう、発見者の通告義務も含め啓発を進めます。
		102 女性のための防犯講座の実施 【危機管理・生活安全担当】 痴漢やひったくり、リベンジポルノ、強制わいせつなど、女性が被害者となりやすい犯罪について、その特徴と手口、被害の防止法等を実践的に学んでもらうための講座を実施します。	
	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】 【指導室】 区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図ります。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知し、万が一発生した場合は迅速に解決をします。教育現場（校内）においては服務研修等により、予防啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、教育委員会事務局内に設けている「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が調査など苦情の処理にあたり、問題解決を図ります。	

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
広報みなとの人権啓発コラム等で周知します。	憲法週間及び人権週間記念講演と映画のつどいや広報みなと、ホームページを活用して啓発しました。 ・憲法週間記念講演と映画のつどい 平成30年5月8日（火）高輪区民センター区民ホール 178名参加 ・人権週間記念講演と映画のつどい 平成30年12月11日（火）高輪区民センター区民ホール 188名参加	広報みなとの人権啓発コラム等で周知します。
今年度も、性暴力・性教育関係の講座を実施するだけでなく、相談室とも連携強化を図ります。	平成30年度は性暴力被害を取り上げた講座を2講座開催した他、外部機関との連携による協力事業も3回開催するなど、社会的課題として注目を集めるテーマに呼応する形でリーブラでも事業を実施しました。4月には性風俗の仕事が暴力と犯罪から遠ざける、というテーマで専門性の高い講座を開催し、24名が参加しました。また6月には性と同意に関するワークショップ講座を開催し、15名の参加者のうち9割弱が満足する結果を残すことができました。	性暴力被害の予防と拡大防止のための講座を実施します。展示や男女平等参画情報誌「オアシス」、ホームページやSNSで啓発に努めます。被害者バッシング等、性被害に関わる二次被害防止のための啓発にも取り組みます。被害者回復支援講座等、トラウマからの回復支援の講座及び、回復に資する「アロハ・ヒーリング・ヨガ®」を実施します。
【子ども家庭支援センター】 要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化して、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、実務者会議及び関係機関向け研修を実施します。 また、8月に「いじめ・児童虐待防止イベント」、10月には区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。	【子ども家庭支援センター】 要保護児童対策地域協議会の実務者会議2回と関係者向け研修5回を実施し、医療、保健機関、教育委員会、民生・児童委員など関係機関との情報共有など連携を強化し、要保護児童等への対応力の向上を図りました。 「いじめ・児童虐待防止イベント」は8月に3回実施しました。10月6日（土）、7日（日）実施の区民まつりの「いじめ・虐待防止キャンペーン」では、啓発品を手渡し、区民に周知しました。	【子ども家庭支援センター】 要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携強化と、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、実務者会議を開催するとともに、家族支援のあり方や発達障害の保護者とのかわり方等をテーマに関係機関向け研修を実施します。 また、8月に「いじめ・児童虐待防止イベント」、10月には区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。
【人権・男女平等参画担当】 今年度も、昨今のセクシュアル・ハラスメント告発やMetoo運動などの流れも踏まえ、子どもに関する講座や児童虐待等の講座を実施します。	【人権・男女平等参画担当】 平成30年度は保育園向け出前講座を1件実施しました。講師からの具体的事例と長きにわたる保育士経験から体験的に語られる具体的な事例を元にした講演内容は、参加した若い世代に響く内容であったとの評価でした。また、外部からの持ち込み企画でセンターの設立目的や趣旨にかなう事業を実施する協力事業では、小児性犯罪に関するシンポジウムを平成29年度にリーブラ主催講座で講師を務めた人の所属グループとの事業という形で実施しました。	【人権・男女平等参画担当】 リーブラフェスタの主題講演において、女性と子どもの人権をベースとした暴力防止の講演会を実施します。かつての被虐待体験によるトラウマからの回復支援の講座及び、回復に資する「アロハ・ヒーリング・ヨガ®」を実施します。保育士の正社員雇用配置と、平日の保育室開放により、子育て相談を日常的に受けられるようにします。
港区生活安全行動計画に基づき、区民防犯研修会のプログラムに、女性が被害者となりやすい犯罪の特徴と手口、被害の防止法等を盛り込みます。	女性犯罪者の行動分析に基づく体験型防犯研修会を、区内在住・在勤・在学女性向けに、3回開催しました。	港区生活安全行動計画に基づき、区民防犯研修会のプログラムに、女性が被害者となりやすい犯罪の特徴と手口、被害の防止法等を盛り込みます。
【人権・男女平等参画担当】 今年度も企業向け出前講座の研修テーマに、ハラスメント予防の講座を盛り込みます。	【人権・男女平等参画担当】 企業向け出前講座ではハラスメント予防をテーマとした講座を2件実施しました。両社ともにパワーハラスメントに焦点をあてた研修を希望したため、特定社会保険労務士を講師に立て、具体的な事例や裁判での判例などを紐解きつつ、厚生労働省などの省庁発表の資料やガイドラインなどにも言及しながら実施しました。2社とも管理職クラスの社員が同席し、合計で31名の出席がありました。指導とハラスメントの境界線の明文化を求めるよりも、成熟し信頼に基づく社員間での人間関係の構築が必要との講師の説明は、満足が2社ともに9割弱に到達するなど高い評価でした。	【人権・男女平等参画担当】 「職場におけるハラスメント防止」「セクシュアルハラスメント予防・啓発講座」「アサーティブネス講座」を実施します。 単なるHow toではなく、「人権」という土台の上に他者を尊重する意識啓発に取り組みます。

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	103 セクシュアル・ハラスメントに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】 【指導室】
			区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図ります。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知し、万が一発生した場合は迅速に解決をします。教育現場（校内）においては服務研修等により、予防啓発に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、教育委員会事務局内に設けている「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」が調査など苦情の処理にあたり、問題解決を図ります。
		104 女性・子ども・家庭の相談充実 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【人事課】 引き続き、区がハラスメント防止要綱に掲げる、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止を中心に、あらゆるハラスメントの防止に向けて、ハラスメント防止週間を6月に設定し、全職員を対象とした注意喚起を行うとともに、管理監督者による職場内研修を実施して職員の意識を啓発します。</p>	<p>【人事課】 セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止に向けたハラスメント防止週間を6月に実施し、あわせて、各課の庶務担当係長を対象としたハラスメント防止研修を実施しました。各課庶務担当係長は、課内の全職員に対し、職場内研修を実施し、意識啓発と浸透を図りました。 また、平成29年1月、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正され、妊娠・出産・育児または介護に関するハラスメント（マタニティ・ハラスメント）の防止措置が義務付けられたことを受け、その防止に向けた基本方針等を定め、職員に周知を図りました。</p>	<p>【人事課】 引き続き、区がハラスメント防止要綱に掲げる、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及びマタニティ・ハラスメントの防止を中心に、あらゆるハラスメントの防止に向けて、ハラスメント防止週間を6月に設定し、全職員を対象とした注意喚起を行うとともに、管理監督者による職場内研修を実施して職員の意識を啓発します。</p>
<p>【教育指導課】 各校におけるサービスの研修を通じて、教職員に対しセクシュアル・ハラスメントの認識と理解を深めます。</p>	<p>【教育指導課】 区広報紙への啓発記事、男女共同参画週間や女性に対する暴力防止運動にあわせたパネル展、講座開催等で啓発を図りました。また、区職員については啓発パンフレットを全職員に配布して、相談窓口を周知しました。教育現場（校内）においてはサービス研修等により、予防啓発に努めました。</p>	<p>【教育指導課】 継続して、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等による啓発を進めることにより、職場だけでなく地域や学校でも起こるセクシュアル・ハラスメントの認識と理解を深めます。</p>
<p>【子ども家庭課】 子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。</p>	<p>【子ども家庭課】 子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター（リーブラ）と協働して、相談者及び子どもの課題の解決に努めました。</p>	<p>【子ども家庭課】 引き続き、子ども家庭支援センター、教育センター、男女平等参画センター（リーブラ）など各種相談体制と連携して、親子の安全を図り、よりよい生活ができるよう支援を充実させます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 ドメスティック・バイオレンス被害者等心身にダメージを負った相談者や子どもの話を傾聴し、回復に向けたステップを歩み出せるように安全に配慮した支援を行っています。また、より適切な相談機関がある場合には、相談者の意思を確認したうえで、関係機関に情報提供するなどし、相談そのものが円滑に行われるよう心がけています。</p>		
<p>【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット「これって子ども虐待ですか」の日本語版を増刷・配布し、虐待防止や身近な相談機関について周知します。子ども向けリーフレットは日本語版と英語版を増刷・配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知します。 引き続き、弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット・子ども向けリーフレットの増刷、配布については、計画通り実施し、各機関への周知をはじめ、配布することで区民に各相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ネット、来所）があることを周知しました。 計画通り、専門講師による演習や研修を実施し、相談員のスキルアップにつながりました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット作成、配布やホームページや広報みなどへの掲載により、子どもたちが相談できる方法や場所について、周知します。また、子ども家庭支援センターの保健師や臨床心理士等が学校や関係機関、家庭を訪問し、子どもたちの相談を受けます。 相談内容の実態に合わせたテーマで弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 保護者向けのパンフレットを区立小学校に配布し、身近に安心して相談できる場所があることを周知しました。区立と私立の小学校・中学校に、子ども向けパンフレットを配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知しました。 臨床心理士による心理相談日を週3回から6回に増やし、保護者や子どもに対してより専門的な相談に応じています。また弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図っています。</p>		

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	1 人権を尊重する意識の醸成と擁護	2 あらゆる世代におけるハラスメントの予防と解決	104 女性・子ども・家庭の相談充実 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】
			家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。
			96 男女平等参画に関する苦情・相談窓口の円滑な運営(再掲) 【人権・男女平等参画担当】
			区民、事業者からの男女平等参画に関する苦情等に対して、解決に向け苦情処理委員とともに取り組みます。
	3 性的マイノリティの男女の人権の尊重と擁護	105 性的マイノリティに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】	身体の性（生物学的性）と心の性（性の自己意識）が一致しない、恋愛対象の性が異性ではないなど性のあり方は多様です。性同一性障害、性的指向が同性または両性等の性的マイノリティといわれる人々への理解を深め偏見と嫌がらせをなくすため、広報誌や講座等で啓発を進めます。
2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	1 暴力防止教育と啓発 【責任項目6】	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 引き続き、相談事業を実施します。紹介先の拡大や、専門機関との連携強化を図ります。また、今後もより多くの人に利用されるようホームページやチラシ等で周知していきます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画センター（リーブラ）では、相談室・心のサポートルーム運営における継続的な改善や、SNS（主にツイッター）などでの情報発信による相談事業の周知に努めました。前年度からの傾向そのままに、法律相談は予約がいっぱいになる月が多くなるなど、一般相談から法律相談への流れも整い、周知も進んできている実感があります。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 心のサポートルームの相談機能を充実させます。相談員の質の向上と他機関との連携強化に取り組みます。 ホームページやSNS、ポスター掲示、リーフレット配布、女子トイレへのカード設置などにより、相談できることの周知に努めます。 保育士の正社員雇用配置と、平日の保育室開放により、子育て相談を日常的に受けられるようにします。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 リーブラ相談室「心のサポートルーム」の安全な運用に努めました。紹介先の多様化、警察署や区役所内の他関係機関（特に子ども家庭支援センター）との連携強化も図りました。</p>		
<p>【教育指導課】 継続して、相談内容に応じ、適切な関係機関と連携を図ります。</p>	<p>【教育指導課】 相談内容に応じて、関係機関との連絡・連携を図りました。また電話相談においても緊急性の高い事案には、各幼稚園、小・中学校や、子ども家庭支援センターへの情報共有を図りました。</p>	<p>【教育指導課】 継続して相談内容に応じた適切な連携を関係機関と図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 教育センターの相談において、児童虐待が疑われた場合、学校への情報提供を行うとともに、子ども家庭支援センターと連携して対応しました。</p>		
<p>引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。</p>	<p>苦情等申し出は0件でした。</p>	<p>引き続き、男女平等参画に関する苦情等申出制度の周知・啓発を行います。また、苦情等に対して適切に対処し、解決を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談室・心のサポートルームの安心・安全な運用に努めました。男性からの相談が増えている傾向や、リファー先の多様化、警察署や区役所内の他関係機関（特に子ども家庭支援センター、みなと保健所など）との連携強化も図りました。</p>		
<p>LGBTを企業向け出前講座のテーマとして周知・募集します。また、昨年度と同様に、幅広い世代を対象としたLGBT理解講座等を実施します。</p>	<p>出前講座では、1件のLGBT理解促進をテーマとした研修の実施依頼があり、当事者が登壇し、自身の半生とそこの学校や就職活動で体験した苦しみや悩みに触れる内容が参加者の心に響く内容だったようで、23名の参加で満足度は95%と高い評価でした。また、主催講座ではLGBT当事者を講演者に招いた講座2回、またマンガ『弟の夫』の原作者とLGBT団体代表との対談及び同作品の上映を行い、リーブラホールで160名の申込、当日110名参加という非常に理解促進の観点から効果ある事業を実施しました。</p>	<p>LGBTの理解者を増やすための講座、企業の総務や人事等、LGBT施策担当者のための入門講座を実施し、性的マイノリティに対する人権尊重啓発に努めます。男女平等参画情報誌「オアシス」特集号のテーマとして取り上げます。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も相談室との連携という観点から、女性向けの離婚講座を実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 モラルハラスメントに焦点をあてた形での夫婦関係に関する講演と、区職員によるシングルマザーへの支援内容・制度を紹介しました。 11月の女性に対する暴力防止の強化月間では、ウィメンズプラザや札幌市の男女共同参画センター、NPO法人との連携を行い、暴力の種類やそのダメージ、そして自分自身を責めずに自己肯定感を保つことの大切さをパネル展示し、関係する資料を自由に持ち帰ることのできるような形式で実施しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 正社員の相談員を複数配置することで、心のサポートルームでのDV相談と事業との連携を深め、相談者に資する講座や展示、図書資料等を充実させます。 リーブラフェスタ主題講演、DV予防講座、性暴力被害予防講座、離婚講座、シングルマザー支援講座等を実施します。</p>
<p>【芝地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り対応しました。また、正しい知識の習得のために情報収集し、適切な対応に努めました。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からDVについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p>

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	1 暴力防止教育と啓発 【責任項目6】	106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【各総合支所区民課】 【子ども家庭課】
			男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間のパネル展、区広報紙や男女平等参画情報誌「オアシス」等を通じての啓発や情報提供を促進します。
			107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷 【子ども家庭課】
			外国人のために家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）のリーフレットを適宜増刷します。
		108 デートDVIに関する意識啓発 【人権・男女平等参画担当】 【子ども家庭課】	ストーカー行為や婚姻後のDVIにつながるデートDVIについて、若い世代を中心に広く広報誌や講座等で啓発を進めます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、パンフレット等を配布し、情報提供に努めるとともに、職員の間ドメスティック・バイオレンス理解の促進に努めます。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 ドメスティック・バイオレンスに関する啓発パンフレット等を窓口で配布して、情報提供するとともに、担当者を通じて、職員のドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識の習得に努めました。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】 引き続き、パンフレット等を配布し情報提供に努めるとともに、職員のドメスティック・バイオレンス理解の促進に努めます。</p>
<p>【赤坂地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り、パンフレット等を配布することにより、情報提供に努めます。またドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識を習得するため、研修や講演会に積極的に参加します。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 パンフレット等の配布により、情報提供に努めました。研修や講演会は、業務の状況により十分参加できませんでしたが、要保護児童対策実務者会議などにより最新の情報の把握、連携に努めています。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】 家庭相談センター・子ども家庭支援センターと連携を図り、パンフレット等を配布することにより、情報提供に努めます。またドメスティック・バイオレンスに関する正しい知識を習得するため、研修や講演会に積極的に参加します。</p>
<p>【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めました。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 フロア案内業務での通訳や多言語タブレットにより、外国人にも適切に業務案内を行うとともに、日本人と同様に、区の男女平等・人権施策を理解し協力してもらえるよう、支所区民課から発信に努めました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】 人権や男女平等の観点からドメスティック・バイオレンスについての正しい認識を持つための情報提供と防止に努めます。</p>
<p>【子ども家庭課】 6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動を行います。</p>	<p>【子ども家庭課】 ドメスティック・バイオレンスのガイドブック配布による啓発活動を通年で行いました。また、6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動月間にあわせて、関連部署と連携し、リーフレットの配布を行いました。</p>	<p>【子ども家庭課】 6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動にあわせて啓発活動を行います。また、手に取りやすく、かつ持ち歩いても目立たないリーフレットを作成し、若年者を中心とした啓発活動の強化を図ります。</p>
<p>外国籍の相談者に対するリーフレットを整備します。</p>	<p>外国語を母国語とする相談者のために、日本語のほか、英語、中国語、韓国語のリーフレットを整備しています。また、外国語での相談にも対応できるよう通訳者の準備もしていますが、利用はありませんでした。</p>	<p>引き続き、外国語を母国語とする相談者のために、日本語のほか、英語、中国語、韓国語のリーフレットを整備します。タブレットを利用した相談体制を整備します。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 引き続き、学校向け出前講座としてデートDV予防をテーマに掲げた事業を実施します。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 平成30年度は、学校向けの出前講座として、デートDV予防の研修だけでなく、LGBT理解促進をテーマに追加して広報を行いました。一方で、リーブラでは11月の女性に対する暴力防止月間において、デートDVや性被害を含めた資料と、内閣府やNPO法人、他自治体（札幌市）で制作したパネルを展示し、来館者への意識啓発をさまざまな機会を通じて発信できる取組を行いました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 若年女性の参加しやすい夏休み期間中に、デートDV予防講座を実施します。学校向け出前講座としてデートDV予防をテーマに掲げた事業を実施します。</p>
<p>【子ども家庭課】 デートDVに関する若年者へ意識啓発を引き続き、行います。</p>	<p>【子ども家庭課】 ドメスティック・バイオレンス啓発冊子として、「DVから一歩踏み出すために」の冊子を3,000部整備しました。</p>	<p>【子ども家庭課】 若年者向けデートDVに関する手のひらサイズのリーフレットを整備し、意識啓発を行います。</p>

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	2 早期発見体制の充実と相談機能の強化	104 女性・子ども・家庭の相談充実(再掲) 【子ども家庭課】 【子ども家庭支援センター】 【人権・男女平等参画担当】 【指導室】
			家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において女性福祉相談・家庭相談を充実させます。また子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【子ども家庭課】 子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター相談室など各種相談体制を充実させます。</p>	<p>【子ども家庭課】 子ども家庭支援センターにおける子どもと子育てに関する相談、児童虐待についての相談、教育センターにおける教育相談、男女平等参画センター（リーブラ）と協働して、相談者及び子どもの課題の解決に努めました。</p>	<p>【子ども家庭課】 引き続き、子ども家庭支援センター、教育センター、男女平等参画センター（リーブラ）など各種相談体制と連携して、親子の安全を図り、よりよい生活ができるよう支援を充実させます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 男女、年齢、家族形態の区別をすることなく幅広い相談対応を行っています。相談の過程で、また、より適切な相談機関がある場合には、相談者の意思を確認したうえで、関係機関に情報提供するなどし、相談そのものが円滑に行われるよう支援しています。</p>		
<p>【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット「これって子ども虐待ですか」の日本語版を増刷・配布し、虐待防止や身近な相談機関について周知します。子ども向けリーフレットは日本語版と英語版を増刷・配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知します。引き続き、弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 保護者向けパンフレット・子ども向けリーフレットの増刷、配布については、計画通り実施し、各機関への周知をはじめ、配布することで区民に各相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ネット、来所）があることを周知しました。 計画通り、専門講師による演習や研修を実施し、相談員のスキルアップにつながりました。</p>	<p>【子ども家庭支援センター】 リーフレットの作成、配布やホームページや広報みなとへの掲載により、子どもたちが相談できる方法や場所について、周知します。また、子ども家庭支援センターの保健師や臨床心理士等が学校や関係機関、家庭を訪問し、子どもたちの相談を受けます。 相談内容の実態に合わせたテーマで弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 保護者向けのパンフレットを区立小学校に配布し、身近に安心して相談できる場所があることを周知しました。区立と私立の小学校・中学校に、子ども向けパンフレットを配布し、さまざまな相談機関や相談方法（電話、みなと子ども相談ねっと、来所）があることを周知しました。 臨床心理士による心理相談日を週3回から6回に増やし、保護者や子どもに対してより専門的な相談に応じています。また弁護士、小児精神科医、大学教授による演習や研修を実施し、相談員の知識を深め対応力の強化を図っています。</p>		
<p>【人権・男女平等参画担当】 引き続き、相談事業を実施します。紹介先の拡大や、専門機関との連携強化を図ります。また、今後より多くの人に利用されるようホームページやチラシ等で周知していきます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画センター（リーブラ）では、相談室・心のサポートルーム運営における継続的な改善や、SNS（主にツイッター）などでの情報発信による相談事業の周知に努めました。前年度からの傾向そのままに、法律相談は予約がいっぱいになる月が多くなるなど、一般相談から法律相談への流れも整い、周知も進んできている実感があります。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 心のサポートルームの相談機能を充実させます。相談員の質の向上と他機関との連携強化に取り組みます。 ホームページやSNS、ポスター掲示、リーフレット配布、女子トイレへのカード設置などにより、相談できることの周知に努めます。 保育士の正社員雇用配置と、平日の保育室開放により、子育て相談を日常的に受けられるようにします。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 リーブラ相談室「心のサポートルーム」の安全な運用に努めました。紹介先の多様化、警察署や区役所内の他関係機関（特に子ども家庭支援センター）との連携強化も図りました。</p>		
<p>【指導室】 継続して、相談内容に応じ、適切な関係機関と連携を図ります。</p>	<p>【指導室】 相談内容に応じて、関係機関との連絡・連携を図りました。また電話相談においても緊急性の高い事案には、各幼稚園、小・中学校や、子ども家庭支援センターへの情報共有を図りました。</p>	<p>【教育指導課】 継続して相談内容に応じた適切な連携を関係機関と図ります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 全幼稚園、小・中学校において、園児、児童、生徒の行動を見守る中で、児童虐待等の疑いがある場合は、必要に応じて子ども家庭支援センターと連携をとり対応しました。</p>		

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	2 早期発見体制の充実と相談機能の強化	109 DV被害者支援体制ネットワークの充実 【子ども家庭課】
			110 国際化に対応した相談体制 【子ども家庭課】
	3 被害者を安全に保護する体制の整備	111 母子等緊急一時保護所の確保、広域保護情報の充実 【子ども家庭課】	DV等における緊急一時保護施設を広域を含め確保します。
	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	112 DV被害者の各種手続きの支援 【子ども家庭課】	DV被害者から住民票支援措置や国民健康保険加入の相談があった場合、関係部署と連携し、相談証明書の交付や支援措置申請書への押印を行います。 また、外国人等の就学手続きでは必要に応じて担当部署へ同行し、手続きの支援を行います。
		113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知 【芝地区総合支所区民課】 【保健福祉課】 【介護保険担当】 【国保年金課】 【健康推進課】 【税務課】 【学務課】 【選挙管理委員会事務局】	住民基本台帳法に基づくDV・ストーカー等に関する支援措置事務について、住民票を利用して業務を行う各部署で情報共有して適切な取扱いを進めるとともに、DV及びストーカー行為について情報を取扱う職員全員の知識・理解の充実を進めます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
引き続き、港区DV被害者支援地域協議会代表者会議、実務者会議を通じて、関係機関との連携を強化します。	DV被害者支援地域協議会を開催し、関係機関との連携を強化しています。また、協議会にあわせて研修会を開催し、参加者にDVについての最新情報や紛争解決の手法の理解を促しました。	DV被害者支援地域協議会を開催し、連携機関と情報共有を図り、ドメスティック・バイオレンス被害者対応を迅速かつ確に行うとともに相談・支援体制の充実に努めます。
相談窓口においては、「外国籍被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を続けていきます。	相談窓口においては、「外国籍被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を続けています。	引き続き、相談窓口においては、「外国籍被害者相談のためのシート」を利用し、丁寧な対応と支援を続けていきます。
引き続き、必要に応じて、母子生活支援施設の広域入所受入れ施設の情報を更新し、母子生活の安定を支援します。	都内の母子生活支援施設に緊急一時保護利用できる居室を確保し、緊急一時保護が必要な母子の安全を図りました。	引き続き、必要に応じて、母子生活支援施設の広域入所受入れ施設の情報を更新する等し、母子の安全を図り、自立を支援します。
関係部署と円滑な連携と確実な情報共有をし、ドメスティック・バイオレンス被害者の各種手続きの支援を行い、安全を確保したうえでの生活の安定が図れるよう支援します。	関係部署と円滑な連携と確実な情報共有をし、ドメスティック・バイオレンス被害者の各種手続きの支援を行い、安全を確保したうえでの生活の安定を図る支援体制を整備しています。	引き続き、関係部署と円滑な連携と確実な情報共有をし、ドメスティック・バイオレンス被害者の各種手続きの支援を行い、安全を確保したうえでの生活の安定が図れるよう支援します。
【芝地区総合支所区民課】 被害者の生活の安全を守るため、住民記録を利用して業務を行う各部署と必要な情報共有を図るとともに、各相談機関と密接な連携を行い、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【芝地区総合支所区民課】 住民基本台帳法に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に関する支援措置事務について、住民記録を利用して業務を行う各部署と必要な情報共有を図るとともに、担当者会を設置し、年3回開催するなど、当該事務を取扱う職員全員の知識・理解の充実に努めました。 平成30年度 芝地区総合支所取扱件数 626件	【芝地区総合支所区民課】 被害者の生活の安全を守るため、住民記録を利用して業務を行う各部署と必要な情報共有を図るとともに、各相談機関と密接な連携を行い、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【保健福祉課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【保健福祉課】 被害者の生活の安全を図りながら住所情報の適切な保護に努めました。	【保健福祉課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【介護保険課】 引き続き、情報の共有とドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に係る被害者について、介護システムにて適正に管理し、安全を図っていきます。	【介護保険課】 区民課から住民基本台帳法に基づくドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に関する支援措置の対象者情報の提供を受けて、対象者のうち65歳以上の第1号被保険者について、介護保険システムにて適正に管理し、被害者の安全を図りました。	【介護保険課】 引き続き、情報の共有とドメスティック・バイオレンス、ストーカー等に係る被害者について、介護保険システムにて適正に管理し、安全を図っていきます。
【国保年金課】 今後も被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【国保年金課】 各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報等適切な保護に努めました。	【国保年金課】 今後も被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。
【健康推進課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。	【健康推進課】 各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報等適切な保護に努めました。	【健康推進課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

		事業名	事業内容
2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	113 住民票等の適切な運用と支援措置の周知 【芝地区総合支所区民課】 【保健福祉課】 【介護保険担当】 【国保年金課】 【健康推進課】 【税務課】 【学務課】 【選挙管理委員会事務局】	住民基本台帳法に基づくDV・ストーカー等に関する支援措置事務について、住民票を利用して業務を行う各部署で情報共有して適切な取扱いを進めるとともに、DV及びストーカー行為について情報を取扱う職員全員の知識・理解の充実を進めます。
		114 DV被害者に対する区のサービスに関する適切な情報提供と支援 【住宅担当】 【国保年金課】 【学務課】	DV被害者に対して、医療保険手続きや子どもの就学など適切な支援を行います。また、区営住宅の申込み資格がDV被害者は単身で申し込めることなど適切な情報提供を行います。
		34 ホームヘルプサービスの充実(再掲) 【子ども家庭課】	小学生以下のひとり親家庭の父または母への育児・家事援助サービス。月12回午前7時～午後10時までの間の1日4時間上限で実施します。
		115 被害者へのカウンセリングの実施 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、産業カウンセラーやキャリアカウンセラーの資格を持つ相談員による、DV被害者への相談を実施します。DV被害者の安全の確保（母子生活支援施設入所等）をした上で、継続的なカウンセリングを実施し、DV被害者の自立を支援します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【税務課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p>	<p>【税務課】 住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。情報漏えい等の事故はありませんでした。</p>	<p>【税務課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p>
<p>【学務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p>	<p>【学務課】 被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めました。</p>	<p>【学務課】 引き続き、被害者の生活の安全を図りながら、住民票を利用して業務を行う各部署と情報共有を図り、被害者の住所情報の適切な保護に努めます。</p>
<p>【選挙管理委員会事務局】 閲覧用選挙人名簿調製の際には、対象者を除いた名簿を調整するとともに閲覧する範囲や目的を確認し、被害者の情報保護に努めます。</p>	<p>【選挙管理委員会事務局】 選挙人名簿閲覧の際には、支援対象者を除いた名簿を調整しました。また、ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為について情報を取扱う職員全員の知識・理解の充実を進めました。</p>	<p>【選挙管理委員会事務局】 閲覧用選挙人名簿調製の際には、対象者を除いた名簿を調整するとともに閲覧する範囲や目的を確認し、被害者の情報保護に努めます。</p>
<p>【住宅課】 ドメスティック・バイオレンス被害者からの相談を窓口で受けることもあるので、引き続き住宅ガイド及び申込みのしおりでの周知を続けます。</p>	<p>【住宅課】 ドメスティック・バイオレンス被害者については、区営住宅への単身向け住宅への入居が可能である旨、住宅ガイドや申込みのしおり等で周知しています。また、家族向け住戸においても、ドメスティック・バイオレンス被害者については公的証明書の提出があれば、配偶者との別居での申込みを認めています。</p>	<p>【住宅課】 ドメスティック・バイオレンス被害者からの相談に対応するとともに、引き続き住宅ガイド及び申込みのしおりでの周知を行います。令和元年度から、生活・福祉就労支援センターに対して、募集のしおりの設置を依頼し、これまで以上の情報共有を図ります。</p>
<p>【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者に対して適切な情報提供と支援を行います。</p>	<p>【国保年金課】 適切な情報提供と支援を行いました。</p>	<p>【国保年金課】 被害者の生活の安全を図りながら、被害者に対して適切な情報提供と支援を行います。</p>
<p>【学務課】 引き続き、被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行います。</p>	<p>【学務課】 被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行いました。</p>	<p>【学務課】 引き続き、被害者の事情を聴取し、就学や就学援助等に関する情報を提供し、適切な学校への就学の案内等の支援を行います。</p>
<p>引き続き、対象者が公平かつ適正に利用してもらえるよう、広く周知し、ひとり親家庭の日常生活を支援します。</p>	<p>ホームヘルプ事業者との連絡会を開催し、区と事業者が連携して、ひとり親の自立支援につながるサービス展開を図ることを推進することとなりました。適正なサービス利用を行うための実態調査を開始しました。</p>	<p>引き続き、サービス周知に努め、ひとりでも多くのひとり親が経済的・社会的自立を図れるよう支援します。</p>
<p>引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員を配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリング業務を実施します。相談員の間で相談対応の知識や情報を共有し、専門研修等に参加することで、個々の相談対応力のレベルアップを図ります。</p>	<p>産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員を配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリング業務を実施しています。相談員の間で相談対応の知識や情報を共有し、専門研修等に参加することで、個々の相談対応力のレベルアップを図りました。</p>	<p>産業カウンセラーや臨床心理士等の有資格者である相談員を配置し、被害者の心情に添った丁寧かつ円滑なカウンセリング業務を実施します。相談対応の知識や情報を共有し、専門研修等への参加を促すことで、相談対応力のレベルアップを図ります。</p>

目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する

		事業名	事業内容
2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	4 被害者の自立・生活再建を支援する体制の整備	116 二次被害防止体制の構築【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行います。また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施します。
		37 母子生活支援施設入所実施（再掲）【子ども家庭課】	生活困窮などその他の理由で援助が必要な母子家庭（子どもは18歳以下）に対して相談のうえ、空き状況を判断して入所の決定を行います。
		38 母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付（再掲）【子ども家庭課】	母子及び父子福祉資金は、ひとり親家庭に対して、女性福祉資金は、母子家庭、女性等に対して生活・就学・修学等に対して必要な資金の貸付を行います。（限度額あり）
		39 児童扶養手当の支給（再掲）【子ども家庭課】	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ります。なお、国の制度に基づき支給します。
		40 ひとり親就労支援の実施（再掲）【子ども家庭課】	ひとり親家庭で児童扶養手当受給者または児童手当受給者と同等の所得水準にある人を対象に、キャリア・カウンセリングの手法で面接を実施したり、ハローワークの制度等を情報提供することで、就労支援を行います。
	5 子どものケア体制の充実	117 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策の推進【子ども家庭支援センター】	子どもに関わる様々な機関が連携して、要保護児童等の早期発見、早期対応、及び適切な保護等の支援をより一層強化し、児童虐待対策を推進します。また、「港区児童虐待対応マニュアル」の改訂や研修の充実等により、関係機関の支援力の強化を図ります。
		118 スクールカウンセラーによる教育相談の充実【指導室】	各小・中学校に配属されているスクールカウンセラーがいじめ・不登校・学業不振・児童虐待等の悩みや相談を聞くことによって心のケアを進めます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行います。</p> <p>また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施します。</p>	<p>家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行っています。</p> <p>また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施しています。</p>	<p>引き続き、家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において、相談員は被害者が心身ともに傷ついていることに十分留意して、関係機関との連携を図りつつ、相談を行います。</p> <p>また、個人情報の取扱いには十分注意し、被害者及びその関係者の安全の確保を認識した上で、支援を実施します。</p>
<p>引き続き、ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難を抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行います。</p>	<p>家庭相談センターに寄せられる相談を通じて、養育に困難を抱える母子のニーズを適切に把握し、入所が必要と判断される母子に対して、利用を勧めていますが、新たに入所を希望する母子世帯はありませんでした。</p>	<p>引き続き、ドメスティック・バイオレンスからの避難者や子の養育に困難を抱える母子世帯に対して、母子生活支援施設を利用して自立に向けた支援を行います。</p>
<p>引き続き、適正な審査と迅速な貸付を行い、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援します。</p>	<p>ひとり親世帯の経済的な困窮を丁寧に聴きとりをし、適切な貸付に努めています。</p> <p>新規貸付 母子世帯18件、父子世帯1件 (いずれも子の修学資金)</p>	<p>引き続き、適正な審査と迅速な貸付を行い、経済的な困窮状態にある女性の生活の安定を図ることを支援します。</p>
<p>引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。</p>	<p>対象者に広く制度を周知し、適正な審査とともに、手当の円滑かつ迅速な支給に努めました。</p> <p>平成30年度末受給者数 946名</p>	<p>引き続き、対象者が公平に利用できるよう、広く制度を周知するとともに、適正な審査により、円滑かつ迅速な資格認定及び手当の支給に努めます。</p>
<p>引き続き、関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。</p>	<p>関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。</p>	<p>引き続き、関係機関と連携し、ひとり親の求職活動や就労の継続を支援します。</p>
<p>要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携を強化して、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、実務者会議及び関係機関向け研修を実施します。</p> <p>また、8月に「いじめ・児童虐待防止イベント」、10月には区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。</p> <p>平成30年度から子どもを守る地域ネットワーク巡回事業を実施し、積極的に区立小・中学校や認可保育園等を巡回訪問することで、課題や不安を抱える家庭の情報を収集して早期に必要な支援につなげる取組等を行い、児童虐待防止を図ります。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会の実務者会議2回と関係者向け研修5回を実施し、医療、保健機関、教育委員会、民生・児童委員など関係機関との連携を強化し、要保護児童等への対応力の向上を図りました。</p> <p>また、「いじめ・児童虐待防止イベント」は8月に3回実施、10月6日（土）、7日（日）実施の区民まつりの「いじめ・虐待防止キャンペーン」については、啓発品を手渡し、里親・養育家庭について、区民に周知しました。</p> <p>新規事業として子どもを守る地域ネットワーク巡回事業を区立小・中学校や幼稚園、認可保育園に実施し、早期発見・支援につなげました。</p>	<p>要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携強化と、要保護児童の早期発見や適切な支援のために、家族支援のあり方や発達障害の保護者とのかわり方等をテーマに実務者会議及び関係機関向け研修を実施します。</p> <p>また、8月に「いじめ・児童虐待防止イベント」、10月には区民まつりで「いじめ・児童虐待防止キャンペーン」を実施し、啓発を図ります。</p> <p>継続して、子どもを守る地域ネットワーク巡回事業を実施し、早期発見と支援につなげる取組を行います。</p>
<p>スクールカウンセラーによる定期的な教育相談を充実させ、児童・生徒の悩みの解決をめざします。今年度も小4、小5、中1、中2の面接を実施します。</p>	<p>各小・中学校に配属されているスクールカウンセラーに日常的にいじめ・不登校・学業不振・児童虐待等の悩みや相談を聞くほか、小4、小5、中1、中2の面接を定期的に行うことによって心のケアを進めました。</p>	<p>継続して、小4、小5、中1、中2を対象とした面接やスクールカウンセラーによる校内巡回を日常的に実施し、問題の早期発見・解決に努めるなど心のケアの充実を図ります。</p>

		事業名	事業内容	
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	6 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化 【責任項目7】	119 相談から自立までの一貫した支援 【子ども家庭課】	家庭相談センター（配偶者暴力相談支援センター）において専門の相談員によるDV被害者への相談及び自立までの一貫した支援を実施します。
			120 加害者更生プログラムの情報提供 【子ども家庭課】	加害者更生プログラムを実施している団体から情報を収集し広報誌等で情報提供します。
			121 相談員の体制と研修の充実 【子ども家庭課】	相談員は、内閣府及び東京都をはじめとする自治体実施の研修会へ積極的に参加します。職場内では、専門相談員による勉強会を3か月に1回、臨床心理士のスーパーバイズを毎月1回実施し、専門知識のスキルアップを行います。また、キャリアカウンセラー等の資格を持った相談員の割合を増やし、相談体制の充実に図ります。
			122 NPOと連携した他県との婦人相談員連携会議の活用 【子ども家庭課】	都道府県及び民間の関係団体等との連携を図ります。
	3 メディアにおける人権の尊重	1 メディア等における性別による差別解消への働きかけ	123 区が発行する刊行物の表現の見直しと「ちよつと待った！そのイラスト」の活用 【各課】	性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。
			124 メディアへの働きかけ 【人権・男女平等参画担当】	区内に民間キー局、広告業界などメディアが集結する情報発信集積地の区として、人権尊重、男女平等参画の視点による情報の発信についての取組を検討します。
2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成		125 メディア・リテラシー及び情報モラルの啓発 【人権・男女平等参画担当】	情報をそのまま受け取るのではなく、つくられる過程、仕組み、背景を自ら積極的に知り、情報を発信できる力を身につけるよう講座開催等を通じて支援します。	

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、安定した相談体制を構築し、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談から自立まで一貫した支援を行います。	産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、安定した相談体制を構築し、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談から自立まで一貫した支援を行っています。	引き続き、産業カウンセラーや臨床心理士の有資格者を相談員に配置し、安定した相談体制を構築し、ドメスティック・バイオレンス被害者の相談から自立まで一貫した支援を行います。
広報みなとを活用して、加害者更生プログラムの周知を行います。	加害者更生プログラムを実施している団体の情報を収集し、活動内容の精査を行ったうえで情報提供できるよう準備を進めています。	広報みなとを活用して、加害者更生プログラムの周知を行います。
キャリアカウンセラー等の資格を持った相談員の割合を増やし、相談体制の充実を図ります。	相談員は、内閣府及び東京都をはじめとする自治体実施の研修会へ積極的に参加しました。職場内では、専門相談員による勉強会を3か月に1回、臨床心理士のスーパーバイズを実施し、専門知識のスキルアップを行いました。	引き続き、キャリアカウンセラー等の資格を持った相談員が安定して勤務を続けられるよう職場環境の整備をし、相談体制の充実を図ります。
官官・官民連携促進ワークショップへの参加や他府県と連携し情報共有や技術の向上に努めます。	婦人相談連絡会に参加し、最新情報の収集に努め、職場での情報共有に努めました。	官官・官民連携促進ワークショップへの参加や他府県と連携し情報共有や技術の向上に努めます。
性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。	パンフレット等作成時、性別などに基づく固定観念にとらわれない視点で作成にあたりました。	性別等に基づく固定観念にとらわれない視点で行政刊行物の作成にあたります。
性暴力に関する刑法の改正、そしてオリンピック開催に向けて、LGBT理解の促進はさらに求められていく傾向にあるため、引き続きこのテーマで講座を実施します。	平成30年度は性暴力被害の重篤さに鑑み、協力事業での講演会開催を複数回行った他に、リーブラでも表現やスポーツにおけるジェンダーと女性の身体に関わる講座を開催しました。また、社会的な風潮として性風俗業界への視線は偏見が色濃く残る領域ですが、その点でも暴力と犯罪から遠ざけられるべきとの観点から行った専門家の講演会では、司法に携わる参加者から弁護士会での講演を希望するコメントも寄せられるなど、男女平等参画センターだからこそ発信できた成果でもあったと感じました。	男女平等参画センターから積極的に情報発信を図り、メディアに取り上げてもらえるように働きかけます。
情報の正確性や、不確実な情報の流布や拡散を止めることができる主体性を構築できるような講座を実施します。	平成30年度は、インターネット・ITの時代にあっても誰もが発信者、情報の複製・拡散が可能で、場合により炎上がいつでも起きてもおかしくない時代に必要メディアリテラシーの意識を醸成することで、性差別の助長を防止するとの観点から広告とジェンダーに関する講座を2回連続講座として開催しました。申込者18名に対し、参加者は12名と少なくなりましたが、意識の高い参加者が作った広告素材は非常にクオリティが高く、広告制作を实践した2回目講座の満足度は100%を記録しました。	メディア・リテラシー講座を実施し、インターネット・SNSや新聞、テレビなどが発信する膨大な情報の中から必要で本当のものはどれか見極めることを学ぶ機会を提供します。

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	3 メディアにおける人権の尊重	2 メディア・リテラシー及び情報モラルの育成	126 情報モラル教育の推進【指導室】 子どもたちの間で急速に普及しているソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を実施します。
	4 生涯を通じた男女の健康支援	1 年代に応じた男女の健康づくりの支援	127 健康教育の実施【健康推進課】 健康づくりから生活習慣病予防まで、知識の普及啓発と実践のため、専門医・栄養士・保健師等による講座を開催します。
			128 健康手帳の交付【健康推進課】 若い世代から健康管理に必要な事項を記録し、健康保持・増進に役立てるため、20歳以上を対象に交付します。
			129 健康診査・各種がん検診の実施【健康推進課】 健康診査等を実施し、生活習慣病の予防・改善を推進します。 胃がん・肺がん・大腸がん・喉頭がん検診のほか、女性には子宮頸がん・乳がん検診、男性には前立腺がん検診を行い、がんの早期発見に努めます。
	2 互いの性や健康に関する理解の促進	130 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発・情報提供【人権・男女平等参画担当】 女性の生涯にわたる健康と権利について広報誌や講座等で啓発・情報提供を進めます。	

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>全小中学校でセーフティ教室を実施するとともに、安全対策協議会においてもソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を通して、児童・生徒等の意識を啓発していきます。</p>	<p>全小中学校でセーフティ教室を実施するとともに、生活指導会において、Twitter・LINE・スマートフォンの危険性について各校の事例とその対応について情報共有を行いました。また「港区子どもサミット」では、一部の委員会各校代表の児童・生徒がSNS利用のルールやマナーについて話し合い、自校の取組を発表しました。</p>	<p>全小中学校でセーフティ教室を実施するとともにソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の適切な利用方法など人権尊重に基づく情報モラル教育を通して、児童・生徒等の意識を啓発していきます。</p>
<p>区民が自らの健康づくりに対する動機付けや実践ができるよう、内容の充実に努めるとともに、健康づくりや生活習慣病予防について情報提供を行います。</p>	<p>実施回数及び参加者数 健康講座 : 計15回実施、延べ994名参加 生活習慣病予防講座 : 計2回実施、延べ18名参加 離乳食づくり方講習会 : 24回 684名 乳幼児食事相談会 : 12回 192名</p>	<p>区民が自らの健康づくりに対する動機付けや実践ができるよう、内容の充実に努めるとともに、健康づくりや生活習慣病予防について情報提供を行います。</p>
<p>成人の日の会場で、配布。支所などの窓口で配布し、多くの区民に手帳を役立ててもらいます。</p>	<p>健康管理に必要な事項を記録し、健康の保持増進に役立てるため、20歳以上の区民に交付しました。</p>	<p>成人の日の会場で配布したり、支所などの窓口で配布し、多くの区民に手帳を役立ててもらうことで、自らの健康管理への関心を高めます。</p>
<p>以下のとおり、「働き盛り世代」や「子育て世代」の健康を守る取組を推進していきます。 ・各種がん検診の受診率の向上 ・区民健康診査（30健診）等の受診機会の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受診機会を拡大するため、平成27年度からの子宮頸がん検診、乳がん検診（視触診、マンモグラフィ検査）の受診期間の2か月間延長に続き、胃、大腸、肺、喉頭、前立腺の各がん検診についても受診期間を2か月延長しました。 ・がん検診の質の向上を図るため、個人ごとの精密検査結果を把握する体制を整備しました。 ・区民健康診査（30健診）について、従来の定員制で保健所で実施から、区内医療機関等での実施へ制度を改善しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の検診の結果、要精密検査であった人のうち、精密検査未受診者または結果未把握の人について、平成31年度においては、精密検査結果把握と精密検査受診勧奨を兼ねたアンケート調査を実施し、精検受診率の向上を図ります。 ・区民健康診査（30健診）について、平成30年度における制度の改善によって、予想を上回る受診者の拡大を図ることができました。今後は健診を受けたままにせず、自身の健康への関心を持ってもらい、その後の生活に活かしていくために、受診した後の健康づくりに関する情報発信の強化を図ります。
<p>東京2020オリンピック・パラリンピックの開催控え、女性の健康、スポーツに関する講座を実施します。</p>	<p>女性とスポーツに関する講座を7月に、女性の健康に関する講座を2月に開催しました。7月の講座では女性アスリートが今までメディアによってどのように表象されてきたのかを考える講座で、満足度も100%を達成しましたが、この分野への関心はまだ低く、それを開拓する成果も出せず参加者は6名にとどまりました。女性の健康講座は、更年期をテーマに取り上げたところ、定員20名のところ41名の申し込み、参加者は25名と関心の高さを伺える結果となりました。</p>	<p>2020年オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、2019年ラグビーワールドカップを切り口に、スポーツにおける男女平等を学ぶ機会を提供します。リプロダクティブヘルズ講座として、避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害その他女性の健康をめぐるさまざまな問題について、心の悩みも含め気軽に相談できる体制のこと、女性の生涯を通じた健康保持について学ぶ機会を提供します。 女性の心と体のエンパワメントを目的とする、アロハ・ヒーリング・ヨガ®を実施します。</p>

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	4 生涯を通じた男女の健康支援	2 互いの性や健康に関する理解の促進	131 性感染症等に関する啓発・情報提供 【保健予防課】 早期発見と予防のために、エイズ・性感染症検査の機会と場所を提供していくとともに、若い世代を中心とした幅広い年齢層への知識の普及啓発を行います。
		3 女性の生涯を通じた健康支援	132 女性の健康に関する健康教育及び相談の実施 【健康推進課】 女性の健康講演会など女性の健康に関する健康教育を進めます。またすべての区民を対象に行っている相談において内容が多岐に渡る場合に相談者が同じ話を何度もしなくてよいよう、また、迅速な対応ができるように、相談窓口の連携をします。
			133 母子健康手帳の交付と健康相談 【各総合支所区民課】 妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦健診の受診を促し、母子ともに健やかな出産を助けます。その際、アンケート調査を実施し今後の母子相談につなげます。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>性感染症予防について広報みなとのホームページ掲載、ポスター・チラシをよりわかりやすい啓発していきます。</p> <p>性感染症予防等啓発事業についても、中学・高校・大学に加え、社会人に対する視点にも立って事業を実施していきます。</p> <p>HIV夜間即日検査も、身近な場所で検査を受けるようにしていきます。また、検査項目に性感染症も加えます。</p>	<p>性感染症予防について広報みなとのホームページ掲載、ポスター・チラシにより、わかりやすく啓発しました。</p> <p>性感染症予防等啓発事業についても、中学・高校・大学に加え、社会人に対する視点にも立って事業を実施しました。</p> <p>HIV夜間即日検査は高輪区民センターやみなとパーク芝浦など、身近な場所で検査を受けられるよう工夫しました。</p>	<p>引き続き、性感染症予防について広報みなとのホームページ掲載、ポスター・チラシによりわかりやすく啓発していきます。</p> <p>また、性感染症予防等啓発事業についても、中学・高校・大学、社会人に対する視点にも立って事業を実施していきます。</p> <p>HIV夜間即日検査も、身近な場所で検査を受けられるようにしていきます。</p>
<p>女性の生涯にわたる健康問題に関する知識の普及啓発を図るため、女性の健康づくりに関する健康教育や情報提供等を実施します。また、母子メンタルヘルス相談とグループお母さんの時間を継続実施し、母親の健康づくりを支援します。</p>	<p>実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん対策推進アクションプラン普及啓発イベント「がん対策みなと2018」（10/20開催）にて、乳がんの予防・早期発見等に関する普及啓発を実施（乳がんの触診モデル体験、乳がん術後の補整用品などの展示・相談等）。 ・母子メンタルヘルス相談 <ul style="list-style-type: none"> ：計24回開催、延べ29名利用 ・グループお母さんの時間 <ul style="list-style-type: none"> ：計12回開催、延べ21組参加 	<p>女性の生涯にわたる健康問題に関する知識の普及啓発を図るため、女性の健康づくりに関する健康教育や情報提供等を実施します。また、母子メンタルヘルス相談とグループお母さんの時間を継続実施し、母親の健康づくりを支援します。</p>
<p>【芝地区総合支所区民課】</p> <p>相談内容により、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】</p> <p>母子手帳の交付時に必要なサービスの紹介やアンケートによる相談を実施しました。アンケート等から支援が必要だと把握した妊婦に対し、保健所・子ども家庭支援センター等との関係機関と連携し、継続的な関わりを行い妊娠・出産・育児への支援を行いました。</p>	<p>【芝地区総合支所区民課】</p> <p>相談内容により、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。</p>
<p>【麻布地区総合支所区民課】</p> <p>引き続き、アンケートや相談を実施し、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し妊娠、出産、子育ての不安を軽減します。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】</p> <p>母子手帳の交付時に必要なサービスの紹介やアンケートによる相談を実施しました。支援の必要性を把握した妊婦に対し、保健所・子ども家庭支援センター等との関係機関と連携し、妊娠・出産・育児への支援を行いました。</p>	<p>【麻布地区総合支所区民課】</p> <p>引き続き、アンケートや相談を実施し、適宜、関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施するとともに、母子保健サービスや福祉サービスを紹介し、妊娠、出産・子育ての不安を軽減します。</p>
<p>【赤坂地区総合支所区民課】</p> <p>引き続き、母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待を防止します。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】</p> <p>母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待防止に努めました。</p>	<p>【赤坂地区総合支所区民課】</p> <p>引き続き、母子手帳交付時にアンケート調査を実施することにより、適切な保健指導を実施し、妊娠・出産、子育ての不安を軽減することにより、虐待を防止します。</p>
<p>【高輪地区総合支所区民課】</p> <p>母子健康手帳を交付時、妊婦健診の受診勧奨やサービス紹介、またアンケート調査を実施し、母子保健相談を行うことにより、母子保健の向上を図ります。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】</p> <p>妊娠届を提出した妊婦に対し、妊婦健診の受診勧奨や妊娠時から出産後に利用できる母子保健事業の紹介、アンケートをもとに、適切な保健指導等を実施しました。また、必要時は関係機関と連携・協力しながら個別事情にも対応しました。</p>	<p>【高輪地区総合支所区民課】</p> <p>母子健康手帳を交付時、妊婦健診の受診勧奨やサービス紹介、またアンケート調査を実施し、母子保健相談を行うことにより、母子保健の向上を図ります。</p>
<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】</p> <p>関係機関と連携を図り、適切な保健指導を実施します。連携を図り、出産に向けて適切な保健指導を行います。必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげていきます。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】</p> <p>母子健康手帳の交付を通じ、早期から危機状況の対象者をフォローし、関係機関と連携を図り、対象に応じた適切な保健指導を行いました。また、必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげました。</p>	<p>【芝浦港南地区総合支所区民課】</p> <p>関係機関と連携を図り、周産期から育児期間を通じ母親・父親として心も体も安全に過ごしていけるよう適切な保健指導を実施していきます。必要に応じ保健所事業や子育てあんしんプロジェクトにつなげていきます。</p>

		事業名	事業内容
目標3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する	4 生涯を通じた男女の健康支援	3 女性の生涯を通じた健康支援	134 両親学級など母子健康教育【健康推進課】 母親学級や両親学級を開催し、妊婦とそのパートナーを対象に、二人がともに学び支え合い、前向きに子育てができるように、妊娠・出産・育児の知識や情報の提供をします。また、子どもを持つ喜び、育児に対する責任を実感し、育児に積極的に対応する方法を学びます。月齢や対象別に地域の仲間づくりの支援や情報交換を行う機会を積極的につくり、親の孤立化防止や不安の解消に努めます。また講座を開催し情報提供に努めます。
			135 妊娠に関する費用の助成【健康推進課】 妊産婦健康診査の費用の助成や特定不妊治療を行う夫婦の治療費の一部の助成を行います。
			136 妊産婦・新生児訪問(こんには赤ちゃん訪問)【健康推進課】 母子保健法に基づく、妊産婦訪問、新生児等訪問指導と児童福祉法に基づく乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問事業)を統合して実施します。港区に在住している生後4か月までの新生児・乳児のいるすべての家庭を訪問し、児の計測、母乳相談、育児相談、母親自身のメンタル面を含めた体調の相談、母子保健サービスの紹介等を行い、育児不安の軽減を図るとともに母親が前向きに育児に取り組めるよう支援します。
			137 産後母子ケア事業【健康推進課】 産後4か月未満の母子を対象としたデイケアの開催、母子保健コーディネーターによる妊産婦の相談支援、新米ママ健康相談(訪問)、関係機関とのネットワーク会議開催等を通じ、子育て世代の孤立化を防止し妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援体制を構築し、安心して育児ができる環境を整備します。
			138 養育支援訪問事業の実施【子ども家庭支援センター】 養育支援が特に必要であると判断した家庭に、ホームヘルパー、子育て・家族支援者、保健師、助産師等が訪問し、養育に関する援助を行います。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
引き続き、教室や講座を開催し、母子だけでなく父親も心身ともに健やかに過ごせることを目標に情報提供を行います。	<p>実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親学級 : 計36回実施、延べ1,457名参加 ・両親学級 : 計24回実施、延べ1,598名参加 ・ふたごの会 : 計6回実施 延べ110名参加 ・なかよし会（ダウン症の児と保護者の会） : 計6回91名 ・ぶちとまとの会（2,000g未満で生まれた児と保護者の会） : 計3回47名参加 ・子育て講演会 : 1回実施、58名参加 	引き続き、教室や講座を開催し、母子だけでなく父親も心身ともに健やかに過ごせることを目標に情報提供を行います。
引き続き、妊娠に関する経済的負担の軽減を図り、妊婦、胎児の健康、また、少子化対策の推進に寄与します。	妊婦健康診査受診票14枚、妊婦超音波検査受診票2枚、妊婦子宮頸がん検診受診票1枚を配布し、健診費用の一部助成をしています。	引き続き、妊娠に関する経済的負担を図り、妊婦、胎児の健康、また、少子化対策の推進に寄与します。
妊娠届出時、母親学級及び両親学級等で出生通知書の提出と新生児訪問を周知し、出生通知書の返信率と訪問実施率の向上を図ります。また、必要な人に継続的な支援ができるよう支所保健師や保健所事業、関係機関等へつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年12月から平成30年11月の出生数に対し、出生通知書の返信率は87.2%でした。また、出生通知書受理数に対する訪問実施率は92.8%でした。 ・訪問した結果、支援が必要な方に対し、再訪問のほかに保健所事業を案内したり、各総合支所保健師等に引き継ぐなど、継続した支援が提供できるようにしています。 	妊娠届出時、母親学級及び両親学級等で出生通知書の提出と新生児訪問を周知し、出生通知書の返信率と訪問実施率の向上を図ります。また、必要な人に継続的な支援ができるよう支所保健師や保健所事業、関係機関等へつなげます。
引き続き、デイケア（サロン事業）、母子保健コーディネーターによる助産師の相談支援、ママの健康相談（訪問）、関係機関とのネットワーク会議を実施し、妊娠、出産、育児期における切れ目のない支援を行います。	<p>実施状況</p> <p><デイケア（サロン事業）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・Helloママサロン 12回実施、388組 790名参加 ・のんびりサロン 12回実施、447組 909名参加 ・うさちゃんくらぶ 24回実施、671組1,354名参加 <p><妊産婦の相談支援> 相談件数 1,319件</p> <p><ママの健康相談> 訪問件数 105件</p> <p><関係機関とのネットワーク会議> 年1回実施 24施設37名参加</p>	引き続き、デイケア（サロン事業）、母子保健コーディネーターによる助産師の相談支援、ママの健康相談（訪問）、関係機関とのネットワーク会議を実施し、妊娠、出産、育児期における切れ目のない支援を行います。
養育困難家庭に対し養育状況を見極め、必要な支援を適切に行います。産前産後家事・育児支援サービスは、母子専門支援員「産後ドゥーラ」の支援時間を7時間から9時間に増やし、家事支援に加え、出産後の心理ケアと育児支援を行い、母体保護及び養育環境整備を支援します。	養育困難家庭に対し養育状況を見極め、必要な支援を適切に行います。産前産後家事・育児支援サービスは、母子専門支援員「産後ドゥーラ」の利用傾向の把握や事業者からの聞き取りにより、出産後1か月間、毎週2時間程度利用することが有効であることから、平成30年度から利用上限時間を7時間から9時間に拡大しました。「産後ドゥーラ」利用者の4割近くが上限時間の9時間を利用しました。	養育困難家庭に対し養育状況を見極め、必要な支援を適切に行います。産前産後家事・育児支援サービスは、利用状況の分析を踏まえ、周知方法や申込方法を工夫するなど、より効果的に支援を提供できるよう検討します。

目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

施策の方向

事業名

課題1 拠点施設リーブラの充実

1 区民に親しまれる施設としての機能の充実
責任項目8

139 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実
140 区民・団体の活動支援
141 区民・団体の活動との連携

2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実

142 学習機会の提供の充実
143 情報収集、整備、提供
144 相談事業の充実
92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介(再掲)
65 女性のネットワークづくりの推進(再掲)

課題2 モデル事業所としての男女平等参画の推進

1 庁内における男女平等参画の推進

145 職務分担の男女平等の推進
146 職員の意識・実態調査の実施・検証
147 職員研修の充実
148 ハラスメントの予防と相談窓口での解決
149 管理監督者の育成
150 女性職員の活躍促進《新規》

2 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現

151 男性職員の育児参加の推進《新規》
152 長時間労働改善の取組推進《新規》

課題3 計画推進体制の充実

1 男女平等参画に関する広報・啓発の充実

153 広報・情報誌の充実

2 組織の連携

154 港区男女平等参画行政推進会議の連携強化
155 男女平等参画の視点での施策の見直し
156 男女平等参画施策を進める行動計画の策定と年次報告の作成及び公表
157 在住・在勤者の意識・実態調査の実施・検証

課題4 区民・企業・教育機関等との連携

1 区民・企業・各種団体等との連携

158 男女平等参画推進会議の充実
159 区民・団体等への支援
160 N.P.O活動助成事業

		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	1 拠点施設リーブラの充実	1 区民に親しまれる施設としての機能の充実 【責任項目8】	139 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実 【人権・男女平等参画担当】
			男女平等参画の拠点施設として、若い世代や男性も気軽に立ち寄れるような工夫や機能を充実します。
			140 区民・団体の活動支援 【人権・男女平等参画担当】
			男女平等参画のための区民及び団体の活動の拠点として、情報の提供や場の提供を行います。
		141 区民・団体の活動との連携 【人権・男女平等参画担当】	区が実施する事業等で連携を図り、より効果的に地域での男女平等参画を進めます。
	2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実	142 学習機会の提供の充実 【人権・男女平等参画担当】	男性向け講座や女性のための再就職セミナーなど男女平等参画に関わる基礎的知識を学ぶ多彩な講座を開催します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>毎年6月のリーブラフェスタ、10月の区民まつりへの出展を軸に外に向けた活動を積極的に行います。また、6月のリーブラフェスタは、みなとパーク芝浦フェスティバルと同日開催となるため、みなとパーク芝浦全体のお祭りとして、連携を強化しながら、幅広い世代の来館を促進します。</p>	<p>平成30年度も男女共同参画週間に合わせた男女平等参画フェスタinリーブラ2018の開催、みなと区民まつりへのブース出展などを通じて、広く男女平等参画センター（リーブラ）の所在と事業内容について触れてもらう機会となりました。特に6月のフェスタは、みなとパーク芝浦フェスティバルの1行事として同時開催したことで、来場者が2,840名（平成29年度は2,010名）に達し、相乗効果を実感できる結果となりました。</p>	<p>6月のリーブラフェスタの開催、10月の区民まつりへのブース出展等を通じて、広く区民に男女平等参画センター事業を紹介します。若い世代の利用促進を図ります。高校生・大学生等の利用者増を図ります。区内の高校、大学との連携を図る他、学習スペースを提供することで、来館を促し、来館時に自然に目に入るように、さまざまな情報掲示や図書の特設コーナー設置等、男女平等参画への啓発を図ります。</p>
<p>助成事業へ申請する団体には基礎理解を深める学習機会として、助成金活用講座を継続して実施します。また、利用者の意見を聞きながら、引き続き、館内環境整備に努めます。</p>	<p>助成金活用に関する講座を開催しました。定員20名に対して申込35名、参加21名と助成金を通じた活動を考える人の多さと関心の高さを実感する結果となりました。助成事業はホップ（10万円）2件、ジャンプ（最大30万円）4件を実施しました。</p>	<p>これまでに引き続き、助成事業による団体育成を図ります。区内の男女平等参画に関わる活動団体に積極的に働きかけ、男女平等参画センターの学習団体または推進団体登録を進め、当センターを活動拠点として積極的に利用してもらい、区民を広く巻き込む活動を展開するように働きかけます。また、団体の活動成果を区民に発表する機会を提供します。そのための展示スペースを設けます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 7月に理系の生物分野の講師を招いて「女性研究者の挑戦」の講座を開催しました。ナメクジの生態と全国各地の分布をSNSを通じて情報収集を行いつつ研究を進める講師から、生物分野での苦勞、中でもナメクジをテーマに研究することや、リケジョと呼ぶ風潮への思いなどを体験的かつ率直に語ってもらう講座となりました。参加人数が多くはありませんでしたが、参加者の満足度は100%を達成できました。</p>		
<p>外部機関との連携事業は継続して実施します。運営協議会は年11回開催する予定です。また、助成事業では全8件の企画を実施します。</p>	<p>男女平等参画の推進につながるテーマで活動する団体との協力事業を5企画実施しました。性犯罪をなくすための対話（3回分）の他、女性活躍推進に取り組む企業の事例や取組を紹介するなでこサミット、そして世界の医療団との共催によるロヒンギヤの証言の上映など多種多様なテーマで実施しました。運営協議会は、8月と1月を除き、1年間で10回開催しました。団体育成・活動助成事業は6団体実施しました。</p>	<p>外部機関との連携を継続実施します。積極的に、さまざまな機関と連携することで、開かれた運営を図り、さまざまな知見や意見を運営に反映させます。</p>
<p>区民のニーズの多様化・細分化が進む中で、関心の喚起や意識啓発につながるものから、社会の課題解決につながるものまで、今年度も幅広い年齢層の区民が来館できる事業を実施します。</p>	<p>30年度は、年間で40を超える主催講座を実施しました。それ以外に、絵本の森や映画上映会（シアターリーブラ）などの定期開催の事業を通して、さまざまな世代の人が来館できる事業を幅広く実施しました。特にシアターリーブラはリピーターが増えており、毎月の開催を希望する感想が寄せられるなど、区民に認知される事業に育ってきました。</p>	<p>区民の幅広いニーズに応えるとともに、新たな関心を喚起する講座を提供します。シアターリーブラ等、新たな来館者を招く魅力ある事業を実施します。これまで月曜日のみであった「保育室開放」を平日毎日開放に拡大し、子育て中の学びの機会を提供します。</p>

		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	1 拠点施設リーブラの充実	2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実	142 学習機会の提供の充実 【人権・男女平等参画担当】
			男性向け講座や女性のための再就職セミナーなど男女平等参画に関わる基礎的知識を学ぶ多彩な講座を開催します。
			143 情報収集、整備、提供 【人権・男女平等参画担当】
			特色ある図書資料の収集・整備を図るほか男女平等参画に関する内外の情報を収集し、区民・団体に適切に提供します。
			144 相談事業の充実 【人権・男女平等参画担当】
		自分自身、家族、仕事、人間関係など、様々な問題について、有資格者のカウンセラーが専門的見地からサポートします。	
		92 図書館ネットワーク等を活用した男女平等参画関係資料の紹介(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	
		男女平等参画センターで実施する講座・講演会に関連する図書をホームページで紹介したり、特集コーナーを設定して、男女平等参画関係資料を広く紹介していきます。	
		65 女性のネットワークづくりの推進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	
		男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。	

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証交付式」と同時に開催した「シンポジウム」では、女性活躍推進を効果的に進めるために必要な社内風土の改革、制度の再設計、そして性別を問わず社員の意識を変え続けていくことにより効果が生じることを具体的な社内の取組事例とともに説明されました。参加した企業には、検討して自社での取り入れを考える人もおり、アンケート結果では満足度は9割を超える結果となりました。 ・7月に理系の生物分野の講師を招いて「女性研究者の挑戦」の講座を開催しました。ナメクジの生態と全国各地の分布をSNSを通じて情報収集を行いつつ研究を進める講師から、生物分野での苦勞、中でもナメクジをテーマに研究をすることや、リケジョと呼ぶ風潮への思いなどを体験的かつ率直に語ってもらった講座となりました。参加人数が多くはありませんでしたが、参加者の満足度は100%を達成できました。 ・就労継続の1つの形として、9月と10月に「起業講座」を基本編・応用編という二部構成で実施しました。基本編で自身の希望を具体的な行動と詳細な計画に基づいて実施していくことへの覚悟を求めつつ、応用編に進んだ人には参加者同士でのネットワークと切磋琢磨の雰囲気を作り出しながら、差別化と市場を勝ち残る付加価値を自分なりに深く考える過程に進んでもらうなど、現実に即した内容の講座となりました。 ・アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）が女性の活躍推進を社内において阻んでいるケースがあり、それが無意識であるがゆえになかなか解消に向かっていかない現状の把握と、会社としてそうした環境の解消していくことの重要性を具体的な手法を学ぶ講座を開催しました。まだまだ耳慣れない単語ですが、企業では周知が広がっているキーワードであったことから70名弱が出席し、8割が満足する結果となりました。 ・企業向けの出前講座6件のうち、2件がハラスメント予防に関する研修でした。2件は国内企業と外資系の企業からの依頼による実施でしたが、多種多様な働き方が技術の整備や制度の変更を通じて実現できるような環境になる中で、やり方や人々の考え方やまだ追いつけていない実態が、ハラスメントを引き起こす要因になりかねないとの観点から、基礎的な部分での成熟と信頼による社内の人間関係構築の重要性を伝える研修としました。 		
<p>専門書から手に取りやすい本まで幅広く所蔵することを目的として、購入します。時代の変化にあわせて、男女平等参画に関わる問題が多様化する中、購入対象となる本も広がっていますが、区民の生活・仕事に資する資料の収集に努めます。</p>	<p>図書資料室では毎月、男女平等参画の多岐にわたる分野の書籍を購入してきました。特に、男女平等参画は社会学との関係性の深さから、意識しないとこの分野の書籍が増えがちですが、担当者制を取り入れることでさまざまな分野の書籍が平均して同量に購入できるように選書のプロセスを工夫するなどし、今年も年間で700冊以上の蔵書が増えました。</p>	<p>男女平等参画専門図書資料室という専門性を深める選書に努めます。一般に流通する図書だけではなく、全国の同種機関等の発行物や研究機関発行物などの収集と整理に努め、利用者の知的関心に応えられるようにレファレンスサービスを充実させます。</p>
<p>より一層港区の子ども家庭支援センターを中心として区内の相談ネットワークとの連携を強く意識すべき状況になってきていると感じます。リーブラの相談室の現状を土台にしなが、こうしたネットワークに貢献しつつ、相談員も相談者も安心して相談室を利用できる運営に努めます。</p>	<p>現在の利用状況を踏まえ、新規の相談者がアクセスしやすく、また相談者の安全も確保できる形での運営を心がけました。年間での相談件数も、月別で見ると若干の上下動はあるものの、昨年度とほぼ同じ傾向になってきています。法律相談は平成29年度からの傾向と勢いそのままに増加傾向にあり、2か月先の枠も予約で埋まることもありました。面談DVなど夫婦関係の悪化による子どもへの影響なども念頭に、子ども家庭支援センターやみなと保健所などとの連携もより深めることができた1年となりました。</p>	<p>正社員相談員を複数配置することで、男女平等参画センターの相談事業の専門性を高めます。子ども家庭支援センターとの連携に加え、配偶者暴力相談支援センターとの連携を強化し、相談者のリスクを見落とすことなく支援につなげられるようになります。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 相談室・心のサポートルームの安全な運用に努めました。男性からの相談が増えている傾向や紹介先の多様化、警察署や区役所内の他関係機関（特に、子ども家庭支援センター）との連携強化を図りました。</p>		
<p>今年度も男女平等参画情報誌「オアシス」は年4回発行します。図書資料室の特集欄は毎月更新、そしてシアターリーブラも2か月に1回の上映として、身近な素材から男女平等に触れもらえるように事業を実施します。</p>	<p>男女平等参画情報誌「オアシス」は年4回、発行しました。特集記事として施設としてのリーブラの機能の紹介、天災が続いた状況を踏まえて災害時に女性と子どもを暴力から守る必要性、女子大学とアンコンシャスバイアス、これまで取り上げてこなかった図書資料室と男女平等に関する書籍紹介など、テーマ・領域を随時変更しながら記事の作成に努めました。特に、アンコンシャス・バイアスと女子大学では、心の性が女性であれば女性としての入学の対象としたお茶の水女子大学の学長へのインタビューは反響が大きかったです。</p>	<p>男女平等参画情報誌「オアシス」を発行します。毎回、男女平等参画に関するテーマを定め、広く区民に読まれる紙面づくりに努めます。図書資料室の資料を、講座や月ごとのテーマにあわせて特集コーナーを設け、利用者の学びの機会を提供します。館内掲示SNSによる情報発信に取り組めます。シアターリーブラを隔月で実施します。</p>
<p>今年度も利用者懇談会を年2回開催します（5月と10月）。また、「学ぼう！男女平等」では、男女平等推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供するとともに、団体間の交流も図ります。</p>	<p>利用者懇談会を5月と10月に2回開催しました。「学ぼう！男女平等」では、リーブラを拠点とする団体の活動内容と男女平等との関わりを考えるテーマを設定しての意見交換を行いました。また、運営協議会発案による企画も同会議の委員の手により行うなど、実施方法にも区民の思いや考えを反映させる形での実施となりました。</p>	<p>今年度も利用者懇談会を年2回開催します（5月と10月）。また、「学ぼう！男女平等」では、男女平等推進団体と学習団体の双方に学習機会を提供するとともに、団体間の交流も図ります。港区区内団体との連携を深め、協力的体制構築を図ります。</p>

		事業名	事業内容	
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	1 拠点施設リーブラの充実	2 男女平等参画センター(リーブラ)の事業の充実	65 女性のネットワークづくりの推進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	
	2 モデル事業所としての男女平等参画の推進	1 庁内における男女平等参画の推進	65 女性のネットワークづくりの推進(再掲) 【人権・男女平等参画担当】	男女平等参画推進の拠点施設である男女平等参画センターに関わる様々な立場の女性が新たな「連携」をつくり上げるために必要な知識・視点、情報を提供します。
			145 職務分担の男女平等の推進 【各課】	各課は職務の分担を性別により配分・決定することをなくし男女平等を推進します。人事課は各課の事務分担等が男女平等になるよう働きかけを行います。
			146 職員の意識・実態調査の実施・検証 【人権・男女平等参画担当】 【人事課】	担当課と連携をとりながら男女平等に関する区職員への意識・実態調査を実施し、その結果を啓発に反映させます。
			147 職員研修の充実 【人材育成推進担当】	男女平等参画についての認識を深め、人権感覚のさらなる高揚を図るための職員研修(区、特別区共同)を職層別など段階ごとに積極的に行います。
			148 ハラスメントの予防と相談窓口での解決 【人事課】	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの予防に向けて、啓発用のパンフレットやポスター等の配布及び啓発週間の実施により、意識の浸透を図ります。また、労使による苦情処理委員会を設置し、苦情相談窓口を中心とした適切な相談・苦情処理の体制を整備し、職員に周知します。
		149 管理監督者の育成 【人事課】 【人材育成推進担当】	職層別の研修で、男女平等についての正しい知識と管理監督者としての役割を認識できる研修を実施します。	

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 利用者懇談会を5月と10月に2回開催しました。「学ぼう!男女平等」では、リーブラを拠点とする団体の活動内容と男女平等との関わりを考えるテーマを設定しての意見交換を行いました。また、運営協議会発案による企画も同会議の委員の手により行うなど実施方法にも区民の思いや考えを反映させる形での実施となりました。</p>		
<p>事務分担の平等化を推進し、職務分担の男女平等を推進します。</p>	<p>性別による職務分担はせず、男女平等を推進しました。</p>	<p>事務分担の平等化を推進し、職務分担の男女平等を推進します。</p>
<p>【人権・男女平等参画担当】 人権研修アンケート等の実施結果を反映させた啓発を進めます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 人事課による職員研修アンケートの実施結果を反映させた啓発について検討しました。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 人権研修アンケート等の実施結果を反映させた啓発を進めます。</p>
<p>【人事課】 次期男女平等参画行動計画及び特定事業主行動計画である「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の改定にあわせて、平成32年に調査を実施します。</p>	<p>【人事課】 平成28年3月に策定した「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の推進委員会を設置し取組を進める中で、昇任を控えた若手～中堅の女性職員にヒアリングを行うとともに、副区長との懇談会の場を設け、今後のキャリアデザインについての意見交換を行いました。</p>	<p>【人事課】 次期男女平等参画行動計画及び特定事業主行動計画である「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の改定にあわせて、令和2年に調査を実施します。</p>
<p>引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るための研修を実施します。</p>	<p>職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るための研修を実施しました。</p>	<p>引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画についての認識を深め、人権感覚の高揚を図るための研修を実施します。また、新たに性的マイノリティの人への理解を深める研修を監督職以下の職員を対象に実施します。</p>
<p>引き続き、ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置と相談方法を周知するとともに、啓発用のポスター及びパンフレットを掲出・配布して職員の認識を深めます。 また、苦情相談窓口が職員に身近な存在となることで、ハラスメントの未然防止や事態発生時の重篤化を防ぎ、迅速かつ的確な問題解決を図ります。</p>	<p>ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置及び相談体制を周知するとともに、意識啓発用のポスターの掲出及びパンフレットを配布し、職員に意識の浸透を図りました。 また、引き続き、ハラスメント苦情処理委員会及び相談窓口を設置し、職員からの苦情相談に迅速かつ丁寧に対応する体制を整えました。</p>	<p>引き続き、ハラスメント防止週間の実施を通して、ハラスメント相談窓口の設置と相談方法を周知するとともに、啓発用のポスター及びパンフレットを掲出・配布して職員の認識を深めます。 また、苦情相談窓口が職員に身近な存在となることで、ハラスメントの未然防止や事態発生時の重篤化を防ぎ、迅速かつ的確な問題解決を図ります。</p>
<p>【人事課】 引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画について正しい知識を習得させるとともに、管理監督者としての役割を認識できる研修の実施に取り組みます。</p>	<p>【人事課】 職層研修において、男女平等についての正しい知識の浸透を図るとともに、管理監督者が自ら果たすべき役割の認識を深める研修を実施しました。</p>	<p>【人事課】 引き続き、職層別研修の中で、男女平等参画について正しい知識を習得させるとともに、管理監督者としての役割を認識できる研修の実施に取り組みます。</p>
<p>【人材育成推進担当】 男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門のサポートを強化します。</p>	<p>【人材育成推進担当】 男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門の体制を整えました。</p>	<p>【人材育成推進担当】 男女を問わず、職員個々の能力を十分に発揮できる組織風土づくりに管理監督者が取り組むために、人材育成部門のサポートを強化します。また、新たに性的マイノリティの人への理解を深める研修を監督職以下の職員を対象に実施します。</p>

		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	2 モデル事業所としての男女平等参画の推進	1 庁内における男女平等参画の推進	150 女性職員の活躍促進 【人事課】 【人材育成推進担当】 女性職員の活躍促進をテーマとした講演会、キャリアアップガイダンス等を実施することで、昇任意欲の喚起を図ります。また、係長職昇任選考における指名制も活用し、女性職員の活躍を促進します。
		2 区職員のワーク・ライフ・バランスの実現	151 男性職員の育児参加の推進 【人事課】 港区職員子育て支援プログラムに基づき、男性職員の育児参加を積極的に進めます。
	3 計画推進体制の充実	1 男女平等参画に関する広報・啓発の充実	152 長時間労働改善の取組推進 【人事課】 ノー残業デーやエンジョイ・マイライフ週間の設定、職務配分の見直しなど長時間労働の解消に向けた取組を進め、ワーク・ライフ・バランスを推進します。
			153 広報・情報誌の充実 【区長室】 【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画社会実現に向けた啓発番組を制作し、ケーブルテレビ網やYouTubeで放送します。男女平等参画情報誌「オアシス」を区民参加のもと制作します。

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【人事課】 引き続き、「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発や環境整備を進め、数値目標の達成に向けた取組を実施します。 また、人事評価制度における目標管理プロセスを効果的に運用し、女性職員一人ひとりのキャリアデザインを的確に把握した能力開発・成長支援に取り組むとともに、仕事と家庭との両立や出産等のライフイベントを控えた職員であっても、個性と能力を發揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感と成長の実感が得られるよう取組を進めます。</p>	<p>【人事課】 「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発やキャリア形成支援の一環として、平成29年度から昇任に伴う職責増加への懸念や両立不安を抱える女性職員を対象として上司以外の女性管理監督職に相談ができる「キャリアアドバイザー制度」を実施しています。 また、平成30年4月に実施した行政系人事制度の改正に伴い、係長職及び課長補佐職への登用を人事評価と職制による指名制面接に基づく能力実証に改め、女性職員の活躍推進に向けた活用を図っています。 人事評価制度における目標管理サイクルの効果的な運用を通して、女性職員一人ひとりの成長目標やキャリアデザインの実現に向けて、能力開発や成長支援も取り組むとともに、育児等により時間的制約がある職員であっても、個性と能力を發揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感と成長の実感が得られるよう取り組みました。</p>	<p>【人事課】 引き続き、「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げる女性職員の登用に向けた意識啓発や環境整備を進め、数値目標の達成に向けた取組を実施します。 また、人事評価制度における目標管理プロセスを効果的に運用し、女性職員一人ひとりのキャリアデザインを的確に把握した能力開発・成長支援に取り組むとともに、仕事と家庭との両立や出産等のライフイベントを控えた職員であっても、個性と能力を發揮して、組織目標の実現や区民福祉の増進に貢献している実感と成長の実感が得られるよう取組を進めます。</p>
<p>【人材育成推進担当】 引き続き、全職員を対象とした「女性職員の活躍促進のための講演会」を実施するとともに、人事制度改正に伴う新たな昇任選考方法等に呼応した、ガイダンス等を検討し、意識啓発やキャリア形成支援に取り組みます。</p>	<p>【人材育成推進担当】 引き続き、全職員を対象とした「女性職員の活躍促進のための講演会」を実施しました。また、人事制度改正に伴う新たな昇任選考方法等に呼応したガイダンスを実施しました。</p>	<p>【人材育成推進担当】 「女性職員の活躍促進のための講演会」を管理職を対象に実施します。また、女性職員のキャリアアップにつながるようなガイダンスを検討するほか、上司以外の女性管理監督職に昇任や家庭との両立不安等に関する悩みの相談ができる「キャリアアドバイザー制度」の活用を積極的に促すなど、多方面からの意識啓発やキャリア形成支援に取り組みます。</p>
<p>引き続き、男性職員の育児参加を一層推進するため、男性の育児休業取得率15%以上を目指すとともに、出産支援休暇及び育児参加休暇の取得が定着するよう、意識啓発と組織風土の醸成を進めます。</p>	<p>「港区職員のワーク・ライフ・バランス推進プラン」の策定をはじめ、男性職員の育児参加の啓発を継続した結果、平成30年度における男性職員の育児休業取得率は22.6%、出産支援休暇の取得率は80.6%、育児参加休暇の取得率は67.7%となりました。計画策定前年度（平成26年度）と比較するといずれも大幅に改善しています。</p>	<p>引き続き、男性職員の育児参加を一層推進するため、男性の育児休業取得率15%以上を目指すとともに、出産支援休暇及び育児参加休暇の取得が定着するよう、意識啓発と組織風土の醸成を進めます。</p>
<p>働きやすい職場づくり推進担当部長職は、職員の意識改革と不断の業務改善という流れを喚起したことで所期の目的を達したため平成29年度末で廃止しましたが、引き続き、超過勤務の縮減と年休取得目標の達成に向けて、取組を進めます。</p>	<p>働きやすい職場づくり推進委員会を中心に、最新のICT技術を積極的かつ本格的に活用するとともに、フリーアドレスに対応した執務環境の整備等のワークスタイル改革に取り組みました。 また、平成29年7月の「みなとワークスタイル宣言」に基づき、喫緊の課題である超過勤務の縮減（平成28年度比△30%）と年休取得（16日以上）の数値目標を設定し、取組を強化した結果、全体で超過勤務は約16%減、年休取得15.9日（平成29年度比0.1日増）の実績となりました。</p>	<p>引き続き、働きやすい職場づくり推進委員会を中心に、最新のICTの積極的な活用に取り組みます。また、ワークスタイル改革の一環として、全庁における共通業務を集約して実施する業務サポートセンターを設置するほか、多様な働き方を実現するためのテレワークの導入を検討します。</p>
<p>【区長室】 CATVを活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を行います。</p>	<p>【区長室】 ケーブルテレビはもちろん、広報みなと等も活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を行いました。</p>	<p>【区長室】 広報みなとやミナトマンスリーといった広報紙や、ケーブルテレビの広報番組を活用し、男女平等参画社会の視点に立った表現を推進します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 ・ 広報みなとや、ケーブルテレビで放送している港区広報番組において、男女平等参画社会の視点に立った表現を行いました。 ・ 女性活躍推進法に関する施策について計画を定め、または変更したときは、遅滞なく公表します。</p>		

		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	3 計画推進体制の充実	1 男女平等参画に関する広報・啓発の充実	153 広報・情報誌の充実 【区長室】 【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画社会実現に向けた啓発番組を制作し、ケーブルテレビ網やYouTubeで放送します。男女平等参画情報誌「オアシス」を区民参加のもと制作します。
		2 組織の連携	154 港区男女平等参画行政推進会議の連携強化 【人権・男女平等参画担当】 区の男女平等参画施策の推進に関し協議します。
			155 男女平等参画の視点での施策の見直し 【人権・男女平等参画担当】 区の施策をすべて男女平等参画の視点で見直します。
			156 男女平等参画施策を進める行動計画の策定と年次報告の作成及び公表 【人権・男女平等参画担当】 条例に基づく男女平等参画行動計画を策定します。さらに目標達成の検証を含めた年次報告を作成し公表します。
			157 在住・在勤者の意識・実態調査の実施・検証 【人権・男女平等参画担当】 在住・在勤者の男女平等参画社会についての意識を把握し、各事業の評価として、定期的に意識調査を実施します。 (前回調査:平成25年度実施)

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>【人権・男女平等参画担当】 今年度も年4回発行します。実施講座への反響なども参考に、テーマを選びながら現在の紙面構成やイメージはそのままに取り組んでいきます。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画情報誌「オアシス」は年4回、発行しました。特集記事として施設としてのリーブラの機能の紹介、天災が続いた状況を踏まえて災害時に女性と子どもを暴力から守る必要性、女子大学とアンコンシャスバイアス、これまで取り上げてこなかった図書資料室と男女平等に関する書籍紹介など、テーマ・領域を随時変更しながら記事の作成に努めました。特に、アンコンシャス・バイアスと女子大学では、心の性が女性であれば女性としての入学の対象としたお茶の水女子大学の学長へのインタビューは反響が大きかったです。</p>	<p>【人権・男女平等参画担当】 男女平等参画情報誌「オアシス」を発行します。毎回、男女平等参画に関するテーマを定め、広く区民に読まれる紙面づくりに努めます。 図書資料室の資料を、講座や月ごとのテーマに合わせて特集コーナーを設け、利用者の学びの機会を提供します。 館内掲示SNSによる情報発信に取り組めます。 シアターリーブラを隔月で実施します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律の成立にあわせて、政治分野における男女平等参画推進法（いわゆる候補者均等法）の条文を、見やすいように作成して館内に掲示する企画を長期間にわたって行いました。特に、内閣府が毎年発行している都道府県別の女性議員の人数と割合などを記したポスターが送付されてきたことから、あわせて掲示することで区民への理解と周知を促進する活動を館内で行いました。 ・男女平等参画情報誌「オアシス」を手に取りやすく、読みやすい形となるようにしました。昨年度以上に浜松町駅配布分をはじめ、持ち帰ってもらえることが増えました。 		
<p>男女平等参画行政推進会議の効果的な運営を図ることにより連携を強化し、全庁的に行動計画を推進します。</p>	<p>平成30年度は男女平等参画行政推進会議は開催しませんでしたでしたが、港区男女平等参画推進会議からの答申を受け、事業担当課からは、評価結果を受けての対応等について、回答をもらい、全庁的に男女平等参画行動計画を推進しました。</p>	<p>男女平等参画行政推進会議の効果的な運営を図ることにより連携を強化し、全庁的に行動計画を推進します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>男女平等参画推進会議で、行動計画計上事業の責任項目に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組についてを協議しました。平成30年度は男女平等参画行政推進会議は開催しませんでしたでしたが、男女平等参画推進会議からの答申を受け、事業担当課からは、評価結果を受けての対応等について回答をもらい、全庁的に女性活躍推進法の取組を推進しました。</p>		
<p>すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について、計上事業に係る事業実績調査等、積極的に取り組みます。</p>	<p>すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について、計上事業に係る事業実績調査等、積極的に取り組み、着実に実施しました。</p>	<p>すべての施策を男女平等参画の視点で実施するため、男女平等参画行動計画について、計上事業に係る事業実績調査等、積極的に取り組みます。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>男女平等参画行動計画について、各課に対し、計上事業に係る事業実績調査を行い、男女平等参画推進会議で調査審議を行いました。</p>		
<p>男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たします。年次報告書を翌年度予算編成に活かすため8月までに発行するとともに、区ホームページで公開します。</p>	<p>男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう、人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たしました。計画どおり年次報告書を発行しました。</p>	<p>男女平等参画行動計画に基づき、男女平等参画施策が総合的、計画的に進捗するよう人権・男女平等参画担当が中心的な役割を果たします。年次報告書を翌年度予算編成に活かすため8月までに発行するとともに、区ホームページで公開します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》</p> <p>年次報告は、行政内部の判断資料とするだけでなく、毎年ホームページで公表し、区民、事業者が男女平等参画への理解を深めました。</p>		
<p>次期港区男女平等参画行動計画の策定にあわせて平成31年度に調査を実施します。</p>	<p>平成31年度に調査を実施し、結果を男女平等参画行動計画に反映するため、平成30年度は事業を実施しませんでした。</p>	<p>次期港区男女平等参画行動計画の策定にあわせて今年度に調査を実施します。</p>

		事業名	事業内容
目標4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する	3 計画推進体制の充実	2 組織の連携	157 在住・在勤者の意識・実態調査の実施・検証 【人権・男女平等参画担当】
	4 区民・企業・教育機関等との連携	1 区民・企業・各種団体等との連携	158 男女平等参画推進会議の充実 【人権・男女平等参画担当】
			159 区民・団体等への支援 【人権・男女平等参画担当】
			160 NPO活動助成事業 【地域振興課】
			<p>在住・在勤者の男女平等参画社会についての意識を把握し、各事業の評価として、定期的に意識調査を実施します。 (前回調査:平成25年度実施)</p> <p>区長の付属機関として、学識経験者、団体、公募区民計15人の委員で構成する港区男女平等参画推進会議において、行動計画その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議していきます。</p> <p>男女平等参画に取り組む区民・団体の活動に対して男女平等アシストプラン等で活動資金を助成します。</p> <p>みなとパートナーズ基金を活用し、区内で活動するNPOやボランティア団体が行う公益活動に対し、その経費の一部を助成します。</p>

平成30年度目標	平成30年度実施・進捗状況	令和元年度目標
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 平成31年度に調査を実施し、結果を男女平等参画行動計画に反映するため、平成30年度は事業を実施しませんでした。</p>		
<p>男女平等参画推進会議を開催し、男女平等参画行動計画、その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議し、男女平等参画の実現に向けた取組を推進します。</p>	<p>男女平等参画推進会議を5回開催しました。「第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～32年度）平成29年度事業実績の評価及び前半3年間総括評価について」の諮問に対し、答申を受けました。</p>	<p>男女平等参画推進会議を開催し、男女平等参画行動計画、その他の重要事項を区長の諮問に応じ審議し、男女平等参画の実現に向けた取組を推進します。</p>
<p>《女性の活躍推進に関する取組》 ・平成31年度に調査を実施し、結果を男女平等参画行動計画に反映するため、平成30年度は地域の実情及び住民のニーズの把握についての事業を実施しませんでした。 ・男女平等参画推進会議において、8つの責任項目に属する30事業の平成29年度における取組について評価しました。評価にあたっては、事業ごとに設定された目標に対する進捗度や男女平等参画の視点での実施状況を6段階（A：ほぼ達成 B：おおむね達成 C：達成半ば D：不十分で課題がある E：不十分で課題が多い -：未実施）で評価しました。</p>		
<p>今年度は助成事業を6企画実施します。</p>	<p>助成事業を6企画実施しました。妊婦と仕事の関係性、落語とジェンダー、女性の政治参画促進講座、外国人と防災など、近年まれに見る多彩なテーマで6つの企画を実施することができました。どのテーマも男女平等参画センター（リーブラ）が単独で実施できる事業としては専門知識や事前の学習が必要なテーマが多かった中で、団体や企画者個人の専門性を土台に、事業実現までのステップが速やかに進んだことで、センター事業の多彩さをより豊かなものにすることができたと思われまます。</p>	<p>今年度は、6団体に団体育成助成金を助成し、事業実施を支援します。</p>
<p>引き続き、公平な視点で団体ヒアリング等、審査段階から男女平等参画の視点をもって審査します。活動助成決定団体については、さらに男女平等参画に留意した事業運営を行うよう注意喚起を行うとともに団体活動を支援します。</p>	<p>各団体に対して男女平等参画等の視点に立った運営をするよう注意喚起を行いました。 助成団体数：7団体</p>	<p>引き続き、公平な視点で団体ヒアリング等、審査段階から男女平等参画の視点をもって審査します。活動助成決定団体については、さらに男女平等参画に留意した事業運営を行うよう注意喚起を行うとともに団体活動を支援します。</p>

Ⅲ 港区男女平等参画推進会議
答申

第3次港区男女平等参画行動計画（平成27年度～
32年度）平成30年度事業実績の評価について

答 申

令和元年7月25日

港区男女平等参画推進会議

1 平成30年度事業実績評価の実施について

(1) 事業評価の意義

平成16年4月1日に施行された港区男女平等参画条例（以下「条例」という。）は、次の6つの基本理念を掲げています（条例第3条）。

- 1 人権尊重と性別による差別の解消
- 2 社会制度や慣行の中立性及び個性と能力の発揮の確保
- 3 意思決定過程での男女の平等参画
- 4 男女の家庭生活と社会生活の両立
- 5 生涯を通じての健康と妊娠・出産等に関する権利の尊重
- 6 教育の場での男女平等参画推進

この基本理念を実現していくために、区は港区男女平等参画行動計画を策定し（条例第12条）、それに基づいた事業を平成17年度から実施してきました。

事業評価は、平成27年3月に策定された第3次港区男女平等参画行動計画「一広げよう 男女平等」（以下「行動計画」という。）に盛り込まれた事業を第三者の立場で評価するものであり、条例第15条に基づいて設置された港区男女平等参画推進会議が区長の諮問に応じ、調査審議を行いました（条例第16条）。

港区男女平等参画推進会議委員は、学識経験者・区内の男女平等参画関係団体に属する者・公募区民から構成されており、この事業評価は区民目線で客観的に行ったものです。第三者による事業評価を行うことによって、様々な視点から事業の実施状況の課題が明らかになり、区は、それを今後の事業展開に生かしていくことができます。

(2) 事業評価の対象

平成27年3月に策定された行動計画には、条例の基本理念に基づき、次の4つの目標が設定されています。

- 1 ワーク・ライフ・バランスを推進する
- 2 あらゆる場における男女平等参画を推進する
- 3 人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
- 4 男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する

そのなかで、区が重点的に取り組むべき「施策の方向」を「責任項目」と位

置づけ、第三者評価の対象としています。

今年度の事業評価は、8つの責任項目に属する30事業の平成30年度における取組について評価しました。

【責任項目】

- 1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進
- 2 男性の家庭・地域への参加のための支援
- 3 審議会等委員の男女バランスへの配慮
- 4 女性の就労支援
- 5 幼少期からの男女平等参画の推進
- 6 暴力防止教育と啓発
- 7 相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化
- 8 区民に親しまれる施設としての機能の充実

(3) 事業評価の方法

今回の事業評価は、それぞれの事業について、担当課が事前に行った自己評価結果や事業に関する資料・データをもとに、港区男女平等参画推進会議が第三者の立場で取組を検証したものです。

評価にあたっては、事業ごとに設定された目標に対する進捗度や男女平等参画の視点での実施状況から、「ほぼ達成」「おおむね達成」「達成半ば」「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」の6段階で評価結果を表現し、どの段階にあるのかを判断しました。なお、評価については、責任項目毎に設定した評価基準を踏まえています。

具体的な作業は、港区男女平等参画推進会議を2つの作業部会に分け、第一作業部会は新田委員が部会長に、第二作業部会は高橋委員が部会長となり、必要に応じて担当課職員等から事業に関する説明を受ける中で、各事業の評価を全委員で議論し、その結果を最終的な評価としました。なお、港区の評価の特徴は各事業の評価理由を具体的に示しているところですが、これは各作業部会における議論により決定しています。

(4) 事業評価の結果

今回の事業評価結果は、責任項目8項目のうち「ほぼ達成」が1項目、「おおむね達成」が4項目、「達成半ば」が3項目であり、「不十分で課題がある」「不十分で課題が多い」「未実施」はありませんでした。前年度と同じ評価結果であることから、引き続き次年度に向けて、今回「おおむね達成」であった責任項目については「ほぼ達成」を、「達成半ば」であった責任項目については「ほぼ達成」「おおむね達成」を目指す必要があります。

責任項目下の個別の事業の今回の事業評価結果は、「ほぼ達成」が6事業、「おおむね達成」が18事業、「達成半ば」が6事業となっており、全30事業のうち8割以上の事業が「ほぼ達成」もしくは「おおむね達成」の状態にあります。「ほぼ達成」もしくは「おおむね達成」の事業数は、前回の事業評価結果（23事業）を1つ上回っており、行動計画に計上した各事業が着実に進行していることを示すものであると考えます。「達成半ば」と判断された事業数は前回（7事業）から1つ減少しましたが、残る6事業については、取組の充実を図り、「ほぼ達成」「おおむね達成」を目指すことが必要です。また、「ほぼ達成」もしくは「達成半ば」の事業については、担当課において絶えず男女平等参画の視点で取組の意義及び取組がもたらす効果について意識し、これまで以上に効果的な取組を行うことが求められます。

行動計画の残り2年間の取組を進める上では、港区男女平等参画推進会議が事業評価に際して行った議論をまとめた「評価理由等」を参考にいただき、可能な限り次の年度の取組に反映させていただきたいと考えます。

港区男女平等参画推進会議は、行動計画の目標の実現に向けて、最終年度を見据えて積極的な取組が展開されることを期待します。

責任項目 1	目 標 1	ワーク・ライフ・バランスを推進する
	課 題 1	企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進
	施策の方向1	ワーク・ライフ・バランスの理解促進

○ 評価基準

1. ワーク・ライフ・バランスに取り組むことの必要性・重要性をアピールできましたか。
2. 最新の情報提供に努めていますか。
3. 資料の配布方法、関係機関との連携など、より効果的・効率的な情報提供にむけて工夫しましたか。
4. 事業の効果をデータその他を用いて検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	<p>責任項目全体を通して、事業所管課の努力が認められるとともに、評価に必要な情報が十分に整理されていると言えます。現状は目標達成に近い状態であると考えられますが、各種講座の参加率向上やハンドブックの配布効果の検証など、引き続き取組を充実させることを期待します。特に、情報を必要とする人に情報が的確に届くようにするため、周知方法の工夫が必要です。</p> <p>働き方改革関連法の施行に伴う各種制度改正が行われる中で、在勤者や区内企業に対してワーク・ライフ・バランス推進に向けた働きかけを強化するようにしてください。</p>

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
1 ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の促進	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度から 30 年度にかけて、新規認定企業数が大幅に増加しており、区の積極的な取組を評価します。今後、区が認定企業を丁寧にフォローアップし、認定の継続（更新）がなされることを期待します。 ・認定を取得することによるメリットを企業が明確に認識できるようになれば、今後さらに応募企業数が増加するものと考えられます。例えば、認定企業のみが使用できる認定マークを作成すること等を提案します。
2 区との契約希望事業者に対する働きかけ【拡充】	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・長期継続契約の主な対象業種に向けてワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の普及を図ることについては、平成 29 年度評価の際にも指摘したところですが、引き続き取組がなされることを期待します。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業認定の申請の際に、人権・男女平等参画担当が窓口等でヒアリングを行うなど、区による働きかけの効果検証を行っていることについては評価できます。今後、こうした取組を継続して行うことを期待します。

事業名	評価	評価理由等
3 企業・事業者向け講座・講演会の開催	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> 労働法等に関するセミナーの内容を充実させたことや、開催回数を増やしたことなど、事業所管課が工夫しながら取組を進めていることが分かります。 ただし、講演会（セミナー）の参加者数を見ると、定員をやや下回っているケースがあります。次年度以降はできるだけ定員を満たすように取り組んでください。 企業向け出前講座については、参加者の満足度が高くなっていますが、一部の講座では満足度の伸び悩みが見られます。次年度以降は全ての講座で十分な満足度が得られることを期待します。 「働き方改革関連法」の施行に伴い、新たな制度が導入されていますので、セミナー等を通して継続的に周知を図るようにしてください。
4 労働関係法等関係法令、各種制度の周知	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> 「ポケット労働法」が増刷されたこと、内容の改定が行われていることについては評価できます。 「ポケット労働法」の活用と配布、検証については、事業担当課で幅広く検討し、関係法令・各種制度を周知する上でさらに有効なものとなることを期待します。また、若年層に対する啓発を念頭に、冊子形態だけでなく、デジタルデータの提供についても検討してください。 悩みごとを抱えていたり、相談を必要とする区民が男女平等参画に関する苦情等申出制度や区の各種相談窓口を確実に利用できるよう、周知啓発に努めてください。
5 ワーク・ライフ・バランスハンドブックの普及・活用	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度評価における指摘事項を踏まえ、中小企業のためのワーク・ライフ・バランス推進ガイドブックの内容の見直しが行われた点について、評価します。 今後、ガイドブック内に区委託事業者のワーク・ライフ・バランス特設ホームページへのリンクを掲載したり、ワーク・ライフ・バランス認定企業の取組を紹介する記事を掲載するなど、さらなる内容の充実にも努めることを期待します。
6 ワーク・ライフ・バランスに関する取組充実	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス経営セミナーが2回実施されていますが、いずれも参加者数が定員をやや下回っています。テーマを工夫することや商工会議所・商店会等との協働を進めるなど、参加者数の増加を図ることが必要です。 出前ワーク・ライフ・バランス相談は、相談を必要とする企業が躊躇せずに参加できる取組であると考えられます。今後、この事業の評価に際して、出前ワーク・ライフ・バランス相談の件数を指標とすることを検討してはいかがでしょうか。

責任項目 2	目 標 1	ワーク・ライフ・バランスを推進する
	課 題 5	男性の家庭・地域への参加促進
	施策の方向2	男性の家庭・地域への参加のための支援

○ 評価基準

1. 男性向け講座や男性の子育て支援制度等について、広報・周知できましたか。
2. 男性向け講座や男性の子育て支援制度等を利用しやすくするための工夫を行いましたか。
3. 事業の効果をデータその他を用いて検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	<p>事業所管課が努力しながら各種講座を継続的に実施しており、男性向け講座参加者からの満足度が高水準であることは評価できます。また、近年育児休業や介護休業等を男女とも取得することに対する社会的な理解が深まったことを背景として、育児休業・介護休業に関する各種奨励金制度の申請件数の継続的な増加が認められます。今後も対象者のニーズを十分に考慮した講座の運営や、区内中小企業に対する働きかけを継続して、港区における男性の働き方・暮らし方を変えていくための取組が進むことを期待します。</p>

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
60 男性向け講座の充実 《新規》	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・男性向けの講座が継続的に実施されていることについて、評価できます。 ・男性向けの講座のテーマ設定については、さらなる工夫がなされることを期待します。平成30年度には男性の介護をテーマとした講座が実施されていませんが、今後は男性が家事・育児・介護に主体的に参加することを促す講座を最適な時期に実施するなど、対象者のニーズを的確に捉えるようにしてください。 ・幼稚園で行われる活動の中に、男女平等参画の視点を加え、男性（父親）に向けた取組を意識することも有効と考えます。
61 男性の育児休業・介護休業への取組の支援 《新規》	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・「子育て支援奨励金」をはじめとした各種奨励金制度の利用実績が増加を続けており、この制度が区内の事業者に着しているものと言えます。さまざまな機会を捉えてPRを行っている事業担当課の取組は評価できます。 ・今後は、特に「介護支援奨励金」に焦点を当てて区内の中小企業への普及を図り、利用実績がさらに増加することを期待します。

責任項目 3	目 標 2	あらゆる場における男女平等参画を推進する
	課 題 1	政策・方針決定過程への女性の参画促進
	施策の方向1	審議会等委員の男女バランスへの配慮

○ 評価基準

1. 区の政策・方針決定過程に男女がともに参加できるための工夫をしましたか。
2. 審議会担当課と関係課が連携して、女性の参加率向上のための取組を進めましたか。
3. 女性の参画状況について、データを収集して検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
C 達成半ば	各審議会の委員選任方法や女性委員比率を定期的に把握し、目標を下回った審議会所管課に対する働きかけの強化や、審議会開催時の一時保育の実施、審議会開催時刻の多様化などを通じて、区の政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、男女ともに参加しやすくするための工夫が続けられています。しかし、区全体としての女性委員比率は依然として目標値を下回っており、さらなる努力が必要です。一時保育利用に関する資料の整理法を再考するほか、各審議会所管課に対して取組実績の報告を求めたり、介護を抱える世代を対象としたサービスの拡充などを目指してください。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
62 審議会等委員の女性参画の推進	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度以前に引き続き、人権・男女平等参画担当が各審議会の女性委員比率や委員選任方法を定期的に把握し、審議会所管課に対して女性委員の選任を働きかけていることは評価できます。また、各審議会所管課に対し、女性委員比率の改善を呼びかけた文書を発出しており、啓発活動がなされているものと認められます。 ・しかし、女性委員比率の伸びは頭打ち状態であり、今後も努力が欠かせません。例えば、事業実績調査の際に取組状況（どのような意識で取組を行ったか）の記載を求めると、各審議会所管課に対する意識づけを図る余地がまだあるのではないかと考えます。

事業名	評価	評価理由等
63 性別にかかわらず参加できる工夫	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> • 審議会の開催に際して、一時保育を積極的に実施している点や、開催時間を柔軟に設定していることなど、引き続き性別にかかわらず参加できる工夫を行っていることが認められます。ただし、資料として提示された保育に関する実績は、審議会での利用とイベント（その他）での利用を完全に区分しきれない面があり、実態を分析する上で困難を感じました。 • 審議会委員の年齢構成を考えると、今後は親世代（高齢者）を介護中の委員に対するサポートを充実させる必要があります。区内で実施されている「おむすびサービス」（港区社会福祉協議会）等との連携を含め、支援の仕組みについて検討することを提案します。

責任項目 4	目 標 2	あらゆる場における男女平等参画を推進する
	課 題 2	働く場における男女平等参画の推進
	施策の方向1	女性の就労支援

○ 評価基準

1. 女性の就職・再就職・起業支援事業の内容と意義について、広報・周知に努めましたか。
2. 講座等への参加のしやすさを高める努力を行いましたか。
3. 事業の効果をデータ等によって検証しましたか。

● 総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	各事業とも計画の目標が「セミナー等の開催 年1回以上」であり、既に達成されている状態が続いています。今後、計画の目標を改定する機会があれば、水準を高めに見直すことを検討してください。女性の起業については、修了者同士の連携支援や講座修了後の追跡調査等の取組を通して、単に講座を実施するだけでなく、起業の実現までを見据えた支援が行われることを期待します。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
67 女性の就職・再就職支援	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> • 50歳代の女性向けの再就職支援講座や大学生を対象としたジェンダー講座について、対象者がより参加しやすくなるよう、事業担当課において講座内容や開催場所を工夫・検討することを期待します。 • 今後の評価に際しては、事業所管課である人権・男女平等参画担当と産業振興課がよく連携して、表記を揃えるなどわかりやすい事業報告書を作成してください。
68 女性の起業支援《新規》	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> • 女性向けの起業講座について、申込達成率と満足度が高く、講座が継続的に実施されていることは評価できます。今後も引き続き、継続して取組が行われることを期待します。 • 起業講座修了者が実際に起業を実現できたかどうかを把握することや、受講者（修了者）同士の情報共有・助け合いを支援することは重要と考えます。こうした視点から、今後の取組を検討してはいかがでしょうか。

責任項目 5	目 標 2	あらゆる場における男女平等参画を推進する
	課 題 4	教育の場における男女平等参画の推進
	施策の方向1	幼少期からの男女平等参画の推進

○ 評価基準

1. 男女平等の視点に立った保育・教育を推進するため、関係機関同士が連携して取り組むなど工夫をしていますか。
2. 研修や講座への参加のしやすさを高める努力を行いましたか。
3. 啓発冊子やポスター等で男女平等教育に対する啓発・周知を行っていますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
C 達成半ば	<p>幼少期からの男女平等参画の推進のため、事業所管課が子どもや教職員等の意識を高めることについて認識を持っていることがわかりましたが、教育現場での具体的な取組の状況が依然として判然としない面があります。今後、責任項目内の各事業の関係性等をよく整理した上で、従来の事業報告書の記述内容を見直し、評価に資する情報を的確に記載するようにしてください。また、事業実施にあたっては、男女平等の視点を常に意識しながら、家庭や地域社会等との連携も視野に入れることを期待します。</p>

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
84 乳幼児の保護者への男女平等参画の啓発《新規》	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> • 計画の目標（講座等の開催 年1回以上）が達成されており、出前講座の受講者である若手の保育士、園長から高い評価を得ている点について、評価できます。 • その一方で、目標の水準がやや低いと考えられるほか、前年度と比べて事業実施上の工夫箇所が見出せません。講座は単に開催回数を増加させることだけを追求するのではなく、質の向上を図ることが重要です。また、講座の開催結果を広く周知して次年度の取組につなげるなど、実施後の波及効果の拡大に向けた取組が行われることを期待します。
85 多様な価値観を育む保育の充実《新規》	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> • 研修実施後に受講者にアンケートを行うとともに、研修内容を保育園にフィードバックするようにしている点や、研修に参加できない保育園に対して資料配布を行っていること、年度当初に研修計画を通知して保育園の職員が参加しやすくなるようにしている点については、評価できます。 • 引き続き、研修への参加者数の拡大を図るための取組が行われることや、研修の効果が各保育園で浸透することを期待します。

事業名	評価	評価理由等
86 学校教育における男女平等教育の推進	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> 港区独自の取組であるリーフレット「見直そう人権感覚」が作成され、各学校に活用を促していることについては評価できます。 前年度の評価の際、評価理由で事業報告書に「見直そう人権感覚」作成等について記載することを求めましたが、今回の事業報告書でも対応がなされていません。こうした情報を記載することは重要と考えますので、取組を引き続き求めます。
87 ぶれあい体験の充実	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> 区内の各幼稚園・小中学校において、意義のある「ぶれあい体験」の取組が行われていることがわかります。しかし、実際にどのような意識の下で活動が行われたのか、その成果をどのようにして男女平等参画意識の向上に結び付けるかが、事業報告書で明示されていません。次年度以降は、区としての考え方を明記するようにしてください。 ぶれあい体験の準備が教員の負担となっているものと見受けられます。自治会や老人会など地域社会との協働も視野に入れながら、効率的な運営に努めるべきと考えます。 東京オリンピック・パラリンピックの開催が迫る中で、今後はダイバーシティの観点から、障害者や外国人との交流に発展させることも考慮してください。
88 性教育の推進	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> 各学校で学習指導要領に基づき、指導計画に沿って性教育が適切に実施されているものと見受けられます。 今後も工夫を図りながら、取組を継続して実施することを期待します。このことを通して、児童・生徒に性に関する正しい知識が浸透することを期待します。
89 生活力を身につける教育の実践	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> 生活力を身につける教育が工夫しながら実施されているものと見受けられます。今後、区内全ての幼稚園・学校で実施されることを期待します。 生活力が子どもの身についたことを判断する具体的な指標がなく、この事業の達成度合いの判断が難しい面もあります。 取組にあたっては、家庭との連携が重要です。幼稚園・学校における指導について家庭が理解し、子どもの実践を促すことについて考えながら、取組を継続することを期待します。
90 男女平等教育の技術向上及び男女平等意識の醸成	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> 東京都の人権教育プログラムに基づき、各種取組が行われています。今後は港区の地域性も踏まえ、区としての取組を推進することを期待します。 この事業は、事業 86（学校教育における男女平等教育の推進）との位置付けの違いが分かりにくい面があります。それぞれの違いが明確になるよう、事業報告書を工夫して作成してください。

事業名		評価	評価理由等
91	私立学校への働きかけ	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> • 人権啓発冊子「大切なこと」の見直しが定期的に行われており、最新の情報を反映した上で私立学校に配布されています。 • 今後、啓発冊子の電子データの提供や、区による働きかけを受けた私立学校における取組状況の把握などが行われることを期待します。

責任項目 6	目標 3	人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
	課題 2	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
	施策の方向1	暴力防止教育と啓発

○ 評価基準

1. 教育・啓発の対象を明確にしつつ、より広く多くの人々が「教育・啓発」を受けるための工夫をしていますか。
2. 関心の低い人も含めて区民に向けて配布物などや必要な情報を届けるための工夫をしていますか。
3. 実施された教育・啓発事業、配布されたパンフレットなどに関する区民からの問い合わせや意見を収集・対応するために庁内が連携していますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
C 達成半ば	パンフレットやリーフレットの配布など、DVに関する意識啓発を継続していることは評価できますが、制作した資料を周知する方策についてはいまだ改善の余地が多分にあります。インターネット上での資料掲載や将来的なAIによる相談受付を検討するとともに、インターネットを介さない情報拡散のため、区内の各種施設や大使館などの協力も得る必要があります。若年層の啓蒙にあたっては、計画的な広報活動を行うとともに、対象年齢層をさらに低く設定して、広報活動の徹底を図るべきと考えます。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
106 ドメスティック・バイオレンスに関する意識啓発	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブックの内容の見直しや、持ち運べるリーフレットの作成と区の各施設への設置など、事業所管課が努力して取り組んでいることがわかります。 ・その一方で、インターネットの活用がいまだ検討段階にとどまっています。まずはリーフレットの電子データを区のホームページに掲載し、情報を必要とする人の目に触れやすくすることが必要です。加えて、現在実証実験中のAIによる相談受付の実効性を検証し、実用に向けた準備を進めることを期待します。 ・インターネットが身近ではない被害者に対する働きかけとしては、引き続きポスターや展示等による活動が必要です。その際、医療機関や店舗など、より多くの機関に展開できるような方策を検討してください。

事業名	評価	評価理由等
107 国際化に対応した多言語リーフレットの増刷	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> 多言語リーフレットが関係機関や区内の各種相談窓口に設置されており、実際に外国籍の被害者からの相談を受け付けている点、また在外大使館での周知という新たな取組を行った点については、評価できます。 リーフレットの増刷に加え、電子データを早急に区のホームページに掲載し、多くの人の目に触れられるような措置を講じる必要があります。 今後はその他の大使館や医療機関、飲食店など、外国人居住者との接点の多い機関に対して積極的に周知活動を行うとともに、法務局など区以外の組織が作成した資料なども積極的に活用して、広報活動を進めることを期待します。
108 デートDVに関する意識啓発《新規》	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> 意識啓発のための講座を用意し、また区内の高校に対して年度当初に情報提供が行われていることは評価できます。しかし、平成30年度の出前講座の依頼が0件であるように、各学校の年間予定に組み込まれるような広報になっていない可能性があります。学校が次年度の年間予定を策定し始める時期に合わせて再度案内を送付するなど、出前講座の活用に向けた工夫が必要です。 デートDVやその他性犯罪被害の低年齢化傾向に鑑み、区内中学校なども啓発対象に位置付けることを検討することを提案します。 インターネットの活用という点で、情報を広く公開するとともに、区のホームページをポータルサイトと位置付けて、既に被害者支援に取り組んでいる団体のサイト等へ誘導するような形をとってはいかがでしょうか。

責任項目 7	目標 3	人権の尊重と生涯を通じた健康を支援する
	課題 2	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
	施策の方向6	相談から自立までの切れ目のない支援を支える体制の強化

○ 評価基準

1. DV被害者の心身の回復をサポートするために、様々な関係機関や民間の専門機関との連携を活かした支援が行われていますか。
2. 相談から自立まで必要な情報を当事者に届けるための工夫がされていますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
B おおむね達成	相談員の質の向上に向けた研修やスーパーバイズの実施、他の自治体職員やNPOとの連携など、前年度に続き、DV被害者の心身の回復をサポートするための体制が整備されており、連携先の機関とよく調整できている点は評価できます。次年度以降の評価に際しては、個々の事業名称に固執せず、実際に行われている取組の内容をなるべく事業報告書に記載するようにしてください。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
119 相談から自立までの一貫した支援	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> • 引き続き「ひとり親家庭ハンドブック」を作成し、相談に訪れたDV被害者に配布している点や、リーブラの離婚講座との連携を視野に入れて取り組んでいる点については評価できます。 • DVという問題の性格上、他機関・部署との情報共有が難しいことは理解できますが、東京都福祉保健局や港区の子ども家庭支援センター、地域の民生委員などとの協力関係をより積極的に構築した方がよいと考えます。 • 平成 29 年度評価で指摘した事業 120（加害者更生プログラムの情報提供）との連携、ひとり親家庭の母親のみならず離婚に至っていない女性や、虐待を受けている子どもに対する支援など、関連した諸問題への対処システムの作成についても検討してください。
120 加害者更生プログラムの情報提供	C 達成半ば	<ul style="list-style-type: none"> • 広報みなと等を通じて、加害者更生プログラムについて情報提供を行っているものの、平成 30 年度の相談件数は 0 件であり、成果を挙げているとは言えない状態です。 • 加害者が更生プログラムを利用することを期待する立場にある被害者に向けた広報を拡充するとともに、DV被害者支援に関わる他部署・他機関との連携を深めるなど、広報の充実により一層努めることを期待します。

事業名	評価	評価理由等
121 相談員の体制と研修の 充実	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> • 配置されている相談員の人数が充足しているほか、研修の機会が設けられており、積極的に参加している点や、相談窓口について施設面の配慮がなされている点については、評価できます。 • 引き続き、相談員のスキル向上を通して、被害者が安心して相談できる体制づくりに取り組むことを期待します。
122 NPOと連携した他県 との婦人相談員連携会 議の活用	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> • 東京都の婦人相談員、母子・父子自立支援員連絡研究会や配偶者暴力相談センター連絡協議会といった実務者会議に相談員が参加しているほか、DV被害者を支援するシェルターを運営するNPOとの協力関係を構築しているなど、連携強化の取組が着実になされています。 • 支援の全体像を把握し、的確な評価を実施する観点から、事業報告書には参考となる情報を十分に記載するようにしてください。

責任項目 8	目標 4	男女平等参画社会実現に向けた推進体制を充実する
	課題 1	拠点施設リーブラの充実
	施策の方向1	区民に親しまれる施設としての機能の充実

○ 評価基準

1. 男女平等推進の拠点施設としてのリーブラ（及びリーブラで行われている事業）をより多くの人に知らせる工夫をしていますか。
2. 利用者の意識向上、活動団体の育成などに効果的な支援を行っていますか。
3. 行政と連携し、区内の企業・大学・NPOなどと連携し地域づくりに寄与していますか。

● 総合評価

評価	評価理由等
A ほぼ達成	リーブラでは、多くの区民が身近な施設と感じながら利用できるような環境の整備が行われています。あわせて、登録団体が活動しやすい環境も整備されています。今後も引き続き、社会情勢の変化を的確に捉えながら、広報の充実を図り、これまで以上に区民や団体の活動を支援することを期待します。

● 事業別評価

事業名	評価	評価理由等
139 幅広く区民から親しまれるリーブラの機能の充実	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> ・リーブラの利用者や団体からの要望を受け止めて徐々に運用の改善が図られており、全般として使い勝手が向上していると見受けられます。リーブラ図書室の図書購入の予算が確保されているほか、新着図書の情報提供体制も整備されていることは評価できます。 ・さらに、リーブラ図書室の蔵書は、最新の法改正等に対応した参考書籍が並びように、選書を絶えず見直し、最新の情報に対応した蔵書構成となることを期待します。
140 区民・団体の活動支援	B おおむね達成	<ul style="list-style-type: none"> ・リーブラの登録団体（推進団体、学習団体）数について、登録要件の緩和が行われたものの、全体として前年度の状況がほぼ変化していません。 ・助成事業の申請準備時点から団体の相談に応じるなど、リーブラとして団体の助成事業利用を支援する仕組みが機能しています。今後、登録団体以外にも幅広く情報が届くような状態を目指す必要があります。 ・リーブラでは、現在ツイッターなどのメディアを利用した広報が行われていますが、今後さらに有効な広報体制が整備されることを期待します。

事業名		評価	評価理由等
141	区民・団体の活動との連携	A ほぼ達成	<ul style="list-style-type: none"> 外部団体との協力事業数、運営協議会、団体育成・活動助成といった計画の目標がいずれも達成されています。今後、区内の学校の校外学習の受け入れを図るなどの取組が行われることを期待します。 日本語教育推進法の成立に伴い、外国人に対して日本語教育を行うことが地方自治体の責務とされました。そうした中で、リーブラでは既に登録団体等により外国人向けの日本語教室の取組が行われており、評価できます。 今後も引き続き、区民・団体の活動との連携強化が進むことを期待します。

審議経緯

開催日	内容
令和元年 5 月 13 日	諮問 第 3 次港区男女平等参画行動計画（平成 27 年度～32 年度）平成 30 年度事業実績の評価について検討 作業部会開催
令和元年 6 月 3 日	第 3 次港区男女平等参画行動計画（平成 27 年度～32 年度）平成 30 年度事業実績の評価について検討 作業部会開催
令和元年 6 月 24 日	第 3 次港区男女平等参画行動計画（平成 27 年度～32 年度）平成 30 年度事業実績の評価について検討 作業部会開催
令和元年 7 月 25 日	第 3 次港区男女平等参画行動計画（平成 27 年度～32 年度）平成 30 年度事業実績の評価について 答申

港区男女平等参画推進会議委員名簿

(任期：平成30年7月16日～令和2年7月15日)

氏名	所属など		備考
学識経験者			
◎大槻 奈巳	聖心女子大学教授		
高橋 勇	慶應義塾大学教授		
○新田 香織	特定社会保険労務士		
区内の男女平等参画関係団体に属する者			
山崎 英子	地域社会	港区民生委員・児童委員協議会	
尾崎 直美	教育	NPO法人 みなと授業錬成アカデミー 元港南幼稚園長	
門脇 睦美	生涯学習	一般財団法人 女性労働協会 専門委員	
野中 寿彦	人権啓発	公益財団法人 人権教育啓発推進センター 筆頭部長兼事業部長 調査研究室長	
長尾 哲治	雇用	港区商店街連合会	
藤田 多恵	メディア	株式会社 TBSテレビ 人事労政局 担当局長	
公募区民			
上田 祐子	公募区民		
大村 公美子	公募区民		
小泉 友香	公募区民		
永井 美保子	公募区民		
福島 正純	公募区民		
船尾 豊子	公募区民		

◎は会長、○は副会長

資 料

港区男女平等参画条例

平成 16 年 3 月 19 日

条例第 3 号

目 次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 性別による権利侵害の禁止等（第 7 条・第 8 条）

第 3 章 基本的施策等（第 9 条—第 14 条）

第 4 章 港区男女平等参画推進会議（第 15 条—第 18 条）

第 5 章 苦情等の申出（第 19 条—第 22 条）

第 6 章 雑則（第 23 条）

付則

私たちは、すべての人が人権を保障され、性別により差別されずに、一人一人の人権がかけがえのないものとして尊ばれる社会の実現を願っている。

港区は、昭和五十三年に女性問題の担当部門を設けたのをはじめ、婦人会館の開設、婦人総合計画の策定など、先駆的に男女平等参画に取り組み、性別による差別の解消に努めてきた。

こうした取組によって、男女平等は前進してきているものの、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行は、今なお存在している。これらを解消し、男女平等を実現するには一層の努力が不可欠である。

港区は、世界に情報発信する国際性豊かな都市であり、基本構想に人間性の尊重を掲げ、性別や国籍の違いをこえて、人権が守られる地域社会の実現を目指している。

私たちは、港区の歴史に誇りを持ち、未来に希望を抱き、同時にすべての人が性別にとらわれず自分らしく豊かに生きることのできる男女平等参画社会を実現する固い決意を込めて、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女平等参画社会の形成に関し、基本理念を定め、港区（以下「区」という。）、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め、男女平等参画の推進に関する施策（以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を発揮する機会が確保されることにより、対等な立場で家庭、学校、職場、地域等の活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。
- 三 区民 区内に居住し、勤務し、在学し、又は滞在する者をいう。
- 四 事業者 営利、非営利の別にかかわらず、区内において事業活動を行う個人、法人及び団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女平等参画社会を形成するため、次に掲げる事項を基本理念として定める。

- 一 すべての人の人権を尊重し、性別による差別的取扱いの解消を図ること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行を解消するよう努め、国籍にかかわらず、すべての人がその個性と能力を発揮できるようにすること。
- 三 男女が、家庭、学校、職場、地域等において意思決定の過程に平等に参画すること。
- 四 男女が、相互の協力及び社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭における生活（以下「家庭生活」という。）の責任を分かち合うとともに、家庭生活と、職場、地域等における生活（以下「社会生活」という。）とを両立させることができるようにすること。
- 五 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯を通じての健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。
- 六 学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育の場において男女平等参画の推進に取り組むこと。

(区の責務)

第 4 条 区は、基本理念にのっとり、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 区は、男女平等参画施策を推進するに当たり、区民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。
- 3 区は、男女平等参画施策を推進するため、必要な体制の整備及び財政上の措置を講ずるものとする。

(区民の責務)

第5条 区民は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、家庭、学校、職場、地域等において主体的に男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

2 区民は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女平等参画社会について理解を深め、その事業活動に関し、男女平等参画を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、区が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、学校、職場、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、配偶者等への暴力、児童虐待(児童買春、児童ポルノに係る行為等を含む。)その他の暴力的行為(精神的なものを含む。以下「暴力的行為」という。)をしてはならない。

(公衆に表示する情報についての留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、女性に対する暴力的行為を助長する表現その他の性別による差別を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策等

(基本的施策)

第9条 区は、男女平等参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- 一 男女平等参画に関する学習機会の提供及び意識啓発を行う施策
- 二 多様な情報伝達媒体からの情報を各人が能動的に解釈し、自ら発信する能力を育成する施策
- 三 暴力的行為その他の人権侵害の根絶を図るとともに、これらの被害を受けた者に対し必要な支援を行う施策
- 四 男女が共に家庭生活と社会生活とを両立し、自立して豊かに暮らすことができるようにする施策
- 五 生涯を通じた健康づくりを支援し、妊娠、出産等に関する権利を尊重する施策
- 六 男女平等参画の推進に関する調査研究、情報の収集及び分析並びに情報の提供を行う施策

(付属機関等への男女平等参画の機会確保)

第10条 区長は、男女平等参画を推進するため、区の付属機関等の委員の男女構成に

ついて、第 12 条第 1 項に規定する行動計画に数値目標を定めるものとする。

(雇用の分野における男女平等参画の推進)

第 11 条 区は、事業者に対し、雇用の分野における男女平等参画を推進するため、情報の提供その他必要な支援に努めるものとする。

2 区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女平等参画に関する調査及び広報についての協力を求めることができる。

3 区は、必要があると認めるときは、区との契約を希望する事業者に対し、男女平等参画の推進に関する報告を求め、適切な措置を講ずるように協力を求めることができる。

4 区は、男女平等参画の推進に関して積極的な取組を行っている事業者を表彰することができる。

(行動計画)

第 12 条 区長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

3 区長は、行動計画を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映できるように適切な措置を講ずるとともに、あらかじめ第 15 条に規定する港区男女平等参画推進会議の意見を聴かなければならない。

4 前 2 項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第 13 条 区長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について、年一回報告書を作成し、これを公表するものとする。

(拠点施設)

第 14 条 区は、港区立男女平等参画センターを拠点として、区民及び団体による男女平等参画に関する活動への支援その他の男女平等参画施策の推進に関する事業を実施するものとする。

第 4 章 港区男女平等参画推進会議

(設置)

第 15 条 男女平等参画の推進を図るため、区長の付属機関として、港区男女平等参画推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 16 条 推進会議は、行動計画その他男女平等参画の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査審議し、答申するものとする。

2 推進会議は、行動計画に基づいた施策の実施状況について調査審議し、必要に応じて区長に意見を述べることができる。

(組織)

第 17 条 推進会議は、区長が委嘱する委員十五人以内をもって組織する。

2 区長は、前項の委嘱に当たっては、委員の男女構成が均衡するよう努めなければならない。

(任期)

第 18 条 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 苦情等の申出

(苦情等の申出)

第 19 条 区民及び事業者は、区長に対し、次に掲げる事項について苦情及び相談の申出（以下「苦情等の申出」という。）をすることができる。

- 一 区が実施する男女平等参画施策又は男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事項
- 二 性別による差別等男女平等参画を阻害する要因により人権が侵害されたと認められる事案に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については苦情等の申出をすることができない。

- 一 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- 二 法令の規定により、不服申立てを行っている事項又は不服申立てに対する裁決等のあった事項
- 三 苦情等の申出の処理に関する事項

(苦情等の処理)

第 20 条 区長は、苦情等の申出を受けた場合は、男女平等参画社会の形成に資するよう適切に対応するものとする。

2 区長は、苦情等の申出について適切かつ迅速に処理するため、港区男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

(苦情処理委員の所掌事項)

第 21 条 苦情処理委員は、苦情等の申出について、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行う。

- 一 苦情等の申出に係る調査を行うこと。
- 二 第 19 条第 1 項第一号に規定する事項に関し、是正の勧告又は改善意見の表明をし、その内容を公表すること。
- 三 第 19 条第 1 項第二号に規定する事項に関し、関係者に対し助言、指導、是正の要請及び意見の表明をすること。

(定数等)

第 22 条 苦情処理委員は、三人以内とし、男女平等参画の推進に深い理解と識見を有する者のうちから、区長が委嘱する。

2 苦情処理委員の任期は、二年とし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 雑則

(委任)

第 23 条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第 5 章の規定は、施行日から起算して 6 月を超えない範囲内において区規則で定める日から施行する。

港区男女平等参画条例施行規則

平成 16 年 3 月 19 日

規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、港区男女平等参画条例（平成十六年港区条例第三号。以下「条例」という。）第二十三条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(男女平等参画推進会議)

第 3 条 条例第十七条に規定する港区男女平等参画推進会議（以下「推進会議」という。）の委員は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に掲げる員数以内を区長が委嘱する。

- 一 学識経験者 三人
- 二 区内の男女平等参画関係団体に属する者 六人
- 三 区民のうちから公募により選定した者 六人

- 2 推進会議に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選より選出し、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

- 第 4 条 推進会議の会議は、会長が招集する。
- 2 推進会議は、委員（会長及び副会長を含む。次項及び第四項において同じ。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
 - 3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
 - 5 推進会議の会議は、公開とする。ただし、推進会議が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。
 - 6 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(苦情処理委員)

第5条 区長は、条例第二十二条第一項の規定に基づく港区男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）の委嘱に当たっては、女性及び男性をそれぞれ一人以上選任するものとする。

2 区長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は苦情処理委員に職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、これを解嘱することができる。

3 苦情処理委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(申出の方法)

第6条 条例第十九条第一項の規定による苦情及び相談の申出（以下「苦情等の申出」という。）は、苦情等処理申出書（第一号様式）により行わなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、口頭で苦情等の申出をすることができる。

2 前項ただし書の規定により口頭で苦情等の申出をする場合は、区長は、その内容を聴取し、書面に記録するものとする。

(調査及び処理)

第7条 区長は、前条の苦情等の申出があったときは、苦情処理委員に対し、苦情等の申出の調査及び処理（以下「調査等」という。）を依頼するものとする。

2 前項の依頼を受けた苦情処理委員は、必要があると認めるときは、速やかに当該苦情等の申出の調査等をするものとする。この場合において、苦情等の申出の内容により必要と認めるときは、合議体を構成して調査等を行うことができる。

3 区長は、調査等を依頼した苦情等の申出が、条例第十九条第二項第一号又は第二号に該当するに至ったときは、苦情処理委員に調査等の中止を依頼するとともに、調査中止通知書（第二号様式）により申出をした者（以下「申出者」という。）に通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第8条 苦情処理委員は、調査を開始するときは、当該苦情等の申出に係る区の機関又は関係者に対し、調査開始通知書（第三号様式）により通知するものとする。ただし、条例第十九条第一項第二号に係る苦情等の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

2 苦情処理委員は、区の機関又は関係者に対し、当該苦情等の申出に係る説明又は資料の提出を求めることができる。

3 苦情処理委員は、職務を行う場合には、身分証明書（第四号様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の通知を受けた関係者は、当該申出者に対し、苦情等の申出を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

（是正の勧告等）

第9条 苦情処理委員は、条例第二十一条第二号に規定する是正の勧告又は改善意見の表明（以下「是正の勧告等」という。）をする場合には、是正勧告等通知書（第五号様式）により区の機関に通知するものとする。

2 苦情処理委員は、条例第二十一条第三号に規定する助言、指導、是正の要請又は意見の表明（以下「助言等」という。）をする場合には、助言等通知書（第六号様式）により関係者に通知するものとする。ただし、相当な理由があると認めるときは、口頭で通知することができる。

3 苦情処理委員は、是正の勧告等又は助言等をする必要のない場合は、その旨を速やかに、区の機関又は関係者に通知するものとする。

（調査結果等の通知）

第10条 苦情処理委員は、苦情等の申出について調査等が終了したときは、速やかに調査結果報告書（第七号様式）により区長にその結果を報告するものとする。

2 区長は、前項の報告があったときは、速やかに調査等の結果を、当該申出者に対し調査結果等通知書（第八号様式）により通知するものとする。

（是正その他の措置の報告）

第11条 区の機関は、是正の勧告等を受けた場合は、当該是正の勧告等に係る措置結果を是正措置報告書（第九号様式）により区長に報告しなければならない。

（庶務）

第12条 推進会議及び苦情処理委員の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

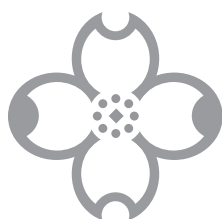
付 則（平成16年9月30日規則第85号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年3月31日規則第54号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

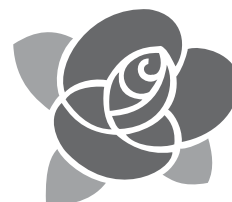
付 則（平成 22 年 3 月 29 日規則第 31 号）
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。



ハナミズキ



アジサイ



バラ

発行番号 31103-6421

港区の平和・人権・男女平等参画

令和元年度（2019年度）版 事業概要

令和元年（2019年）8月発行

発行 港区総務部人権・男女平等参画担当
港区芝公園一丁目5番25号
電話 3578-2111代表



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。
この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。